

149  
35

# 古今 名譽實錄

東京

春陽堂發行



第一卷

有所權版

古今名譽實錄出版ニ付募集廣告

從來春園に流布する野史傳記の類は事實を誤ること多く加之故らに眞事を撰へ虚誕を綴ひて且管窺女俗漢の耳目をのみ悦ばしむることを務め其眞を失ふもの少なからず殊に演劇講談に至りては其荒誕無稽最も甚しく善を誣ひ邪を庇し或は有名無實の人物を捏造し或は甲人の事蹟を採て乙者に附會する等の類夥多にしてあたかも名譽者の偉蹟を曖昧たらしむること少なからず又非常俊傑の言行にして埋没世に出でざるもの多し今弊堂之を慨して茲に本書の發行を企てたるものなるが今日正史の徵すべきもの少く其編纂の困難いふ可らず幸に大方諸子贊助の光榮を垂れさせ秘書玉簡の内本書の材料に適當たるものあらば乞ふ投資せられんことを但し相當の報酬を呈す

●新版豫告

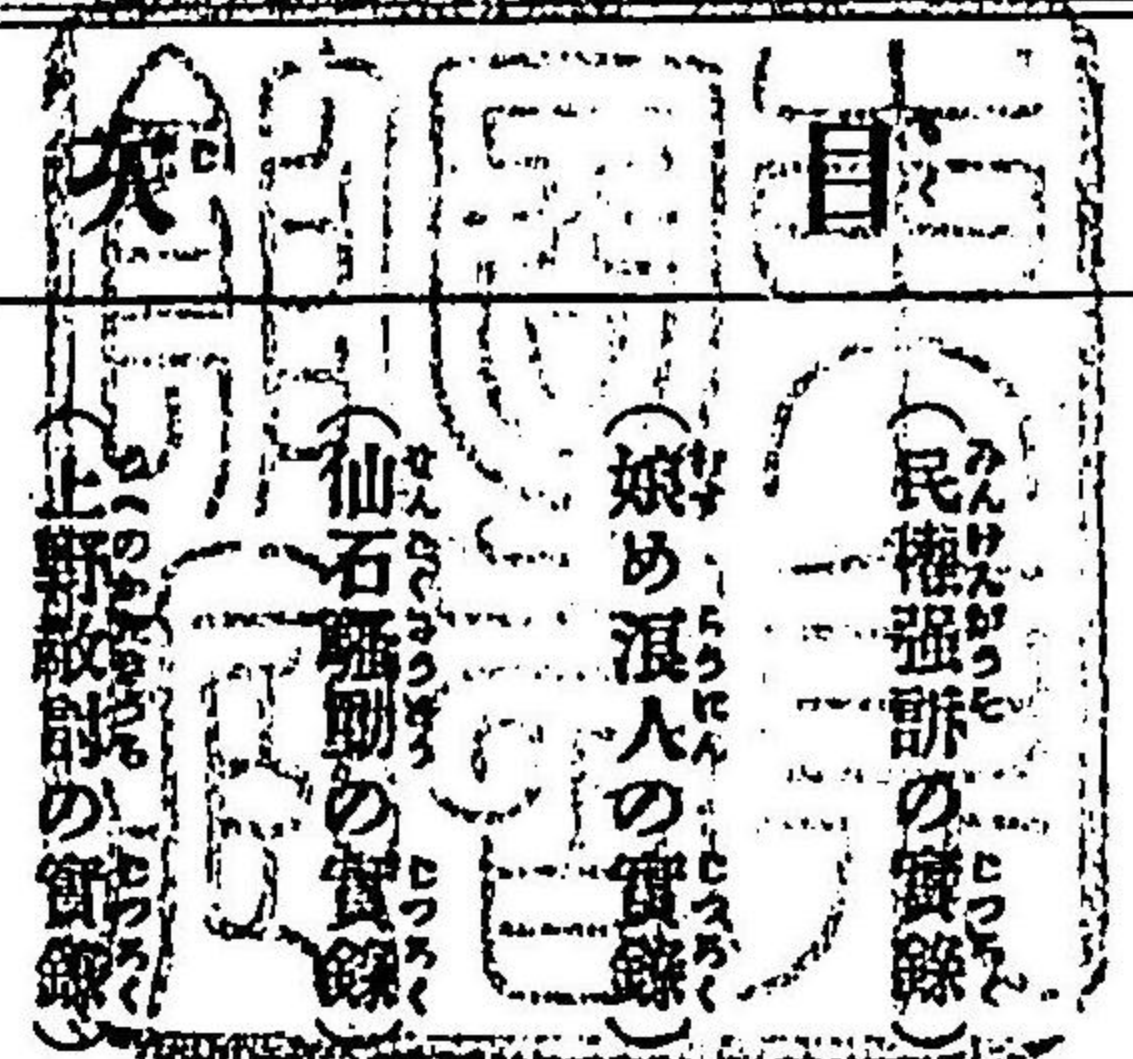
- 紅葉著 男ごころ 實價廿五錢 郵税六錢
- 川上著 二まい裕 實價二十錢 郵税六錢
- 中村著 ござれ萩 實價廿五錢 郵税六錢
- 花柳著 櫻癡新編 實價廿五錢 郵税六錢
- 居土著 浪六漫筆 實價三十錢 郵税六錢
- 油六著 山中源左衛門 實價三十錢 郵税六錢
- 國柿著 古今史譚 全五册 逐次發行

發行所 春陽堂

東京日本橋區通四丁目

(電話五十一番)

特13  
929



- (暹羅偉蹟の實錄) 山田長政……豪邁……骨を埋む万里の青山…… 頁
- (殿中間答の實錄) 中山愛親……裁量……真正の勝利は正義に伴ふ…… 二十二頁
- (民権強訴の實錄) 松木莊左衛門……至剛……名譽の花は墓前に咲く…… 四十四頁
- (娘め浪人の實錄) 佐々木累……雄健……奇骨女丈夫…… 五十三頁
- (仙石騷亂の實錄) 神谷轉……忠烈……風強ふして勁草を知る…… 五十六頁
- (上野敬辭の實錄) 荒木又右衛門……眞武……武夫は鹿待つ事のあればこそ…… 九十二頁
- (同) 上 渡邊數馬……義勇……茂きなげきも堪へ忍ぶらめ…… 同 頁
- (刀工出身の實錄) 近江虎徹……銳利……金石亦透…… 百十八頁



有所權版

古今名譽實錄出版ニ付廣告

從來春園に流布する野史傳記の類は其質を誤ること多く加之故らに異事を撰へ虚説を綴ひて只管童女俗談の耳目をのみ悦ばしむること多し其質を失ふもの少なからず殊に演劇關係に至りては其荒誕無稽最も甚しく藝を誣ひ邪を庇し或は有名無實の人物を捏造し或は甲人の事蹟を採て乙者に附會する等の類夥多にしてあたらし名譽者の像眼を曖昧たらしむること少なからず又非常俊傑の言行にして埋没世に出でざるもの多し今弊堂之を慨して茲に本書の發行を企てたるものなるが今日正史の微すべきもの少く其編纂の困難いふ可らず幸に大方諸子贊助の光榮を垂れさせ秘書玉璽の内本書の材料に適當たるものあらば乞ふ投資せられんことを但し相當の報酬を呈す

●新版豫告

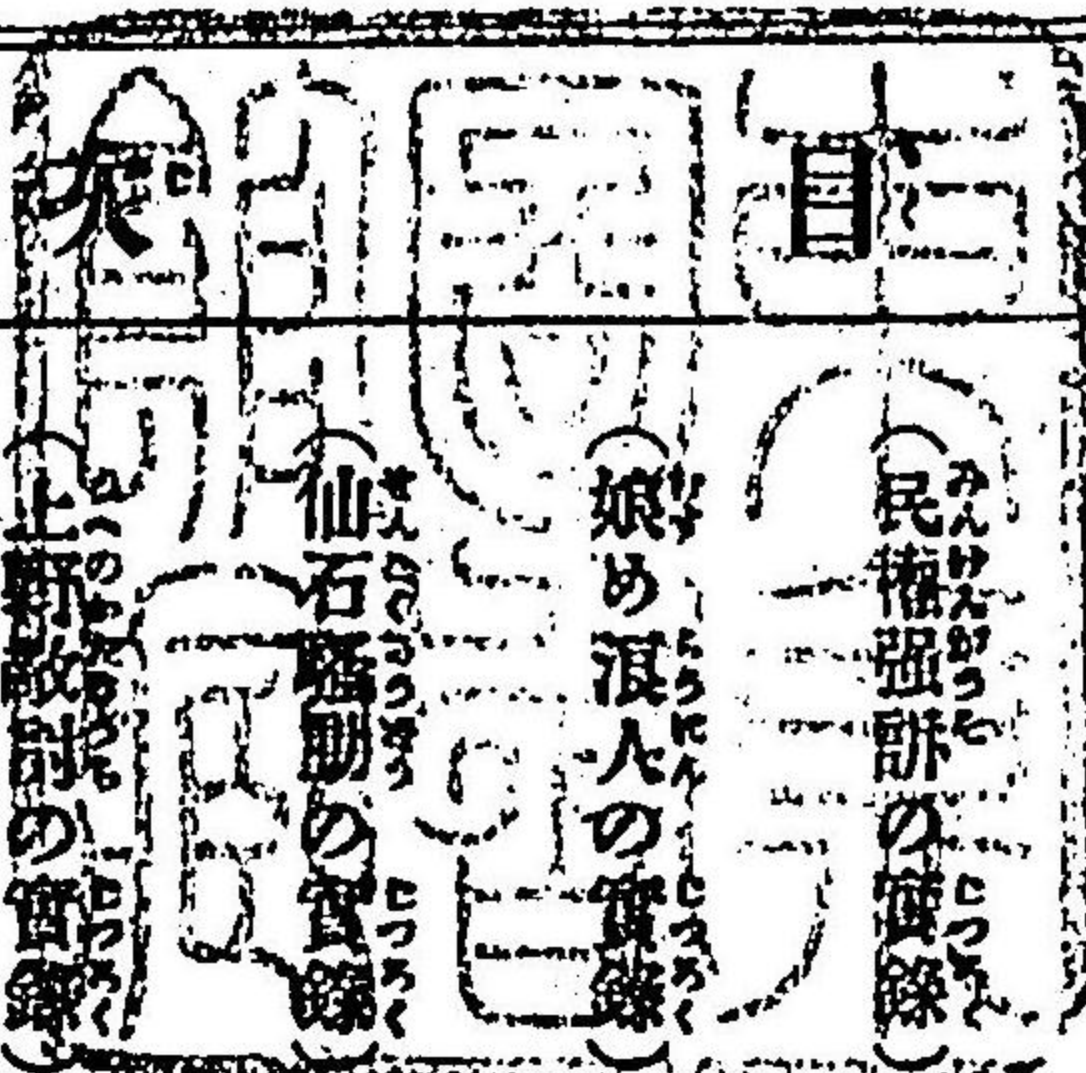
- 紅葉著 男ごころ 郵税廿五銭
- 川上著 二まい裕 郵税六銭
- 中村著 こぼれ萩 郵税廿五銭
- 居士著 櫻癡新編 郵税六銭
- 油浪六著 浪六漫筆 郵税六銭
- 國師著 山中源左衛門 郵税六銭
- 櫻葉子合著 古今史譚 全五册 郵税六銭

發行所 春陽堂

東京日本橋區通四丁目

(電話五十二番)

特13  
929



- (暹羅偉蹟の實錄) 山田長政……豪邁……骨を埋む万里の青山…… 頁
- (殿中間答の實錄) 中山愛親……裁量……真正の勝利は正義に伴ふ…… 二十二頁
- (民権強辯の實錄) 松木莊左衛門……至剛……名譽の花は墓前に咲く…… 四十四頁
- (娘め浪人の實錄) 佐々木累……雄健……奇骨女丈夫…… 五十三頁
- (仙石騒動の實錄) 神谷轉……忠烈……風強ふして勁草を知る…… 五十六頁
- (上野政討の實錄) 荒木又右衛門……眞武……武夫は鹿待つ事のあればこそ…… 九十二頁
- (同) 上 渡邊數馬……義勇……茂きなげきも堪へ忍ぶらめ…… 同 頁
- (刀工出身の實錄) 近江虎徹……銳利……金石亦透…… 百十八頁



目次

(俠客危難の實録) 松前五郎兵衛……………任俠……………松の國勢へはもその縁談……………百二十三頁

(龜山領主の實録) 三宅 康盛……………強猛……………拔山……………百三十二頁

(奉行名断の實録) 石河 政方……………機敏……………隨時創立奮意即妙……………百三十七頁

(娼妓喜遊の實録) 太田 千江……………氣節……………死したる日は生れたる日なり……………百四十四頁

(蘭人降服の實録) 濱田 彌兵衛……………膽略……………くにのまめひ……………百四十九頁

(鎗持忠義の實録) 蘆田 勘助……………深慮……………名は万年山、墓は青松寺にあり……………百五十五頁

古今名譽實錄

山田長政

豪邁

背を埋む万里の青山



運名は天にあり成敗は時にあり真正英傑の價値は其業の成否に關らず抱負の濶大なる勇氣の強固なるに存するものぞ知らば人誰か山田仁左衛門長政の事歴を聞みて發奮感激せざる者あらんや、却説印度は外國にして東北は支那西藏に隣し西は回部の諸國に連り面積十四方餘方里の廣曠たり此國往昔は東西南北及び中央の五部に分れ其一部の内にも又數部の區別ありて大王小侯處々に割據して國主たる者最も多し而して暹羅は其中の大國なり抑も此暹羅は土地豐饒物産甚だ富むを以て東西諸國の商船輻湊して商賈貿易繁昌を極め我が日本よりも商を通ずると久しかりければ元和年中より寛永に及んで大坂の落人又は諸浪人などの商人となりて此國に渡り生業を立つる者多かりけり而るに此輩みな義勇の氣象に富みたりければ竟に國王の信用を得て地を貸し與へられ日本町と名くる數百軒の市街を海邊に設けて永く留りたる者は妻妾ありて子など生み其人數八千餘人の上に出づるに至れり

り其中に一個の大豪傑を出せり其名を山田仁左衛門長政と云ひ謀略勇武衆に秀で終に其名と身とを此地に立てたりけり、抑々此仁左衛門長政と云ふは駿河國藤科郷の産にして母は同國府中驛の染工業なりしと云ふ、長政は自ら平將軍織田信長公の裔孫と稱し言辭の豪壯なる行爲の雄偉なる人をして其膽略の非凡なるに驚かしめたり慶長の末年流落して右の府中に來り知己の町人に便りて食客せしが産業をも修めず仕官をも好まず唯だ明け暮れ兵法を談論して古今の戦闘攻守を評し且つ人と爲り任俠を好みて強を挫き弱を助くる等の行爲多かりければ其朋友のうち異見を加ふる者などありしが長政は其時のみ合點したる容子をなし毫も其行狀を改めざりけり此頃は外國への通商自在にして京大坂奈良堺長崎などより唐渡りとして天竺又は安南呂宋臺灣邊へ思ひくゝに交易に出掛る者多く駿府にも出交易を稼業とする者二十軒の餘もありけり長政は心に望む所ありければ常に此等の商家に出入せしが年往き月去りて十餘歳を過こし元和五年の春同所の商人瀧佐右衛門太田次右衛門と云ふ者が御朱印船にて臺灣行をなすよし取沙汰しければ長政は心中大に喜び此機失ふべからずと直ちに兩人に就て同行したき旨を云ひ入れたり然るに此兩人は長政が流浪の身にて日頃産業を事とせざりしを忌み且つは其平生の所行の大膽なるを恐れ固く同行を断りければ長政も陸方なく駿府を去り兩人に先立ちて大阪に行き瀧太田の兩人が大阪に船を寄するを待ち受け竊に其船に忍び入り又候兩人

に只管同行を乞ひければ兩人も今は拒むに辭なく終に我船に乗らしめて大阪の港を出帆しけり、水天に連る處天水に連り長風怒濤一帆輕く月は波より出で復た浪に入り万里一望山を見ず數點の淡霧は雲耶山耶波上の浮雲は越に非ず吳に非ず海暮船頭に立ちて月を詠むれば故郷の友の思ひやられて秋ならなくに愛ひを催し半夜蓬窓に倚て眠りに就けば打つ波音に驚かされて旅の假寐の夢を覺まし朝又朝暮又暮指を屈めて昨日今日又明日と心に殊國の近づくを喜び航海恙なく臺灣の一港に着きたりけり乗組の面々は前後上陸して各々貿易商賣に奔走し早十數日を費しけり、斯て同行の瀧佐右衛門太田次右衛門等は目的の如く種々の異物奇品を貿易し得たれば今は同地に用なし去來船體を轉じて飯朝せんと之を長政に告げ行李を促したるに長政は首を左右に振りて我の万里絶域の客となりしは大に望む所ありて然るなり諸君は兎も角も仁左衛門に於ては飯朝などとは念ひもよらず我に意を置て期を誤り玉ひそと更に同行を承引せざりければ今は是非なしとて瀧太田の一行は將來の安全幸福を禱りつゝ袂を分ち水煙遙かに隔たりたり仁左衛門今は心やすしと是に於て印度行の便船を求め單身獨行瘴煙蕃雨はものかはと未だ目に入らぬ異境暹羅國へ飄然として着したり海路困難なる時代にあつて斯る壯圖を企つるは其膽略の斗大なるにあらざればなし得ざる事なるべし抑々暹羅と云ふは前にも述べし如く緬甸の南より安南に隣して巫來由半島に跨り東西に山脈を帯びたる豊饒

の地にして米穀砂糖は其重なる産物なり全國の幅員三万六千九百四十方里に下らず人口も當時四百五六十万の數に上れり首府をバンコックと唱へ國王此處に都せり當府はメナム河口にありて河水廣闊入港の洋船を泊すべし又家屋を水面に作り水上に浮居する者甚だ多し風俗は安南の唐朝に似たる所あれども極めて卑陋にして半身を裸体にし行歩跣足を常とす男女皆斷髮にて兩鬢より後部を剃去れり又檳榔の實を食ふが故に口唇皆赤黒にして知らざるものは見て以て相の穢惡に驚かざるはなし且國內一般に奴隸を賣買して之を使役するの陋習あり國王の宮殿及び寺院等の如きは金碧光々最も壯麗にして許多の尖塔巨大の佛像等を以て表飾し頗る奇異の形狀に製造せり又象を用ゐて諸物を過搬し或は乗りて戰鬪の用に供せり當時天竺に於て最も強國なりければ四隣を併呑して其版圖に版し諸酋長を降服して其屬臣となしぬ故に自ら高ぶりに至尊の名號を負ひ以て一世に傲然たり斯く國強く富饒なるか故に去る者は追はず來る者は拒まず其自由に任したれば我元和元年より寛永の初めまで大坂浪人輩の身を置く處ろなき者にして各々便船を求めて同國に航し便宜々々に生活を營む者己に入千人の多きに至り若し海賊等の來寇あれば其報酬として大坂浪人一手に引受け之を追廻して海邊を清め更に暹羅兵に勞を興へざりしを以て國王も頗る之を厚待して安途の地を賜ひたれば遂に日本町の一部落を畫して各々妻妾を蓄へ子孫の計を爲すに及びたり仁左衛門は此に安着し初めの

程は貿易賣買に奔走して日月を經過せしが元來智略と才氣に富む英傑なれば幾干もなく同國の官吏と親しみを結び殊に早く暹羅語に通じたれば相會する毎に日本の軍法或は軍談を以てし側ら支那の歴史を講じ興に興を添へて彼れが歡心を得たるものから日一日より交際する者進みて今は官衙に於て仁左衛門を知らざる者なきに至れり一日國王此事を開かれ一見を賜はるとの御説ありしゆを仁左衛門は我心算端緒を開きたれど獨り笑盡に入り内官に誘はれて宮殿に伺候せしに國王は宮内官吏を左右に列し出御ありぬ稍ありて仁左衛門に坐を賜ひ懇ろに日本の事情及び支那の國勢を問ひ給ひければ仁左衛門は響の聲に應ずるが如く辯舌滔々として之に答へ且つ利害得失等をも論辯したるが故に國王には深く仁左衛門の才力に感じられ天晴用に立つべきものぞ辭むなくんば仕官せよとの御意を蒙り仁左衛門は忝けなしと直ちに御受して遂に其臣下に列し我三千石に相當するの土地を賜はり風雲を叱咤するの階に昇り初めけり斯くて長政は日を退ふて登用せられ恰も武王の呂尚に於ける漢高の張良に於るが如き待遇を蒙むり祿も今は我二万石に近きに及びたれば則ち日本町に住居する諸浪人を諭し足下等若し日本へ皈へるの心なくんば我に臣として仕ふべし我よろしく扶持して餘年を送らしめんと有けるに諸浪人は常に長政の智略勇武に感ずるものから一讎にも及ばず其命に従ひ各々大馬の勞を盡さんと日本町を擧げて主従の契約をなしたるが故長政は大に悦び乃ち勇士四十餘人

雑兵百餘人其他部卒數百人を従がへ日本風の儀仗を列ね其領國へ入部せしかば道路々々の暹羅人は其異裝と儀仗の嚴にして奇なるに驚ろき遠近群集して之を見物なしたりと云ふ或日長政參朝せる折國王之に謂つて曰く朕日本及び漢土の風俗を聞くに王位を世々其子に傳ふとか想ふに此傳統の眞理ならん然るに我暹羅國は古へより父の子の有らん限り嫡子より弟に傳へ弟は又其弟に傳へ未だ嘗て父子相傳ふる制なし自今之に則とり父子相傳の制を立つべしと則ち其弟を國寺に入れて僧と爲し且つ詔を以て之を全國に布告したるに逸比留といへる所の大侯某は古制に戻るの議を取つて動かず其詔を拒みたれば王は奮然として怒り長政を召して詔して曰く朕卿が説を納れ其旨を布告せしに逸比留國獨り之に従はず剩さへ覬覦の色あり卿速かに兵を率ひ往て之を亡ぼし其國を領し長く忠義を盡して我子を補佐すべしと宣ひければ長政は瞞んで詔を帯び直ちに手勢を驅集め吉日を撰んで門出をなしたりける其日の有様は長政自らは緋威の鎧を着し鐵形打たる星兜を戴き大鹿の軍車に駕し手勢の内五百人を日本式の軍裝にいであらしめ之に前後を護らせ餘は悉く暹羅式の軍裝にて大山の助くが如き威勢を以て逸比留國へ進軍す其總勢五千なりと云ふ逸比留の大侯は此の警報を聞くや否や去ば兵備を嚴にし討て之を退ぞけ進んで今王を廢し以て我れ之に代るべしと要所々々に堡砦を設け來なば討たんと待ち構へたり長政の部將は多く大坂浪人にて久しく千軍万馬の内に起き臥し戰場

に馴れたる兵者共なれば逸比留國へ討入ると齊しく大浪の如く打廻り向ふ所る前なく一週日を出でずして本城を屠り遂に全國を亡ぼし則ち城に入て人民を撫し其堵に安んぜしめ其臣大塚十左衛門を城代として之を守らせ尙ほ行政の職を授け毫も犯かすことなからしめ其身は残りの手勢を隨へ前後に暹羅の樂隊に樂を奏させ徐々凱歌を唱へて飯途に就きけり之を聞くもの其功の速かなるに驚き且つ凱陣を見んと集まるもの道路に滿ち／＼花を散らして賞嘆し各々日本兵の勇武に感じける長政は國都に飯り直ちに參内して全勝の旨を奏しければ國王は勝敗如何と煩はれしことの迅速に功を收めたりければ大に悦ばれて其征守の法を問ひ給へば長政は日本の軍法を殘る所なく奏上しけるに王は大に感嘆し給ひ彼と云ひ此と云ひ卿が智略武勇我邦人の及ぶ所に非ず實に國家鎮護の臣ぞとて即坐に詔して逸比留國を賜ひ尙ほ大臣の職を授け元老として軍務一切の事を行はしめ給ひける是れより後ち四方の國々にして苟くも暹羅國の命に従はざるものあれば長政親ら往て之を征め着々勝を奏したるを以て日本軍とし云へば東印度の國々は舌を卷て恐怖し小兒も啼を止むるに至りしといふ長政が當時の運動如何を想像すべきなり扱長政の威權斯くの如く日に盛んなる有様にて三年の月日を送りけり斯る所に國王一日病に臥し給ひければ群臣大に驚き醫藥を盡すと雖も更に驗なく王も今は其癒ざるをかし召し給ひ乃ち最貴の大臣カウハム及び長政を枕邊に召し朕の病到底治すべからず故

に國を太子に譲り與へる間カウハムと長政兩人心を協せ太子を補佐し國家の政道を行ふべし最も政道は舊により少しも變更すべからず且つ今年はカウハム都に在て攝政し長政は領國逸比留へ歸りて國を治め明年の本月を以て上洛しカウハムと交代して太子を教へ兼て攝政しカウハムは領國忽利宇へ下りて治國の事を行ひ斯く毎年交代にせば互ひに都合を得るなるべしと申し渡されたれば兩人は歸んで之を承たまはりける斯て王には病愈々大漸に及び遂に療養叶はせられず我寛永九年五月十六日を以て崩御し給ひければ万民の歎き大方ならず國家舉つて喪に籠り御遺骸は久留國精舎に埋葬し奉り印度の正式を以て佛事を修し懇に菩提を祈り奉りぬ是に於て太子即位し給ひ同八月其大禮も終りたれば長政は遺詔の如く御暇申て領國逸比留へ下りカウハムは國都に駐まりて太子を補佐し日々朝廷に出で太后と議して政事を取り行ひける然るに太后は如何なる惡魔に魅せられ給ひけんカウハムの美にして年尙ほ壯なるに戀着し遂に之と姦通して刺さへ夫婦の約を結び新王の養父として宮内に入んどの企てありけるが新王は年纒かに十三なれども天資穎悟にして心正しかりけるが故に之を傳へ聞いて大に逆鱗し給ひ、よしカウハムを殺して禍の根を断んと乃ち力士を召して策を授け直ちにカウハムに參内を命じたるに太后は何れよりか漏れ聞けん大に恐怖せられ且つカウハムが殺されん事に我見の愛も打ち忘れ鬼々しくも太子を後宮に招き懇應に事よせ腹心の女官をして毒殺し奉

りしこそ無殘と云も愛てけれ太后は斯く心の儘になし遂げたれば乃ち新王の死を急病と披露し自から朝に臨むと稱して女王の位に登りカウハムを攝政として萬づ事を行なひけるに同年十月に及んで此事長政が許に違しければ長政大に驚き悲しみ速かに上洛して御吊詞を申し上んと支度最中の其處へ新王の近臣より密かに太后が不義の狀並びに新王の死の毒殺なる旨を告げ越しければ長政は一驚に一驚を加へ怒髪冠を衝て頗る憤りイザヤ太后とカウハムを討ち亡ぼし先主の弟を立て王と爲し亡主舊君の怨を地下に慰さめ奉らんと急に兵馬を裝し打出んづる有様遙かに都に聞へければ太后は大に驚きカウハムを召して兎角に評議し給へども敵は名にし負ふ長政にて暹羅を擧げて兵どなすも彼に打勝つこと能ふまじ如何せんと上を下へと騒動し宮中恰も鼎の湧くが如く今にも長政が押寄せ來らんずる有様なり此時カウハムは太后に奏すらく事茲に及ばば最早如何とも致方之れなく併しながら利を以て勝ひ欺かば萬に一つ通るゝ事もあるべし夫には斯々計ひ給へかしと一の計略を案じ出したれば太后は如何にもとて乃ち嬖臣チヤンチボラを救使として急ぎ逸比留國へ下しけり、長政は救使下向あると聞き何は兎もあれ面會して事の様子を承まはらんと則ち禮を以て之を客殿に迎ひけるにチヤンチボラは懇懇に長政に向ひ來由を述べ且つ太后の口宣を以て申しけるは新王此程順かに崩じ給ひ朝廷の驚愕大方ならず後主を定むる朝議の間も國家君なくんば此處に乗じて如何なる



變亂の醸生せんも計り難し是に於て、我れ假に朝に望み萬機を攝し卿の上洛を待て新王を立て、然る  
後ち我れ剃髮して先君の爲に菩提に入んと志せしに果して諒闇の虛に乗ずる者ありて我と卿が間  
を離隔し以て國家を奪んと企て遂に我に付するに先主毒殺の汚名を以てせり實に齒を切ばるの恨み  
なり然るに卿之を信じ兵を起して上洛するとの風聞あり是れ理を解せざるの致す所なり何となれば  
禽獸すら其子を愛育す我不敏と雖ども猶ほ親子の情を知れり何を苦んで我子を殺すの殘忍を試みん  
卿よく之を其心に問ひ卿の其子を愛す我の新主を愛すに同じきを知るべし斯の如くにして卿なほ疑  
ひなば我れ直ちに卿の許に到り其冤罪を辨明すべしと襟々に陳述し且つ佛祖天帝及び列祖に誓ひた  
を宣言を渡しければ長政は欺くに道を以てすとといふ秘訣に心付かず何さま御尤の仰なり左も候はん  
全く惡説にてありしかと深く出兵用意の非を悔ひ潜然として吊詞を呈しければチャンチポラは仕濟  
したりと心に悦で又申しけるは太后將軍の御子に未だ領國を賜はざることを深く恥させられ今度大  
尼六里の二國を賜ひたれば御領掌あるべしと則ち一個の印綬并に宣言を下し尙ほ兩國への令狀を添  
へられける長政は此は非分の寵愛を蒙るものかな有難たしと謹んで印綬宣言を拜受し大に酒宴を張  
りて敕使を廻らひ種々の引出物を與へ飯洛の上にも然るべく答禮をなし給はれ長政も不日上洛して恩  
遇に答へ奉らんとありければチャンチポラ益々謀略圖に當りたるを悦び深く響應を謝し長政に別

れを告げ逸比留國を立て直ちに都へ飯りたりける

話頭變りて夫の駭府の商人太田次右衛門瀧佐右衛門等は長政に別れて飯朝し大に利益を得たれば今  
一度臺灣に航し巨利を擧さんものと心かげしが絶て幸便を得ず碌々どありし處瓜かに蘭船の飯國  
あるを聞き此ぞ好き折なりと太田と瀧は即日旅装を整ひ長崎に至り蘭船に乗じ再び臺灣に航しけ  
る、臺灣に着して種々交易に奔走しけるが前年の如く珍貨も纏まらざりければ案に相違して快々た  
りし處へ一人の臺灣人來り嚮きに暹羅國より一封の書到達し今後若し和國人來らば速かに暹羅へ渡  
るべし充分に交易の便を與ふべしと申し越せりと傳へければ兩人は本嶋に於て見込なき折柄なれば  
此は耳よりの事なりとて直ちに便船を求め日ならず暹羅へ渡りたるに港の官吏は之を見て汝は臺灣  
より來りし和國人なるかと問ふに然りと答へたれば去らば案内すべしと一の旅館に導びき警固を置  
て之を護らし數日を経て後ち以前の官吏訪ひ來り攝政大臣汝等に延見を賜ふ間速かに來るべしと  
申しけるゆゑ定めし交易の事を問ひ給ふならんと之に附從ひ不日にして一大城に至りけるに城中の  
最も美麗なる客殿に逗留せしめ置き響應を受ければ本國にありては御旗本の響應さへ未だ受けざる  
町人が外國とは云へ攝政關白の響應を蒙るは眞加に餘る次第なりとポク／＼悦び舌打して居る内一  
の官人出で來り只今大臣延見を賜ふ旨仰せ出だされれば宜しく本國の貨物を献し此方へ來るべし

と則ち先導して高堂へ伴なふ兩人は忍るゝ高堂に入り拜伏しながら堂中を見るに侍護の臣兵衛を執て左右に列び文官袖を列ねて高堂の後ろに立てり其威儀嚴重にして正しく見るを得ず之を暫くして大臣出で來り坐に登り徐ろに兩人に向ひ日本人遠路航海大儀なりと宣ふ兩人はハット拜伏し延見を賜ふのありがたきを陳べ且つ臺灣へ特に書を傳へ我等を召し給ふの忝じけなきを謝す、時に大臣重ねて汝等を見ん侍臣等厚く保護を加ふべしと云ひ放ち輿殿さして入りけり、斯くて太田瀧の兩人は侍臣に導かれて客殿に通りに其廣さ百人を入るべく而して室内には未だ嘗て見聞もせざる珍奇圖を裝飾し左右には印度の古奇物暹羅の奇品を排列し何れも結構調はん方なし元來兩人は貿易商にして器物に目の利く者共なれば是はと驚嘆し只だ涎れを流すのみなりけり斯る處へ侍臣等は各自盃盤を搬び來り山海の美味を盡して饗應しける程に兩人は盡の饗應さへ分外にて何となく不審を抱きたるに又々思の外なる宴を賜ひたれば不審に益々不審を加へ氣味悪しくも辭し兼ねて差さるが儘十分の醉を盡し夜も已に初更に及びしかば最早と云て之を辭し各々臥床に入りける、斯くて太田等は厭飽々として寐入り已に三更と覺しき頃枕邊に入りあり太田々々瀧々と呼びながら手を執て起す者あり兩人等は皆はと先づ一驚し恐るゝ座に直り手をついて唯々とせば其人は呵々と一笑しサナ驚ろき給ひぞ年月の久しければ已に見忘れ給ひしならんと云に兩人は少しく頭を上げて之を見

るに晝咫尺せし貴人なればハットキリ平伏するに此方は我は山田仁左衛門なり當年の恩惠未だ嘗て一日も忘れず我れ吾子と日本を出て臺灣に渡り遂に此暹羅へ航し一度國王の信認を受け風雲に乗じて隣國を伐ち従がへ亂賊を誅戮せし功を以て一大國に封せられ累遷宰相の位に昇り今は榮耀榮華身に餘るほどに至りたるも唯り恨むらくは本國の舊友に逢はざることを是を以て嚮きに臺灣に書を送り御邊等を待つこと久しかりし天縁再び熟して無事の顔ばせを見るの嬉しさよ最早我望満足せり且つ我れ微賤ながらも日本男兒と生れたる天幸には遠く海外に來りて日本の威風を輝かすを得生前生後の面目此上あらじと喜色滿面に溢れたり兩人は之を聞いて呆然たること良久しく睡を定めて仁左衛門の顔を熟視しイヤ是はと夢に夢見し心して其出世と恙なきを賀し驚き入りたる御事なりと未座に下りて手をつけば仁左衛門の曰く我れ暹羅に在つては人臣の極なるも日本に在ては何ぞ御邊等に異ならん意を置かずして別後日本の有様を物語れよ我も自今國中に令して和朝商客の爲に着津及び旅館の便を定め且つ國中の貨物に於て苟しくも日本の利益となるものあらば悉く交易に備ふべき間御邊等は勿論自餘の商人にも申し傳へ給へよかしと絶えて尊大自負の舉動なく膝を割て物語れば兩人は感嘆止まずして嗚呼公の今日あるは正さに其氣象あるによれり世の凡愚は兎もすれば官職を得るに従つて自から高ぶり只だ人を賤むのみならず舊友さへ拒絶する習ひなるに我れと共を斯

く待遇なし給ふは實に難有御心慮なりと交々其威風成功を祝賀し互に問つ答へつする内天明近くな  
りければ侍臣等の怪まんことを慮り後會を約して寢殿に還りけり已にして太田等は還途なく山田  
に再會し貿易の便を得たれば思ふがまに珍物奇品を集め早や飯朝と云ふ日に迫りたれば山田は  
充分に響應して海上安全を祝し驛路に令して警固せしめ其身自から出獵に託して之れを送れば太田  
等は屢々拜謝し再び尊顔に見へんと約しつ、逸比留城外へ出にけり是や長政が最後の面會とは知ら  
ぬ兩人は勇み立ち港をさして急ぎ行きぬ、斯くて兩人は無事に飯朝し思の外なる利を得しかば此と  
云ひ彼と云ひ皆長政の賜なりと思ふものから口をきわめて山田が出身の狀を御里の人々に告げける  
に聞く者擧つて之を嘆稱し日頃の舉動尋常ならずと思ひしが果して容易ならぬ地位に昇られたりと  
人々に傳へ御々に傳へ奈良塚の商人を始め荷も海外貿易に心あるものは此はよき人を得たりけりと  
我もくと暹羅に航し各々充分の利徳に浴したり茲に寛永三年の事とか駿州の商人貿易として渡り  
たるに長政は遠く之を逸比留城に招き種々響應の後本國駿州の總社淺間の新宮は神威赫如にして盛  
驗日に新たなり余是を以て日本に在りし時は勿論本地に來るの後も遙拜し神威に依願し奉りたるに  
案の如く冥助を得て勳功を奏し遂に現今の身に及びたり是れ一に淺間新宮の加護なれば其奉謝の爲  
め一面の額を納めんと存する儘汝が擧へかへりて宜しく計らひ呉れよかしと乃ち自ら筆を取りて軍

艦一艘を畫き幕下平田仁右衛門に標題を書せしむ其題字に曰く「奉挂御立願、諸願成就、兵備之所」、  
寛永三丙寅年二月吉日、當國生今天竺暹羅國住居、山田仁左衛門長政、斯る額なりしかば件の商人  
は之を讀りて飯國し神官に逢て長政の志しを告げ且つ今日長政が暹羅に於ける地位と權威の赫々た  
るを語りて此額をば同神社の社頭に掲げしが不幸にも天明八年回祿の際同社と共に燒失して今は其  
寫しのみを神庫に留むとぞ、話し前に復りて暹羅の太后はチャンチボラを使として思ふ儘に長政を  
籠絡したれば今は心安しと是より日夜カウハムと淫樂を恣まゝにし離譚らず振舞ければ上を習ふ下  
とやらんに内官侍臣の銘々も女官等と相通じ宮中の状態殆んど云ふに忍びざる迄に至りたれども誰  
一人として諫むるものもなく國家の滅亡此時なりと額に皺するものも多かりけるが去るにても如何  
ともなすべき様なくアハハ長政の來りて匡せかしと忍びくに祈る者出で來にければチャンチボラ  
は仄かに之を聞きて此は大事の前の小事なり若し此迄の事悉く露見に及ばば太后は兎も角も我身の  
上の一大事なり先づ之をカウハムに告げて徐かに事を謀はんと早速宮中に伺候して城中の風評を具  
さに傳へたるにぞカウハムも太后も大に慄ひ怖れ三人額を集めて迎も長政のある間は枕を高くして  
樂しき春秋を送る事ならず左りとて彼を亡ぼさん事申中々以て容易ならず如何せんて問ひつ答へつ胸  
を焦して評議しけるがカウハムはハタと膝頭を叩いて我に策略あり彼を殺すこと我の物を取るより

も易し其は斯く斯く計らひかしと太后に勸めチヤンチポラに隠謀を授け必ず事を誤り給ひぞと即ち太后の宣旨一通を認めチヤンチポラに金銀珠玉を携へさせ再び逸比留國へ下しける、チヤンチポラは太后の宣旨と種々の珍物を奉じ逸比留國へ降り長政に面會して申しけるは太后久しく宰相に逢ひ奉らず甚だ憂く思召し殊に先々王の御遺訓にも相違ひ國家の政道にも差響きあり本年は是非に上洛しカウハム公と代つて萬民を撫育なし給はん事を希ひ奉るなりと恭しく宣旨を差出し珍物を陳ぬ此は太后より宰相を訪問の印し計りに候と言葉巧みに陳じければ長政は謀計なりとは覺知らず流石日本男兒の事なれば道義の感情に激せられて覺へず感涙を流し匆匆拜承の答禮をなしチヤンチポラを饗應して之をば飯しける、斯くて長政は吾れ速かに上洛して暹羅の政道を糾すべきあいだ某は六里國へ罷り越し我子を補佐せよ某は當國の守護して我に代つて國民を撫育すべしと殘る所なく指圖なし其身は堺六太夫速見又三郎の二人以下侍臣等總人數一百人を従がへて日本式の旅裝を調へ四方を拂ひ揚々として城民に送られ逸比留國を立出でたり、茲にチヤンチポラは再び仕濟したりと急ぎ飯落し其旨具さに太后及びカウハムに申しければ去らば其用意をなすべしと俄に宮中の客殿を修補し暹羅の珍物を以て壁間を飾り庭前に帳幕を打廻し十重二十重に天幕の假屋を造り内膳に命じて山海の珍味を調理させ今や遅しと待つ處へ長政の一行は列を正して入洛し侍臣以下は曾て定め

る旅館に入らしめ長政自らは堺速見其他股肱の臣十三人を具して宮中にいたるに太后は早く女官を引具し階梯の上に迎ひ給ふ長政は遙かに一禮し進んで階下に至り再拜すれば太后は劇たしく其手を採り宰相何すれぞ斯の如くなるカウハム公之導かれ給へと自ら女官と共に客殿に入り正面の椅子に掛る内官は先導として長政の先きに立てばカウハムは其後ろに續き客殿に入る長政進んで太后の椅子より二間も下りたる處の椅子に掛ればカウハムは其中間より稍々左の方の椅子に凭れり時に長政起立して申して曰く臣不智にして世の風説を信じ明りに太后とカウハム公を疑ひ奉り不覺に干戈を動かせんとせし罪寔に深重と云ふべし爲に單騎自來もて罪を謝し奉らんと爲せしに何ぞ思はん分外の恩寵を垂れられ再度の宣旨を辱ふし刺さへ今日茲に拜謁を賜ふ何の悦か之に如かん臣死しても之を忘れずと奏しけるに太后は起て答禮なし給ひ吾の疑ひを宰相に受けしは蓋し曾吾が不徳の致す所なり吾れ決して宰相を恨まず宰相も亦た意に介し給ふと勿れカウハム傍より言葉を添へて拙者不敏と雖ども宰相と共に暹羅の政道に預る者なり何の心を以て不義不道を行はんや天道の照覽する所ろ幸に宰相の疑ひを解たり此れ實に暹羅の大幸と謂ふべし况んや今日より拙者は領國に飯り宰相代りて茲に留り太后と政道を行ひ給へば萬民の疑ひも自ら解て天下太平の基となるは期して待つ所なり宰相何事も心に掛け給ふ勿れと着々案に相違の言葉なれば長政は穴あらば入らん風

情にて大に赤面の有様ゆへ太后は夫と推し最早事止みぬ宰相何とて心を隔て給ふ吾は宰相の無事の顔を見るを得て無此上嫉と爲す去來打解て別後を語り給へど女官に眼配すれば女官等はハツト承りて各々外に出で行きしが暫らくにして女官等は各々杯盤を搬び來りて銘々の食卓の上に列ねたり、固より内膳に於て疾く用意せし事なれば善を盡し美を盡し器皿の金銀相映じ此ぞ王家の饗應と眩ゆき計りの有様に長政は益々感激して此は忝じけなき太后の賜かな難有と會釋すれば太后は否とよ宰相の遙々上落ありて今後自らを輔け政道の勞を助け給ふの喜こばしさと且つはカウハム侯が是までの勞を謝せん爲め聊か志を表するなれば宰相もカウハム侯も去來酌せ給へど女官に酌を命ずれば黄金の酒瓶を盪げ長政カウハムと順に献し此を酒宴の初まりとし後は差つ押へつなす間別室に於ては暹羅の音楽を奏するにぞ夫の國家の大典も此には過ぎじと覺へたり又此客殿を二間隔てし所にはチヤンチポラが接待掛りとなり堺六太夫速見又三郎の二人を纏なし是れ亦山海の佳味を盡し去來々々と強ゆるに二人は君公の保護として參朝せし職にありながら叨りに盃を取るは其義に違へり日本武士の意地を立て互に動かす只だ酒は不重寶にて更に一滴も飲ずと之を辭するゆへチヤンチポラは然らば飯を喫し給へ拙者も御相伴仕るべしと是に於て堺速見の二人は食卓につきチヤンチポラと鼎足になり且つ食し且つ談じ凡そ二時も過ぎしと思ふ頃奥の客殿の方に當りて俄かに人聲喧びす

しく足音窅然として器皿飛遠ふ響き聞へ何か珍事の湧き出でたる様子なれば堺速見は長政の身の上を如何あらんと思ふものから直ちに客殿さして入らんとすればチヤンチポラは一足飛に室外に走り出で「掛れ」と一聲合圖すれば次の間に控へし暹羅の勇兵二十人計り各々手に劍を振りつゝ、斬て出で二人を遣らじと支へければ堺速見の二人は皆は好物の策に陥ありしか残念なりと飛違ふて一刀抜かんと腰を探ぐるに前に昇堂の際帯刀は例として内官に渡し脇差計り止められたれば兩人齊しく之を抜き踏込み／＼群がる勇兵を切て仆せば、チヤンチポラは多勢を頼み、ヤヨ堺等汝が主人長政は今日只今毒殺して疾く黄泉に送りたり汝も伴隨は願ひならんと大口わいて打笑へば堺速見は之を聞て憤ほり心頭より發し借は君公には横死を遂げられしか残念なり好し太后を始め暹羅の好物どもを慶殺にして君が修羅の妄執を晴らさばヤンレ 吊合戦なり心ろして働けと血眼になりて斬廻る此兩人は元來大阪落城前後に在りて屢々戰場を踏み手慣の兵士なるに今や直ちに君の營を報せんと精神一定せしことなれば支へる者ども何ぞ命を全ふせん看る／＼十四五人を斬り放ち血を迸しらして馳廻るにチヤンチポラも勇兵も案に相違し頭を抱へて逃げ出だせば已れ我君を計りし鼠輩其處動くなど堺は飛でチヤンチポラが肩さき深く斬り込めば速見は之を見、シメタリと其鬚りを引つかみ首一刀に打ち落し去來太后カウハム等を討取らんと客殿さして踏込むところに豫て造りし天幕の假屋の内

に伏せし暹羅兵は大浪の如く客殿の廊下の上下に幅濶し蛇鋒を振ひ十重二十重に圍んで打て掛りければ心得たりと兩人は右に受け左に薙ぎ陰に閉ぢ陽に開き千變万化の秘術を盡して當るを幸ひ斬り伏せり、去れども衆寡敵し難く其身鐵石にあらざれば各々數ヶ所の手傷を負ひ、今は早や是までなり潔きよく討死して日本武士の腕の程を見せて呉れんぞと鋸の如く刃の毀れたる短刀を振舞し彼方此方を斬り廻り終に宮殿の柱にもたれ朱に爲て其儘討死を遂げたりける、是れより大后カウハム等は已が策略の通り長政を首尾よく殺害に及びければ今は誰憚る所もなければ若し長政の殘黨等復讐に來らんも計り知れずイザ彼等をも諸共討亡ぼして後の害をば防ぐべしとて直に軍卒を二手に分ち一手は逸比留へ發せしめ一手は日本町に向はしめたり、逸比留に在る日本人は長政の從臣數十名のみなれば皆々不意を討たれて敢なく死したりける、日本町の面々は據るべき城壁なく又依拠すべき君主なく况てや落人の身なれば風聲鶴唳だに其膽を寒からしむべき筈なるに流石は日本人なり之を物の數ともせず遙かに暹羅軍の寄せ來るを見て一同怒り奮ひ各々潔よく討死せよ迎も逃れぬ此場の運命見苦しき舉動を爲して大日本國の名譽を墜すべからずと互に氣を鼓し勇を呼びて備へを爲し必死となりて戦ひしかども是れ又衆寡敵し難く終に敗亡したりける（此時長政の男阿伊牟なる者も戦死せり）賊に無念の事どもなり、是れ實に寛永十年春の事なりし、後ち幾干もなく長政等横死の事

駿州なる實家へ聞へければ親屬故舊は之を悲じみ戀て葬儀をいとなみて山田氏代々の菩提所府中の西敬寺に靈を收め『寛祐院釋長政居士』と謚して墓碑を建て今に功名と共に千秋喬松の下に存在せり

中山愛親……………裁量……………真正の勝利は正義に伴ふ

仁政四方に輝く 光格天皇御諱は兼仁又寛政の帝とも申奉る閑院宮一品親王(典仁親王)の御子にして後桃園院の東宮に立せ給ひ御即位の始め御幼年に在ます故九條尚實公攝政し御成長の後九條殿攝政を辭し給ひ鷹司左大臣輔平公關白たり當帝は聰明敏智の聖主に渡らせられ就中御孝心深くましましければ御父君の一品親王なることを深く歎かせ給ひ太上天皇の尊號を進せられ度思召公けに其勅詔を發し給ひぬ因つて傳奏衆は關東へ下向の上當時の將軍家齊公へ聖主此度太上天皇の宣旨有度思召に付御贖料千石御慰勞料二千俵入貢々々旨傳へしに暫く御延引ありたき由勅答後其儘に打過せしかば主上慮慮を痛めさせ給ふと雖も力及ばせられず月日を消光せ給ひけるに幕府は更に其勅詔を奉せざるのみならず寛政四年に至り幕府より徳川家武運長久の御製並びに諸卿の詠歌下され度由關白鷹司殿へ願上げられたり因つて關白殿より諸卿へ進め給ひしかば何れも濫々乍ら詠じ給ふ仙洞御所には遊されざる由なりけるをも關白殿參院ありて此度は是非なく存らるべし又院の御所には御歌は得遊されざるやなど嘲りもあらん時に御秀逸の御事なれば旁以て御製を遺され然る

べき旨強ひて奏し給ひし程に是非なく御製を遊ばされ芝山中納言殿を院使として關東へ下し給ひけるに芝山殿都を立て翌日關の泊りにて熟々思慮し給ふに今度武運長久の御歌を關東より望まれし事は仙洞御所御憤怒なきにしもあらざりしを關白殿の強ひて進め奉りしゆへ止む事を得させ給はで遊ばされしと聞きたり然れば御歌の躰如何あらんも計り難し迂濶に參る使にあらざと密に御封を披きて拜見するに 御製 葎生のしげりて道もわかぬ世にふるは涙のあめが下かな  
と遊されけるに芝山殿大いに驚き斯様の御製を虚々として持行ては一大事に及ぶべしと俄に病氣と披露なし道中より飯京し給ひ彼是日數も立ければ終に御製は遺されざりしとぞ斯等の事を幕府にて償りけるにや同年幕府より關白鷹司殿へ五ヶ條の難問を申し來る其條々  
一 諸大名道中にて勅使に行あひ下座致すべし關東にて登城の節は如何なる勅使といへども下座致すまじき事  
一 御即位御入内等の節は上使を登すと雖も其外の義は上使差立まじき事  
一 官位は禁庭の御心任せなれども祿は假令一石たりとも關東へ御沙汰の上御取計ひ可有之事  
一 勅詔たりと雖ども筋目違の儀は遠慮なく違勅仕るべき事  
一 後醍醐天皇北條高時を亡し給ふを天皇御謀叛と稱す上より下を討つは征伐と云ふべきに太平記

にも斯く出でたり公方の重き事はにて知るべき事

右御返事承り度候儀奏の上下向あり右條々御答あるべしとなり、斯くの如き讀むに堪へざる條々なりければ關白殿大に驚き給ひ先づ使者を飯へされ諸卿殘らず明日清涼殿に參集あるべき由を觸れられ翌日早朝より參内あり諸卿も皆々集りければ關白殿則ち五條の難奏を諸卿に見せ給ひ關東近來武威に誇り禁庭を蔑如にしたる振舞先立て太上天皇の御入貢千石二千俵の事宣言あるに其返答は無くて斯様の事を以て答へる事言語道斷の次第なり各々如何存せらるゝや數代の朝恩を思はれば所存を殘らず申聞けらるべしとありければ一條右大臣殿進み出で實に奇怪の振舞此儘に差置き難し一々申し伏せずんば聖德忽ち地に廢れ武門の暴威愈々盛んならんと述べければ德大寺殿曰く右府仰の如くなり然れども此御使の器に當る人誰かある、若し生中の事を言出でなば天下の大事に及ばんも計りがたし何分にも此御使を勤むべき人物を吟味ありて然るべしと評議まぢりなりける時に列座の中央より一人進み出で關白殿に向ひ此御使愚臣に仰せ付らるべしとあり誰なるならんと見給ふに中山前大納言愛親卿なり關白殿冠を左右に振り否々此御使は尋常の事にあらざ凡そ關東は紛擾を裁決するの役目にして其道に賢く辯舌蘇張の如き者雲の如く集る其中へ行きて言ひ破ることは扱指き却つて餘事を引き出ださば難儀を重ねるなり先づ差控へらるべしとある中山卿曰く聊か思ふ

仔細あれば假令一命を捨つるも參るべしと願はる關白殿曰く其許は命を捨てゝも申さるゝが御邊一人の事にあらざれば芳一事の破るゝ時に至つては其許の命許りにて濟むべき儀にあらざ上天子より下百官の難儀となり各々此不勝手の上又も家領杯減せられなば應仁の昔に飯り百官遠國に漂泊の身となるべし是れ偏に夏の虫の火に入るが如しとありければ中山卿氣色を正し憚りながら殿下の仰せども覺へず朝廷に御非分ありて關東よりは是を難じるならば申し開くにかたかるべし今度の五條條は悉く朝廷を蔑如にし聖天子に對し奉り諸侯同様の應待を成さんとの企てなれば今此儘御延引ありて事濟になさば朝廷に人なきか又は關東を恐れての事と聞ゆべしと少しも憚る色なく忠義に凝たる有様を御籠の中より見そなはし主上感敵淺からず大典侍局を以て中山愛親能くも申したり來春早々關東へ罷下り五條の難奏を申破るべしとの勅説下りければ關白殿も今は詮方なくハツト平伏せしが暫くありて曰く假令勅説なりとも敵慮後難を掛け奉る様の事を引き出さば其時後悔するも詮なし其許思ふ仔細ありと云へり彼の強敵を引受け争論に及ぶの下稽古致さるべし中山卿曰く否々多勢を引受け問答なす事なれば只其時の景況に應じ申すべし今爰にて問ふ人もなきに何をか答へ申さん五條の答へ一通りは安き事なれども其外の儀を言ひ出さば案に相違の事ありて勝利を得難し只臨機應變の術を以て答ふべし彌々勝利を得ば君の聖德万世の御威光たるべし方一又仕損ずると



も聖徳の汚れざる様計ひ愚臣一身に引受け申すべき間決して御氣配有るべからずと大丈夫の一言、其才氣深智の程計り難しと諸卿一同に憑しうこそ思はれければ關白も今は詮術なく然らば兎も角も計ひ申さるべしとあるにより中山卿大に悦び急ぎ私邸に飯りける、然程に翌る寛政五新玉の年立かへり禁中御規式等も濟みければ中山卿は正親町卿と諸共に江戸へ下向參着せられける、翌二月十日六角伊豫守は傳奏屋敷へ參上あり正親町殿に對面し互に挨拶終りて伊豫守申されけるは今度御登城の節は例よりも万事御叮嚀の御取計ひ成れ度由老中松平和泉守より拙者を以て内意を申上候と演べられければ正親町殿には其時の傳奏役故下向ありけれども深き存じ寄もなく元來篤實一偏の人なりけれども別に思案にも及ばれず是はく泉州心頭に懸られ内意申越され候段過分の至りなり其儀中山殿にも申し通すべく候間安心致されよとありければ六角伊豫守大に悦び早速暇を告げて登城し和泉守の詰所に到り傳奏屋敷へ罷越せし復命せられければ和泉守曰く中山殿にも同様承知致されたるにやと尋ねらる六角答へて其中山殿には對面は致さず傳奏本官の事故正親町殿へ對面致し申入候處承知有之中山殿へも申通すべき間安心致されよとの事なりと云ふ和泉守大に氣色を損じ彼の傳奏正親町殿は毎度下られ熱々氣質を知られば彼の人に於ては内意を申遣すに及ばず中山殿は是迄關東へ下りたる人に非ず仍て何様なる人か氣質知難し夫故其許を遣はせしなり今一度行て中山殿に對面し直

々に申されよと咎められければ六角も心の内には勃としたれども老中の命なれば詮方なく又引返し傳奏屋敷へ行て案内を乞ける故正親町殿立ち出で六角度々の入來何事にやとありければ六角思ふに何れにも中山卿に對面せずば和泉守殿へ申遣なし上使と違ひ内意の事なれば苦しからずと心を定め正親町卿に向ひ中山殿に御見參仕つり度其旨御傳へ下されよと云ふ正親町卿曰く中山殿は所勞故對面なき由申さる六角然らば拙者御寢所へ參るべしと云ふ故正親町卿斯くと中山卿へ通せられ則ち案内ありて寢所へ通せしかば中山卿仰向に寐て近習に腰を摩らせ乍ら六角とやらん容し呉られよ道中旅勞れのうへ持病さし發り甚だ難儀ゆへ先刻も對面せざりしが達て逢たき由につき迷惑ながら面會するにより此儘に居るなり和泉守より申越さるゝ趣き道理の儀なり左もあるべし度々の入來町噀の段隨分承知致したりと恰も子供を應待如き有様ゆへ六角伊豫守は扱は只者ならずと恐怖し早々暇乞して立飯り和泉守へ斯くと委細を申述べければ和泉守直に六角有馬の兩人を呼れ中山殿の動靜を聞くに登城の節定めて不都合もあるべくと思はるれば豫て心得られよと内達致されたり扱登城は彌々十二日辰の刻と定まり上使を以て申遣されければ兩卿承知これあり其用意にぞ及れける、斯て其日に至りしかば正親町卿辰の刻出門にて龍の口より登城せり先例の通り下乘ありて殿上の間へ通られたり然るに中山卿は巳の刻に近けれども登城なし月番老中松平和泉守とてこそ推量に違は

ら剛者なりと大に氣を揉み幾度も遠見を出だせども一向に登城の様子なし斯くてはなるまじと六角  
 伊豫守を招き推量の通り中山殿今日の舉動不敵なり其許傳奏屋敷へ行って連れ來られよとの事に六角  
 は直に馳せ至り遅參の由を遠急敷申入れければ暫くありて中山卿徐々として出で來り是は出迎太儀とい  
 ひければ六角心の内に腹を立て遅參ゆへに呼立にこそ來りたれ出迎などとは過言千万なりとは思へ  
 ども左様にも云ひ難くハツト答へ御登城時刻甚だ御延引ゆへ憚り乍ら御催促に參りたりと云ふ彼是  
 時刻延引する内又々刑部大輔も參らる中山卿一人に向ひて曰く今日登城致す筈なれども所勞未だ  
 快からず數日保養を加へ全快次第參るべしとありければ兩人詞を揃へ松平越中守今朝より御待受  
 申せり只今に至り左様の仰せ甚だ以て迷惑なり何分推して御登城望望奉り候と申されければ左様の事  
 ならば推して參るべしとて乗物に乘られ行列正しく出門あり最と靜に練り出し恰も蝸牛の入唐する  
 如くの行列にて傳奏屋敷より本丸大手迄僅か四五町の道路を大概一時半も掛りて練り來り漸々大手  
 門内へ入られける斯て下乗の場に至りければ警固の武夫大音に下乗くんと聲をかくるを聞かぬ聲に  
 て此迄の行列とは事かはり矢を射る如く七八間進む六角有馬扱こそ息を切て先へ廻り御下乗と申  
 せども猶聞ずして進むを有馬今は堪り兼ね棒端に手を掛け方に任せて突き戻す侍士ども是は狼藉  
 なりと咎めければ刑部大輔曰く御不案内故御介抱申すと答ふ中山卿駕の中より聲をかけヤヲ刑部

先に和泉守よりの内意に今度は万事御叮嚀の取扱ひに成さるゝと申越せしが夫が叮嚀の待遇ひと云  
 ふべきや如何にと咎め給ふに刑部大輔曰く夫は御心違なるべし中山卿いや先日と和泉守態々六角を  
 以て登城の砌は云々の旨承知下されよと再應申越されしにあらざや刑部大輔曰くいや其儀は各々様  
 よりと云せも果てず中山卿然らば和泉守に尋ね來るべしとありければ刑部大輔迂屈つく中に中山卿  
 の乗物を關まで直然平付に着たり中山卿徐々として立出で會釋もなく松の廊下より殿上の間へ通り給ふ  
 月番老中松平和泉守立出で正親町卿に向ひ去年奏問に及びし五ヶ條の御答を承らんと申ければ中  
 山卿曰く何にも正親町殿并に予も答へ申すべし併し物に順逆あり況んや君臣の間に於てをや 天子  
 先達て太上天皇御貢の事を宣下ありしに今に其沙汰なし先の事より埒明ずしては事順ならず其返答  
 によつて五ヶ條の儀も答ふべし太上宣旨の事如何と述べられければ和泉守勢ひを吞れ返答延引に及ぶ  
 時同役太田備中の守兩卿に向ひ今日折角の御登城なれども松平越中守儀不時に持病を發し御對談  
 仕つる事能はず近日是より御沙汰仕つるべきの間今日は御引取下さるべしと申さる中山卿とは道辭  
 なりと思へども病とあらば是非もなく其まゝ兩卿共に旅館へ飯り給ふ。斯くて同月十五日傳奏屋敷  
 へ上使として六角伊豫守參られ明十六日將軍家御儀出御に付辰の刻御遲參なく御登城あるべき旨申  
 し述べらる兩卿承知の趣返答ありけり抑々御儀出御と云ふこと甚だ重き次第にて稀なる事なりとぞ

簾の内まで將軍裝束にて出で來り後には尾張大納言紀伊大納言一橋大納言田安中納言列座あり水戸  
 宰相は左の脇に候し給ふ是は問答の節万一越中守答に窮せしことあれば副將軍の家柄故將軍に代り  
 答へあるべきとの備へなり下段簾側近くには補佐松平越中守次に老中松平和泉守太田備中守松  
 平伊豆守少し下りて商家六角伊豫守有馬刑部大輔向坐少し下りて傳奏正親町前大納言御議奏中山前  
 大納言卿の坐を設けたり敷居際より加賀宰相を始め國主城主譜代の諸大名在府の面々兎星の如く並  
 び居つゝ威嚴を以て言ひ開かせじと構へたり諸刻限にもなり職に古今稀なる問答ゆへ皆々開事なり  
 とて出坐ありて今や遅しと待ち居らるゝに例の如く正親町卿は時刻違へず辰の刻出門あり前々の如  
 く玄關前門外にて下乗なし優長やかに登城し案内の通り着坐し給ひはや巳の刻にも近付けども中  
 山脚登城なし月番の老中和泉守大に氣をせき今日は尋常の事にあらざ登城延引に及びては事むつか  
 しと又追々遠見を出すも唯も未だ出門の様子もなきゆへ正親町卿に尋ねれば今朝少々所勞の様子に  
 見へしが頓て登城あるべしとの事なりさればとて呼びに遣はせば出迎ひ大儀杯と云れん事口惜と内  
 々に氣をあせるうちはや午の刻にも近くなるまで待てども一向登城の様子なし斯く大勢列坐して鏡  
 々堂々と待居たれども將軍家の前なれば話しもならず皆々退屈の様子なり斯くては叶ふまじと和泉  
 守は六角伊豫守を呼び大儀ながら旅籠へ參り有無を云はせず手込になりともして引連れ來られよと

命じければ伊豫守傳奏屋敷へ馳せ行き今日は上様早朝より出御にて貴卿を相待たれ給ふは最も常時  
 の事にあらざ然るを何故に遅參爲給ふや即刻御登城あるべしと遽急敷述べければ中山卿答へけるに  
 は今朝より持病差起り甚だ難儀ゆへ快氣次第登城すべし其旨傳へられよと六角大に困じ果て只今に  
 至り左様の事を宣ひては甚だ面倒なり假令膝行玉ふとも遅てなりとも御登城下さるべし然らば正  
 親町殿にも御迷惑の旨云ひ入れれば中山卿然らば是非に及ばず杖と乗物に助けられて參るべしとて  
 乗物に乗り給ひ行列又以前に増して徐やかなる事虫の遣ふ如し漸く門々を入れて玄關前の門へ來掛る  
 時警固の者共下乗くと盛懸るを聞ぬ牀にて直然進むを此度は是非とも下乗さすべしと豫て期した  
 ることなれば六角有馬の兩人乗物の先きに立塞り下乗あるべしと大音に申せども猶耳にも入れず進  
 み入るを彼人々腕を捲つて棒端に手を掛け二三間押戻しければ以前の如くコハ狼藉なりと咎むるを  
 兩人曰く御不案内故御介抱申すなり大臣の外乗物付叶ひ申さずと答へければ中山卿乗物より顔を出  
 し給ひ余今日所勞に付得參らずとの事を各々強て云はるゝ故然らば乗物に助けられ參るべしとて來  
 りたり病を押す事故一寸も歩む事は得致さず然ればとて強て行んとせば其方達の越度となるべし是  
 れ氣の毒の事なれば今日は是より罷り飯るべし其旨傳られよとて乗物を廻さんとす六角有馬大に困  
 じ果て扱々迷惑千万持餘たる事哉と思ひ先づ暫く御待ち下さるべしと駈行て和泉守に右の次第を告

げたり和泉守も一存に定め難く越中守へ談ぜらる越中守の曰く病氣とあれば是非に及ばず乗物を付  
 けさすべし併し何分重ねての例とならざる様に計らはれよとありければ六角右の趣旨を申さる中山  
 卿心得申したり中々例には致さずとて與丁ども大手を振て玄關へ平付にぞ着けたりけり中山卿乗物  
 より立ち出で並び居る人々に會釋もなく通り直に大廣間へ行て見給へば上段に翠簾を掛け老中を始  
 め諸大名列座せり中山卿心に點頭威嚴を以て取り控がんとこの結構ならん尙我々着座の席老中の對  
 座より少し下りて見ゆるは罪人を糺明する心なるべし奇怪の事どもなり扱々正親町は篤實家と云は  
 んか虫のよき人と云ふべきや何にもせよ我は陪臣の對座に着べき様なし此企の裏をかくべしと獨  
 り笑みして正親町殿御着座御心得違ひと云ひながら衝と通り給ふを中山殿御着座くぞ聲を懸くる  
 を聞かぬ顔にて翠簾際迄通り抜け中啓を正して立玉ふ傍邊より大音にて御簾の内には上様着御なり  
 御下座あるべしといふを中山卿斜視と見て六角を呼び今答めしは離なるや六角答へて太田備中守に  
 て候と申す中山卿備中くぞ聲を懸け天皇此所に御座あるべき様なし上様着御とは誰が事ぞと宣ふ  
 傍らよりいや公方着御にて候と云ふ中山卿又六角を呼び今又答へしは誰ぞ和泉守にて候中山卿曰く  
 何泉州か公方の着御とは何たる事ぞ汝達の申すは東の代官の事か和泉守曰く此處は天下の政事を改  
 むる政所にて候間御着座あるべし中山卿曰く泉州能く聞け抑も政所と云ふは一天万乘の君紫宸殿に

出御ありて君南面し給ひ臣北面して事を奏す君万機の政事を勅裁あるを政所と稱する事紫宸殿に限  
 れり紫宸の文字最も仔細あり田舎者の知る事にあらず其外に政所と稱ふる事此中山は承知せずと呼  
 ばはり猶も仰向に反返り籠の内をハツタと睨み高御倉に座を設けて天皇同様の舉動加之ならず此所  
 を猥りに政所と稱する事往古相馬小次郎將門が謀叛にもをさく劣らぬ舉動なり翠簾を卷上げ禮讓  
 あらば我又是に報ずべしとからくぞ打笑ひドツカリ座して和泉守に向ひ抑も公方宣下といふは足  
 利三代將軍義滿南朝の帝を謀りて三種の神器を奪ひ取り終に南朝を滅ぼして天下一統靜謐したる武  
 功を敬感ありて時の天皇宣下し給ひしより外に公方の號ある事を聞かず又政所と稱する事政所と申  
 すも文字は是れ同一なれども君と臣とに依て音訓の差別あり學文に因らざれば文字に暗き和泉守に  
 は了解まじ此所は諸賊刑罰の相談場と云ふべし但し童子同様の者の知る事にあらず斯様の所にて頭  
 を下げれば冠の穢れとなる然れども其方達も老中の職として證據なき事は申すまじ公方の宣旨政所  
 の宣下拜見致すべき間是へ出さるべし如何くと云詰らる元來老中衆は此方より難問五ヶ條の返答  
 を聞くべしと思ひ其事の答話をのみ考へ居られしに案外なる詞答めに英氣を挫かれ覺悟せし事にあ  
 らねば何と答ふべき様もなく其上諸大名の聞居る所にて田舎者の童子のと惡口せられ和泉守今は座  
 席にも堪り兼ね座を立ちて退かるゝを中山卿曰く何に泉州中言に座を立つは無禮とや云はん卑怯と

や云はん如何〜と呼び給へども和泉守は返答にも及ばず後をも見ずして退座せられたり、爰に若中上席松平越中守定信は先刻より中山卿の奥意を見んと一言も出さず黙々として居られけるが既に和泉守中山卿に挫かれ退座しければ越中守席を進みて曰く和泉守持病差起り退出せり因て拙者代りて伺はん昨年五ヶ條の儀を奏聞に及べり其の御答を承はらん中山卿曰く其儀は正親町殿并びに予も申し達すべし然れども夫より先に太上天皇御賄ひ料入貢の事勅諭ありたり順々事を議すべし抑々今帝至て御孝心深く在し御父君一品親王たる事を歎かせ玉ひ父君御會釋あり度由豫々願なり因て太上天皇の尊號を宣旨あらんとて千石二千俵入貢の勅諭ありしに今に其沙汰なし早々買ありて然るべし越中守曰く此儀決して相成まじ恐ながら太上御料入貢の勅諭を拜答すべき理りもなく又今帝御孝心と云ふべき理もなかるべし抑も天子には父母なく日月を以て父母なりとす、今帝御若年に在ます故一圖に凡人の孝に習はんと思召すならん朝廷に其理を辨別御諫言申し上げる人はなきや凡そ天下を治むるは理を以てするに如かず理に背く時は民治まらず今帝若し御父君へ太上天皇の御會釋あらば是色孝にして姿の孝なり假令一品親王たりとも御心に孝心在まさは眞孝にして肝心と申すべしと中山卿答へけるには互ひに口角ひ意氣地を張りしも王室に勤むる忠義の一塊矢玉の爲に打碎かれじと心に誓ひし甲斐もなし去來此上は足下の辨解に伏し飯京なして恐れ多くも

御諫言申すべしと面目なげに見給ふ翠簾中は云ふに及ばず星の如く並び居る諸侯先刻よりの問答を聞き手に汗を握り居たりしが一同ホット息を吹き流石の中山卿も越中守には叶はじと皆人心にぞ復りける、扱又身掃へ勝なる正親町卿先刻より中山卿の過言如何なる後難や來らんと同じく手に汗を握らるゝ所に中山卿今越中守の理に屈伏せられたるを見て彌々冷汗を流さるゝと雖も中山卿は今度關東下向の勅命を蒙るより一命を江城に棄て帝都の傾軋を救はんと思ひ込れし事なれば何かは以て怯るべき雲霞の如く並び居る諸侯も藹人形の如く思ひ昂然として越中守に向ひ守は年已に耳順に及ぶ越中守には未だ中年に滿たず見ゆれども流石大樹の補佐をせらるゝ身才智の程勿々老年の手が及ぶ所にあらずと賞し給ふを越中守曰く若輩の某出仕に隙なくして修學の閑暇を得ざれば努々補佐の器にあらずと雖も只だ忠義の二字を頭に戴き君に仕る計りに候と神妙に答へらる中山卿重ねて越中守に向ひ太上宣旨の儀は理を以て御諫言申し上げべしとの事は承知せり尙是に付て談じ度仔細あり今帝先達てより早内の姫君に勅諭ありて内々御父君太上天皇の御會釋ありしを今又予宮中に飯りて御諫言申し上げなば徹臣等の言を嘉納せられ御會釋御改めならせらるゝは必定なり然る時は恐れながら御慮慮御氣の毒の事に存じ奉るなり此儀は何と詮術もなきものによと甘き辭に問ひかけられ越中守は何の思慮もなく答へて曰く過つて改むるに憚る勿れとの聖言あり御心得

違ひを直道に趣かせ奉つるは賢者のなす所なり何れにも御許容ある様理を盡して御諫言あるべし  
と滔々と述べられけるを中山卿委細に聞き終はつて曰く然らば先君のなし置かれたる事も過失われ  
ば之を改むるは後臣の道なるや越中守曰く勿論なり何の憚る事かあらんと云はせも果たさず中山卿  
威猛高になりて曰く如何に越中守確然に聞くべし當家二代將軍台徳院殿の時家康殿の宿願と號し  
東叡山造立を願はれしに時の關白鷹司之を拒むを古筆大金の賄賂を以て欺誑し遂に勅免ありて思  
ふ儘に成就す此際朝廷へ二心なきを表せんため將軍の息女を皇后に供へ度由願はれしに是亦勅許あ  
りて入内爲給ふ是即はち東福門院なり皇后の御父は御舅たるに因て 天皇過つて大相國に任じ太政  
大臣の贈位を下し給ふ其規模に據り今に於て關東の御會釋格別なり汝定めて聞き傳へん 今帝御父  
君に 太上天皇の尊號を宣旨あり度慮をば筋違ひなりと拒むなれば御舅の太政大臣の位を贈り給  
ふは大なる御過ちならん天子に父母なくば舅といへる名義も有まじ然に因て先君の御過ち只だ今相  
改め太政大臣の贈位を視ひ併せて東叡山を毀ち此以後は東の代官の御會釋たるべし然様心得べし汝  
質素節儉杯と稱して其實は不忠不義の聚斂を事とし僅に千石二千俵の入貢を惜みて一天万乘の君た  
る義を忘れ剩さへ言下に主君の位を貶す言語道斷の奴輩といふべし又去年中武運長久の和歌を望ま  
れし折攝家華族の人々濫々ながら詠せしに院の御所には勅許なかりしを關白威強て御勸め申さるゝ

故止事を得ず御製の御歌に「葎生のしげりて道もわかぬ世にふるは涙のあめがした哉」予聊か慮  
を慰め奉つらんとて「やいがまのどがまをもつてかりはらひ茂る葎の道ひらきせん」此の如くなり  
しに關東を恐るゝ族此御歌を拜見して是を下さず此事を憤懣て五ヶ條の難問を奏せしに非らずや是  
皆武威驕慢の舉動と云つべし先君の下し給ひし太政大臣の尊號は中山大納言愛親、勅命を奉じて只  
今持ち歸り候なりと云ひ様衝立上り懷中し給ふ錦の袋より一書を取り出し上包を解き恭しく差上給  
ひ繪旨なるぞ越中守下れと大音に呼ばはり給ふ越中守も當然の理に伏し返すべき詞なし差俯向て居  
られしが振仰いて見るに薄墨の繪旨なりければ是は如何にも大ひに驚き次の間迄退去きければ列座  
の面々夢に夢見る心地して仰天せし景况なり藤原の騷動大方ならず繪旨と聞くより將軍の位を貶  
し奉つるにやと藤原の内を退き煙草益敷物など持て奥の間さして逃げ入りける水戸一人其所に止まり  
て簾を巻き上げさせ威儀を正し中山卿に向つて平伏し給ひ謹んで述ぶるには某しは水戸宰相治保と  
申す者只今將軍所勞に因て名代を相勤め候とある中山卿曰く名代とあれば將軍も同然なり繪旨頂戴  
致されよ抑々 今帝聰明敏智に渡らせ給ひ今度の結構斯くあらんと豫て觀察遊され宸筆を下し給ふ  
謹んで拜聽あるべし  
抑も朕が父君の一品親王たる事を欺き太上天皇の號を贈らんと思ふ因て其責を宣下せしに今に其

沙汰なし察する處天子に父母なく日月を以て父母とせんの理を以ての故か左らば往昔關東二代將軍秀忠は當時の帝の舅なり迎太政大臣の號を下し給ふ王位に父母なしと云はれ見たるの名もなかるべし仍て先帝の御過ち今改むるにつき向後關東の取扱は代官の會釋たるべし

と高聲に讀上げ給旨斯の如しイザ頂戴あれと再度押戴きて差出し給ふ水戸宰相迷惑骨髄に徹しハツト計りに頭を懸に着け恐入りて述ぶるに勅詔の趣き賊に恐れ入候卒御給旨は御納め下るべし中山御曰く是は貴所の詞とも覺へず凡下の書簡杯の如く給旨を持ち返る法やあるべき早々拜受あるべしと再三いひければ水戸宰相も進退茲に谷まり屹度思案を廻らされ此給旨を受けなば徳川一門の耻辱忽ち諸侯の動搖となり如何なる大事の出で來らんも計り知れず受けざるに如かずと容を改め辭を和らげ是迄執政等の疎忽より勅使へ對し無用の辨論いらざる雜言失儀を極めし罪は此副將軍が一身引受て御詔を願ひぬれ尙 太上宣旨の儀某しが胸中には是あり早々よろしく取計ひ奉るべき間何分にも御給旨は御納め下さるべし中山御曰く然らば確然相違なきや水戸曰く某しも朝廷にては參議たり關東にては將軍三家の宗族と呼ばる争か疎忽の儀申すべき御安心下さるべし中山御曰く然らば給旨を出さざる以前 太上宣旨の儀將軍御承引の由にとりなし奏上致すべしとて給旨を懷中に納めたまふ是れはこれ中山御一旦越中守に勝を興へ才智を譽て心を驕らせ過ちて改むるに憚ることなきの理を

をびき出して詞質を取給へる智略と云ひ且つ給旨の御文言餘り時宜に協へるは是れ又中山御の智略に出で白紙をして薄墨の御給旨なりと稱し機に臨み變に應じて勅詔の文言を作りなし高聲明瞭に讀示し給ひし心の内こそ勇しけれ、扱正親町御は始めより一言半句も出さず不忠の名を取らんとや思はれけん料紙硯を借り受け筆を把て一首の歌を記して水戸に示す

池水にうかぶ木の葉のへだてにてさやけき月の影もやとぞさす

水戸曰く何事も拙者が胸中にあり早々計らひ申すべし中山御重ねて威儀を正し先達て五ヶ條の儀を奏問せらる此度兩人下りしは此答をなさんためなり禁廷に於ても此儀を申し達すべき旨勅詔を蒙りたり、其一勅使に行逢ふ諸大名道中にては下座すべし江府にては下座すまじき由都て官位は勅許の事なるに道中と登城の節と尊卑替るべき事如何なる故や、其二即位入内には上使を遣はす其外は上使立てまじき由都て上より下へ使を遣はすを上使と云ふなり臣として主君へ使を上るを上使とは如何且君臣の禮儀を以てせば折々は將軍家上落ありて天顏を拜し給ふべき事なれども長途上下の費を省き使を以て申し上げらるゝに非ずや然るに即位入内の外は使を立られずとあらば君臣の禮は之なし同輩疎濶の交際に等し但し君臣の義を断れんとの事なりや、其三祿一石たりとも關東へ御沙汰の上取計ひあるべきとの事定數の内を以て増減あらんに其度々關東へ申遣すべき程ならば事に臨んで

滞留の儀出来ずべし、其四筋に違ひ候儀は遠慮なく違刺せらるべきの由是等は答ふべき様なし。其  
 五 後醍醐天皇北條高時を亡ぼし給ふを天皇御謀叛と太平記に記す是にて公方の重き事を知るべし  
 と是何の事ぞや公方の號は先きに云ふ如く足利義満に限り元んや高時は鎌倉將軍の執權たり然を  
 御謀叛と書たるは當時延威薄く北條を征伐せらるべき武士なく密々に事を計り玉ふ故御謀叛とかき  
 たるならん太平記の作者始め皆公武に疎き法印及び田舎育ちの者杯の書付けたるものなれば何ぞ治  
 世禮義の體とせんや最も公方の號の重き事は世の知る所誰か是を輕しと云はん然れども其號も天皇  
 より下されたる號なれば禁庭より重しと云事あるべからず五ヶ條とも問ふと云ふにあらざれば確と  
 答ふべき様なし只朝廷を輕く取扱はれんとこの箇條のみと聞ゆ此外にも問ふ事あらば申さるべし一々  
 答へ申さんと辨舌滔々として流水の如く其理昭々として明鏡の如くなりければ水戸藩にて一々承知  
 仕るに段々の仰是に答ふるの理なし中山卿曰く然らば五ヶ條の奏問狀は反古たるべし最早此上は外  
 に用事もなければ退出すべし正親町殿イザ然らばと打連れ出給へば水戸藩にて意氣揚々と  
 により誰かは安座すべき我もくと玄關へ送り出でらる登城とは引替り玄關より乗物にて意氣揚々と  
 と列伍を正して飯りしは大和錦の京土産是れ勇々しき有様は古今獨歩の英雄と賞讃せぬ者なかり  
 ける、斯て翌日早天使者として松平伊豆守 太上天皇御膳料千石二千俵の御書を持参あり右の序伊

豆の守は少々御達し申へき儀も是ある間御飯京の儀暫時御見合せあるべき由越中守の口上を以て申  
 達しけるに中山卿敏くも之を察し給ひ伊豆守の飯りし後にて是は昨日殿中にて過言無禮の咎を京都  
 へ奏達せられたるものなりと宣へば正親町卿色を失ひ如何なる罪科にや行はれんとあるを中山卿笑  
 つて五ヶ條を破り 太上天皇の宣旨を遂げんため命を捨て下りたれば万一事ならざる時は禁中は  
 勿論同道の實所へも科をかけず只一身に引受けんため法外の惡言を申したるなり然るに兩條共思ふ  
 儘に調ふ上は某は閉門實所は又夫よりも輕からんとて其日より旅館の門をば閉ぢて居給ひける斯く  
 て翌三月七日に至り兩卿は越中守の宅にて老中列座の上體愼罷在られべく旨公命を達す然れども中  
 山卿は定めて一通りに承引あるまじと何れも氣遣ひけるに案外に中山卿は温順の顔色にて委細承知  
 の語ありしかば皆々安心をぞせられける中山卿疾より明察され門を閉ぢ居給ひければ水戸を始め何  
 れも感心あり殿中にての舉動傍若無人なれども夫は關東の武威に屈せざるを示されしなり是れ則ち  
 君命を辱めずと云ふべし然して事成る時は我意を立てず從容として罪に伏す、君ある事を知つて已  
 ある事を知らず誠に稱代の忠臣當時の豪傑朝廷の人物なりとぞ賞嘆ありけるとなり其翌日御答め御  
 免にて發足せられ驛路滞りなく飯京せられ將軍よりの御書を朝廷へ捧げ五ヶ條の難奏悉く言ひ開き  
 たる旨委細奏聞し給ふに殿感懐からず諸卿一統に稱美致されたり即日閑院宮へは 太上天皇の宣旨



ありけり夫等の中に面目なきは鷹司殿にて關白職を辭して隱居し給ひ則ち一條殿關白の宣旨を裝り給ひ又中山大納言殿今度の御褒美として准大臣に昇進し給ふを有がたく御請けあり三日其位に居て隱居を希はれければ 主上甚だ惜ませ給へども断然致仕を乞ふ故其意に任せられ御子息を大納言に任ぜられたり是所謂功成り名遂げ身退く賢者の舉動なりと衆人稱讃ありとなん關東の武威盛にして朝權已に廢れんとするを中山卿一命をかけて其傾廢を防ぎ給ひしは實に千歳の偉勳にして明治王政復古の大業も其起動力は遠く中山卿の熱腸に基因せりといふも強ち過言にあらざるべき乎何は兎もあれ丈夫の猛き心の程こそ貴とけれ

附言 先年日報社に於て發行せし「尊號美談」と題する書に記す所は右の事實とは大に相違し書中中山卿の功蹟と認むる點少きのみならず反つて卿を罪人とし特り老中等の處置をば其當を得たるが如く捏造せるは蓋し例の爲めにする所ありて筆せしものなるべし、今之を反駁するの考證夥多ありといへども茲には記さず、それは兎に角幕府の重臣等が 王朝に對し奉りて無邊驕暴の振舞多く又其殘虐なりし事は今人の意想外に出るなり今左に其一例を附記して中山卿の勇膽なる大勳蹟を想察するの料に供せん、却說明治二十年十月頃東京内山下町なる舊阿部邸跡の地に於て頭骨の後に刃傷の痕ある一つの人骨を掘出せしが其當時小河某氏なる人より或新聞紙に投したる文に

曰く、近頃舊阿部邸跡に於て人骨を發見したりと余此事に付或る故老に質したるに翁の曰く今を距ること百年前武門甚だ驕慢にして妄りに朝廷を蔑如し殆んど大義名分を知らず紀綱地に墜んとするの有様なりしより勤王の志に厚き公卿は慨然奮起して勅命を奉じ幕府の驕慢を責めんが爲め下向して時の老中の邸に至りしに老中の邸にては劇しく之を虐待し瀕夫を門外に脅逐して畏くも勅命を奉じたる公卿を殘害し其死骸を秘匿したる由にて天明五六年の頃より寛政の初年に至る迄六七年の間數多東瀛したる公卿の歸京せざりしは皆此等の殘暴によりてなりとぞ去れば此度發見したりと云ふ骸骨も蓋し其時のものに相違なかるべしと思はるゝなり余曰く如何幕府驕暴なりしといへども勅使を殺害して之を隱蔽するを得んや翁曰く當時公卿の東下する者は皆勤王忠誠の志より自ら任じて勅使となり事若し成らざれば再び歸らずと誓約したるとなれば其歸京せざるは皆耻ぢて逃匿俗化せしならんと思ひ誰とても其殘害に遭ひたるを知る者なかりしなりと云へり果して然らば此度の骸骨には刃傷ありと云ひ又聞く處によれば年月も大抵百年内外の者の如く而も男子の骨にして齒を染めたるもの、由明治維新の以前には雲上の人皆眉毛を拂ひ齒を染めたるとなれば其骸骨こそ正に勤王忠義の遺骨なれ故に今日改ためて之を鄭重に埋葬し忠魂を百歳の後に慰めざる可らざるなり云々

松木莊左衛門……………至剛……………名譽の花は墓前に咲く

かねて慶長五年庚子の年若狹國小濱の城主木下左少將勝俊朝臣は故ありて其城地封土を没收せられ  
て京都へ隠通しける後を京極高次に賜はりて八萬五千石を領しけるが、戰國の後の慣いとして人民  
を安撫休養するの情とては更になく聚斂の役人等は一途に主家を富ますを忠義なりと心得、木下氏  
の治世に於ては米の代りに大豆を以て貢納せしめ四斗一俵の例なりしを俄に大豆一俵を四斗五升入  
と定め貯度貢納すべきやう若狹全國に觸れ達したり、左ねだに數十年の戦亂にて人民は公役に驅り  
遣はれ賦役に疲れし果てなれば一俵の上にては差せる額にはあらざれども數石を納むる百姓に取て  
は容易ならぬ苛税なれば其難堪いはん方なく國中不平を唱ふる聲充滿て新國主の不仁を憤りけるが  
慶長十二年に至りて終に其酷政に堪へ難く各郡村の有志の面々、此の不仁苛酷の加税を除きて國中  
の困難を救はんものとして密に若狹全國有志者の寄合を催しける、茲に同國遠敷郡新道村に松本莊左  
衛門といへる者あり父を庄助と呼び世々農家にて富貴といふにあらざるも亦貧しからず、莊左衛門  
幼稚して父を失ひ遺産を嗣で其業を事としけるが慶長十二年に年甫めて十六歳なれども天性沈毅に

して膽力あり殊に辨舌爽かにして是非を辨つゝの明ありたれば村民は殊の外尊重し終に推薦りて庄屋  
の大任を負したり、左れば今度の寄合一件に是非とも加はらざるを得ざる事となりしかば身荷且も  
庄屋なる上からは一身を犠牲に供へても此大事を遂げば歸らじと思ひ定め徐ろに大寄合の席に臨み  
座末に在りて相談如何と待構へたるに元來無智不文の百姓の集會なれば只だ密々として議論の纏る  
所ろなく何時果つべしとも見へねば松木は今見見るに堪はず少しく席を進め、如何に御寄合の方々、  
拙者如き若輩が彼是申し出るは鳴濤がまじしけれと寄合し上は一言せでは有べからず元來今日の寄合  
は私しの寄合に非ずして當國二百五十二ヶ村百姓の難澁を救ふ相談にて容易ならぬ事と存せられた  
り此の故に御老功の方々の前も憚からず拙者の愚考を申し上べし暫時御免下さるべし抑々今日各々  
方始め吾々まで寄合しは餘の儀に非ずして貢納の大豆四斗五升を齎の如く四斗に改められん事と願  
ふ爲なるべし然らば別に彼是の議論なく此席に於て其の通り願書を認め各郡村の總代を撰みて一切  
其人に委し御上へ差出すの外は之ある可らず然るを只だ取締りなく自分の思ひの儘を云ひ争ふて時  
日に移さば郡奉行の耳に入て如何なる故障の出来んも計られず左に候らばすやと述べければ今まで  
叫喚と云罵しりたる列席の者どもは身を欬て、寂然として聞了り一同實にもと嘆賞し、寔に新道の  
若庄屋の申さるゝ通りにて年齒なる吾々には面なけれ速かに願書を認めて總代をも撰むべしと纏て

公事の文筆に慣たる者を選びて歎願の上書を認たり更に入札を以て總代を撰みたるに先づ第一に新道村の松木莊左衛門、瓜生村の宮松文太夫、三宅村の玉井喜太夫、井口村の松宮小次郎太夫、其の他二十人餘り撰み出し各々承諾なしたりければ更めて總代の各々は斯く事決着して尙且にも調印せし上からは如何なる艱難責苦に逢ふ亦は生命を失なふも決して素志に渝らじと云ふ誓を爲すべしと一同遠敷大明神の廣前に寄合て神酒を頂だき洗米を噛み、堅く誓約し各々勇みて歸村したり、斯て莊左衛門始め廿餘人の總代は郡代役所に趣きて減租の歎願狀を出しける其大畧は當國の貢租大豆の價は舊木下様御時代に於ては四斗を一俵として納むる詔に候らふ所る御當家に相成候らふてより俄かに四斗五升の詔に御改め之あり數十年の公役にて困難辛苦罷り在る百姓共の身に取ては其難澁一方ならず、何卒格別の御慈悲を以て舊の如く四斗俵に御改め下さる様御仁政の程偏に願ひ奉ると一字一派一語一血慘憺の狀を具して訴へたりし故、暴官汚吏の郡代等は歎願書を見て大に憤り憎き百姓原の舉動かな新國主と輕蔑て御上の命を彼是沙汰すること奇怪なれ斯る事を取上なば愈々圖に乗て無法の強訴を爲さんも知じと罵しり叱りつ願書を突戻し勿々取上べうもあらざりけり、總代の各々は斯ほどまで歎訴するに事情も聽かず突戻すとば諸も非道の御役人かな縦へ百千度突戻さるゝも當初の願意を徹さでは止じと愈々精を勵まし腰を折り凡そ歎願書を出すこと數十度に及びて九十年

の永きに涉り元和元年の春を迎へたるが其間だの辛苦奔走は容易ならぬ事なるに郡代等は馬耳東風に付して更に取り合はず其都度く叱り飛すのみなれば如何に温順の人民も今は胸に据かね卒去ば強訴すべしと死を誓ひたる莊左衛門以下は打揃ふて郡代役所に由て歎願狀を恭しく捧げ九年間の百姓の難澁を述べ是非に御慈悲の沙汰あらん事を請ければ役人等は又しても青蠅百姓奴と眼に角立て怒り罵しり手にさへ取らず投げ返すものから莊左衛門は覺悟して飽まで苛酷の機なる事を訴へければ役人等は愈々立腹し太々しき土民どもなり此後重ねて訴へ出れば牢舎申し附るぞ同心の者ども此奴等を追ひ出せと突棒持て叩き出し今は門前へも寄附ず堅く役所の門を固めさせたり、莊左衛門等は今は路絶て餘術なく恨みを香で悄然として歸村し又の手段を相議する所へ不仁暴戾の郡代は如何に思ひけん忽ち同心組子を各郡村に向はせて總代の各々を無法に捕縛し百姓牢へ投入れる、此日莊左衛門は斯るべしと思ひも寄す老母の膝下に在りて慰さめ居たる所へ御上意なりと呼び叫んで五六人の組子土足の儘に内に入り莊左衛門を取巻しものから老母は大に驚るき中に入り聲振はせて何事に候ふぞや悴莊左衛門に限りて犯せる罪はと云せも果てずハタと睨み御上に於て召捕べき筋あればこそ吾々は捕人として出役せしなれ其方知らずや此なる莊左衛門は御上の御威光を怖れで不筋の強訴度々に及ぶ罪甚はだ以て輕からず由て今日此嚴命下りしなりハヤ起よと各々細

を振り廻せば莊左衛門は泰然として母に向ひ母人兼て斯る事あらんと申したが果せるかな今日の嚴命、然し乍ら若狹全國の萬民の命に代る門出なれば左様に御愁傷なし給ひぞ随分御無事に消光させ給へど張裂く胸を強て堪へ、卒ち繩をど云より早く高手小手に縛りける、母の心は如何ならん、流涕こぼれて泣伏を目にさへかけず足ふみ鳴して引立てく小濱の獄屋へ入にけり、嗚呼武斷政治虐政の有様また殘忍の至りなり、捕はれたる總代は斯る無法の所置なるからに定めて虐待やなしつらんと思ふに引替へ獄屋の戸も鎖さず互ひの話しも止めず爲すがまにく差置のみか時々役人等出張して懇ごるに強訴の不心得を諭し又は威し嚇しつゝ若し前非を後悔して向後斯る舉動なからんには何なん時にて罪を赦し歸村なさしめんと迭々諭すと雖も當初より義を金銀に比し命を羽毛より輕んじて若狹全國の難澁を救はんとせし總代なれば勿々心を變ぜず斷乎として動かさること十數月間なりしが秋と暮冬と過ぎ月日を経るに従ひて初の心や薄らぐ頃役人等は手を替へ品を變へ嚇し叱りて諭せしものから今は重科に處せらるゝの怖れを生じ且つは故郷の妻子の安否さへ心に掛りて一日も早く出獄せんとする心の生じければ勇肝義膽も順に薄け未だ一年半を経ぬ内に一人二人と前非後悔を申し出で出獄を乞ふ者廿人ほどに及び後に止まる者は莊左衛門并に新太夫喜太夫小次郎太夫の四人とはなりにけり、其節操の凜たること松柏さへ凌ぐ程なりしも酷吏等が寛風猛雨は長く

緑色を止めしめず新太夫以下三人等も元和四年の冬に至りて膽くも前非後悔を申し立て出獄放免に逢けるが獨り莊左衛門は風雪に遭毎に操色ますます堅く彼等三人の出獄を聞て倍々言効なき者どもの際助かな、天地に誓ひ神に盟びて生命を掛け此の一大事を任遂んと約束せしに早々盟約を忘れて酷吏等の説得に従がひしこそ恐なれ、捕は一人にして天下の敵を引受け天子の崇座を拂ひたり吾れ一人と雖どもなご宿志の徹らざらんやと鐵窓の柱を叩いて慷慨し意氣豪然として愈々精神を奮ひ起し更に酷吏が寛猛以て相諭す手段に乗ず飽まで國中の難澁を申し立ければ酷吏等も手段に盡はて斯く五年間の入獄にさへ屈せずして百姓の難儀を申し張る上からは豈乎上を蔑る偽りにも候らふまじ一先殿へ申し出て相當の處置を爲さんものと懸て殿へ言上に及び國老等相會して莊左衛門が申し分如何計らふ可きやとありしに稍仁政を心かける一人の國老進み出で大豆貢租の一件たる御當家御入國の際相改めしより以來百姓共彼此苦情申したる所にて莊左衛門が一命を擲て屈せず全民に代らんとするは要するに御政道正しからざるに由れり此分にして差置んには後々如何なる珍事の生ぜんとも計り難し御當家も太平に由て御勝手向立直りたれば此際莊左衛門が歎願の通り舊制の四斗に復する方御仁徳なるべしとありしに一同は實にもとて之に同して一決し舊制の通りに改られしが獨り莊左衛門は御領内百姓の身分として領主の誑に背き徒黨を企だて我意を張段公儀を恐れざる致

し方此まゝに爲し置ば謂れなき強願を好むもの出んとも云がたし旁々以て後々を懲らす爲め磔罪に行なふべしとて此段領主へ申し上げ郡奉行へ下知しければ郡奉行は畏こまりて懸て莊左衛門を牢より引出し白洲へ呼入れ不屈至極の旨を申し聞け磔罪に行なふ段申し達すれば莊左衛門は更に驚ろく氣色もなく神色自若として役人に向ひ小可重き御仕置に相成候らふ事は豫て覺悟に候らば敢て御上を恨み奉まつる所存なし只だ心頭に懸るは大豆貢租の一條なり右は如何相成候らふやと容姿を正して徐ろに問へば役人は領首つゝ豫て其方より歎願の大豆減租の一件は願の通り開届けられたりと云も終らぬ詞の下に莊左衛門は我を忘れて雀躍し夫さへ承たまはれば此世の望み正に足れり添けなしと喜色満面に溢れけるゆゑ有紫の酷吏も舌を巻て歎賞し武士も及ばぬ勇肝義膽百姓原には珍らしきもの之を殺すは惘然なりと不覺に惘惘の心に制せられしかど決定の上は詮術なく日笠村の河原を刑場として磔罪にぞ行なひける、此事早くも若狭全國へ聞へければ二百五十二ヶ村の人民は男女老少の差別なく悲しみ嘆き吾々が命の親類なり責ては最期の有様を見て此世の名残りを惜み一遍の念佛を申さんと集あ来る人々は幾千方といふ數を知ず刑場の柵の外を打圍み乾ける袂はなかりけり、本細に掛られて刑場へ引出されし莊左衛門は慶長十二年より元和五年迄十三年の間東西に奔走し酷吏の手に罾められ更に數年の間だ幽暗なる獄中に心思を勞せしものから面色自づから憔悴し目落四

み骨出て此の世の人とも見ざりけり、然れども願望成就せる歡びは自然と眉宇の間に顯はれ更に慄く風情を止めず懸て時刻來りければ非人共は立かゝりて莊左衛門の細を釋き磔刑柱に挿んと縛り刑場の真中に樹たれば見物の百姓は聲々に、莊左衛門様、松木の旦那様、有がたう存じます、忝じけなく存じます、御名残おしやと呼ぶ聲は激浪の岸を捲つ崩るゝが如く悲哀嘆惜の聲充滿たり、莊左衛門は閉ざし眼をクワツと見開き

如何に見物の方々よ、今此跡を見られよ、松木莊左衛門は磔刑柱の上在りて命は即坐に果るぞや、去り乍ら吾は二百五十二ヶ村の人々の爲に一命を掛て大豆の年貢を舊の通り四斗になしたるまで吾が肉を喰ひ吾が血を吸ひて安穩に過されよ  
 と大聲に呼はりつゝ、又八方を睨みまはし怒氣音聲を振ひ立て  
 今日此の所へ集りたる各々の内には吾と共に神明に盟ひ死を定めて嘆願して牢へ入し總代もあらん、ヤア卑怯なるかな、心ならず後悔して赦免に逢ひ元の心を忘れたること臆病なれ、汝等は匹夫小人俱に謀るに足らぬ者ぞ、今吾が最後の有様を見て恥かしく思ふ儂輩は熟く肝を練り腹を供へて國人の爲に力を盡せよ、ヤチン臆病の者どもめ

と大音聲に呼はりたり、其有様皆り張裂て朱を濺ぎ、怒れる髪は天に衝、眼の光り爛々として人を射るが如く凄まじしなると云ばかりなし、見物の男女は寂然として吐息つき只だ聞ゆるものは河原に荒む熱風の惨憺なると念佛の聲とのみ、暫らくして非人等は全身の鎧をオツ取て號令を待間程なく檢使は夫と目配すれば非人等は左右より鎧の穂先を莊左衛門の目先に交又して引よと見へしがヤと叫ぶ聲と共に長鎧は片脇を穿りて右肩に突出し之を扱ば右鎧來り、右鎧扱ば左鎧來り、血潮迸しりて腥風起り、目も當られぬ有様に數万人の見物は思はず打伏頭を垂れ南無阿彌陀佛と聲振はし身を裸きて立得ぬ慘狀、有聚豪膽勇氣の莊左衛門も數鎧を受けて何ぞ耐らんカツト叫ぶを此の世の暇、腹波打て次第に疲り果終に息は絶たりける、此れ實に元和五年五月十六日にして一片の熱血能く若狹全民の痛哭を洗ひ去りし義日なりけり、斯くて後ち親類縁者は申すに及ばず莊左衛門の壯舉を徳とする若狹全國の重立とたる者集まり死骸を請ひて之を故郷新道村なる正明寺に厚く葬むり、法名を松木長擲居士と謚り印しの石塔を樹たるに男女老少の參詣晝夜引も切らず加之ならず例年大豆の收穫ある毎に其初物を莊左衛門に供へんとて戸毎に松木靈神の位牌を設け此へ供へるを禮として今猶此報恩の舊慣を存すると云ふ、嗚呼莊左衛門が勇肝義膽の血、一度迸しりて酷政を洗滌し暴官汚吏をして其心肝を寒からしめたり、死して靈あるとは蓋し斯の如きを云なる可し

佐々木累……………雄健……………奇骨丈夫夫

士井大炊頭利重の家臣に佐々木武太夫と云ふ者あり性質剛毅にして勇あり劔は一刀流の奥に入り鎧は柳生の極意を究め馬は神道惡馬流の允を得其他柔術は開口の秘に通じ武道の奥義極めずと云ふとなし、家中の各々は云ふも更なり他藩の士に至る迄家士浪人などを問はず名を傳へては門に入り技に伏しては弟子と成るの徒引も切らず去れば其名も自から高く遠近に震ひぬ此武太夫に一女あり名をるゝと呼び剛邁父に劣らず然も高尙にして優柔あり武太夫深く愛しみ成長するに及んで我が得し武道の奥秘口傳は云ふも更なり庭の教へ嚴に女の道さへ懇ろに教へたり成長の後利重の奥方へ由で勤けるが武太夫豫ねてゐるに申しけるは女ながら藩祿の中に成長せし武士の子なり一朝事あるに臨んでは花々敷討死して相應の御用に立ち追がは武太夫の女なりと云はれよかしと示しけるとなん去ればるゝも心して勤めければ盡忠實にして奥向の御愛さへ深かりけり此故に高祿門閥の家々より結婚を望むもの少なからず去れどもるゝの父子は元來正直武邊の性なれば彼是養子を撰む内計らず父武太夫病死せしが時に藩の例として亡後の養子叶ひ難しとて家名斷絶しるゝは殘念に堪へざれども

藩中の法として詮術なく遂に浪人の身となりて市中に移りしが斯る時こそ豫て傳へし武術は用にも立  
 つめと淺草 聖 天町に表口三間の家を借り支那に鎗長刀及び鎧櫃等を飾り附け墨黒々と「武藝指南  
 佐々木るゐ」との招牌を掲げ其身他行の際には色良小袖前に引違へ黒縮緬の羽織に四ツ目結の縫紋し  
 髪は屋敷風の笄分に結び大小手袂最と風流を盡したり又稽古の道場にては梨子地描畫の煙草盆を前  
 に控へ細身の脇差引つけ鷹揚に坐し相傳の武技を親切に教授せるは異風にも亦しほらしとて東西に  
 云ひ傳へ古今珍らしき女武者率で試みになど云離して入門する者數多く父の在世に劣らぬ繁昌に江  
 戸市中は云も更なり京堺に至る迄其名噴々として傳へたり其頃江戸には種々の組を立て俵客の徒  
 徘徊し表は伊達と云ひ任俠を装へど惡事横行を以て世を渡り市人の忌避せざる者も無かりしが遺の  
 惡徒も佐々木氏の武術には怖れけん指だにさざりけるとなん、此事町奉行石谷將監の聞く所とな  
 り一日るゐを召し大小刀を帶ぶるは武士の女ならば天下の法度に非ずと雖ども元來女は女の姿なる  
 こそ女の道とも云ふなれ又用心の爲めならば往來の節は女摸様の紅絹裏を相止め編笠頭巾の冠り物  
 を着すべし其方の跡をつくく見るに女を嫌ふて男を好むに似たり所存は如何にと詰問しけるに  
 ゐは平然として妾義は元土井の家臣佐々木武太夫が娘にて候が父の死後男子御座なく藩法に由つて  
 家名斷絶に及びて候妾もし女にあらずれば斯る不運に逢ざるべしと存じ候へども今に及んで詮術な

く只だ家名を潰すまじきと存じ斯くの如く妾も形も男同前に心得父傳來の武術を家業にし其内に父  
 が心に適ひし者有らば家を譲りて元の女に立歸り申すべし其迄は男子の心得に御座候勿論武藝を表  
 へ出し大小を帯び候とて此方より狼藉を働らき候とは毛頭御座なく唯所夫を迎へる迄僅に父の次に  
 罷在候なりと辯舌 鮮に申し立てければ實に道理ある申し分なりとて事濟しが此と同役神尾備前守  
 へも傳し殿中へも沙汰ありしかば土井利重も聞捨難しとて家中第一の武邊者小杉重左衛門が次男九  
 十九を以てるゐに添はしめ本領を復して二度佐々木の家を起しけると云ふ天晴の女丈夫なる哉

神谷轉

忠烈.....風強ふして勁草を知る

逆臣の家を亂し國を動搖こと往古今來擧て算ふべからず然れども國危ふして忠臣顯るゝとか此の故に仙臺侯に原田甲斐の奸臣ありて伊達安藝顯れ加州侯に大槻傳藏の奸計を巧むありて前田清繼之を看破し松前侯に島田彌太郎の主家を顛覆させんとするありて河村池澤の兩士之を妨ぐる等奸臣いかでか天誅を免るゝを得んや爰に但馬出石の城主仙石家の由緒を尋ねるに先祖は美濃の産にして數代源家の正嫡たり權兵衛秀久の時織田信長に仕へ後秀吉に屬して淡路の國須本を領す天正十八年小田原の役に拔群の功を顯し信州小諸の城主五万石を賜り且青柳丸と名けたる名刀一振を賜ひける豊大間薨去の後徳川家に付屬し其子兵部太輔忠政は大坂夏冬兩度の合戦に數度の功を顯し元和八年一萬石加増有て同國上田の城に移り都合六萬石を領す其後政明の代に故ありて但馬出石へ移る此時大男次左衛門に所領の内二千石を分つて分家とす故に當時五萬八千石を領せらる然れども此國一鉢豐饒にして且細延等多きゆえ十七八万石の收納ありしといふ天明五年鉄之助久道家督して越前守と名乗り後出石へ隱居して播磨守と改め其子美濃守政美に家督を譲る此頃よりして家老仙石丹下の孫に仙

石左京なる者あり往來謙倭奸智にして巧言を以て上に詣ひ暴威を以て下を御し一國の權を恣まゝにして我意に募り君を蔑しにして主家の所領を横奪し表は千五百石なれども内分二萬八千石餘の收納ありしといふ然れば左京の驕奢日々つゝのり萬事心の儘ならずといふ事なく榮耀豪華に暮せしが不圖心に想ひけるは我が先祖は當家格別の由緒ありて殊に同姓たるにより一藩中に重んぜられ且は我器量も衆人に傑出してあれば今此儘にて世を過ん事口惜き次第なりとて熟々思慮しけるが信と心を定め當時戰國の世と違ひ斯く太平の治世に大名とならん事容易ならずと雖も區々たる陪臣にて此儘朽ん事本意にあらす此上は如何にもして主家を横領し倅小太郎を取立家督となし我れ仙石家の實父となり大小の諸侯に列し永く富貴を受けて老を養はんといふ獨言しつゝ密かに隱謀を巧み當時勝手方を勤るを幸に殿様御手許不如意なりと稱へ冥加金と號け一家中初め在町の百姓商人どもに分應じて割付け暫時に五萬兩の金子を調達致させ且又年貢諸役等を倍して人知れず金銀を貯へ密に徒黨を誦ひける、されば左京は胸中に主家を奪はんとの念起りしより當主を憎弱になし淫酒を勤めんとの下心にて當主を辱々己が邸へ招待し美女を集めて舞踊などをなさしめ晝夜三絃の音絶ず淫樂を勤め容貌特に美なる者を格別に粧ひて殿の機嫌を取せけるに木石ならぬ美濃守には大に興に入り日毎に左京の邸に入せられ淫酒に心を奪はれ終に性根を失ひ左京を二なきものと思はれければ何事も左



京原に取計へと宣ひけり浩りし程に左京は心中に得たりと喜び或時は御庭を飾立て江戸吉原俄の遊  
 びを真似又は江戸より狂言役者を呼寄せ能なと演ぜしめ芝居手踊茶番杯種々の遊興に光陰を消すの  
 みにて更に政事を顧みず淫酒のみ事とし日々情弱に陥りければ心ある者は之を歎きいろく殿を諫  
 め奉れども奸佞邪智なる左京常に御傍を離れざるゆゑ是に碍げられ且は左京の暴威に恐て其後は  
 敢て一言の諫を納る者なし、されば左京が計策圖に中り思ふまゝに殿を誑して情弱になしければも  
 若し忠臣等の諫を納ひ本心に立歸りなば一大事なり此上は一刻も猶豫すべからず毒藥を以て失はん  
 には如じと豫て一味なる醫師藤取己白を招き密に毒藥の事を托みければ己白は一義にも及ばず早速  
 調合して左京に渡しければ夫より壘所小頭西岡斧七といへるは左京の妹婿なれば此斧七へ内密申し  
 合めて毒藥を渡し事成就せば屹度恩賞致すべしとて托し置ぬ其後斧七は河野瀬兵衛と至つて心易け  
 れば遂に右の事件を咄したるに之瀬兵衛は大に驚きコハ容易ならざる事なりとて右の咄を神谷轉へ  
 報知せ足下は御側勤にて且は御膳番の義なれば食物又は煎藥などを差上る節は必らず心を用ひられ  
 よといはれ轉も日頃の事を心に留てありしかば左こそと點頭心を配りて居たりしに屢々怪しき膳部  
 のありければ其度毎に之を防ぎけり其後殿には煎藥を用ひられ候とて藤取己白調合してありけるが  
 其節仙石左京並びに當番用人等も例の如く立會しが素より左京一味の者なれば右の調合相濟て直ち

に煎じける處に神谷轉席を進んで其御煎藥差上ると御無用なりと聲高らかに云ひければ左京を始め  
 立合の名々さればと計りに膝立直しコハ解しからぬ一言かな今立會の上にて差上る煎藥如何なれば  
 貴殿は止めたるぞとて名々眼に朱を賤きて責寄り今立會の上検査も濟たるに猶不審とならば是非に  
 及ばず再び検査致すべしとて醫者を招き改め見るに決して別義之なき由なれば左京は申すに及ばず  
 一座の名々大に怒りヤチレ轉汝仔細なき藥を不分明の義申し出し重立たる役人を蔑んじ眞忽の段許  
 すべからずとて大ひに辱かしめられ遂に轉はお暇となり兄七五三方へ立戻り厄介となり居たりしが  
 其後美濃守殿の死後江戸に上り木挽町六丁目の仙石彌三郎方に借人となり用役人をぞ勤め居たり、  
 殿に長樂は口に苦く忠言は耳に逆ふと實なる哉仙石美濃守は全く左京が奸計に陥入り只管淫酒に  
 耽り一年を夢の如くに過して今年は參府の年なればとて已に出府に定めぬれば左京は御機嫌伺ひ  
 として御前へ罷り出で謹んで申すやう君には日頃御酒を過させ玉へば若や酒毒にお中りやと恐れな  
 がら御案じ申上候ゆゑ先達て長崎表より阿蘭陀の妙藥を取り寄せ候即ち酒毒を解し又元氣を補ひ腎  
 精を盛にし諸々の毒を解す大良劑と申し候へば常に御用ひあつて然るべしと存じ兼て醫師にも試験  
 致させ候處之は得難き珍劑なるよし申候へば御道中にて毎朝御用ひ遊されて然るべしとて銀の蓋  
 物に入たる煉藥を進めけるにぞ殿は是を御覽ありて左京には能く心付れたる事かなとて大ひに悦び

玉ひ是より直ちに石表を出立ありて道すがら旅宿にても朝より酒を用ひられけるゆゑ從臣等は御酒の醒る藥なりとて晝夜心を付て彼の腎藥なるものを進め參らせたり此の如くして日數を経て江戸表へ着せられたり然るに道中より何となく胸の支へる氣味ありて病の發りけれども一昧剛氣の性質なれば更に事ともせず着府の後も彼腎藥を常に用ひられけるが如何なる譯やらん追々心地悪く後には言晤も更に分りかね四肢痿れ手足とも自由ならず中風の如き症となりて惱み煩ひ給ひしかば奥方は初めより此藥の事何とやら心元なく思はれ密かに服し見たまふに追々手足の痿れるやうに覺へければ諸は怪しき藥なりと思へど素より左京が參らせたるを別は仔細もあるまじと其まゝに過ごししかば殿の病氣も次第に重らせ給ふによりコハ一大事と諸方の良醫を招きて診察しけれど最毒氣身中に廻り骨髓に徹りてあれば如何なる良劑を施すとも救ふべき術なき難病なれば頻りに苦みて終に果敢なくならせ給ひける是ぞ左京が巧みなりしとは後にぞ思ひ合せけり、去程に美濃守病死の趣き早飛脚を以て出石表へ注進ありしかば家中の騒動大方ならず殊に御家督の嫡子なれば隠居播磨守には深く驚き玉ひ兎も角も左京は急ぎ早打にて出府せよと命じければ左京は態ど驚きたる軀をなせど心の内には計り事成就せりと悦び早速旅粧ひを調へ且十歳になりける倅小太郎を共に召連んと已に用意しける程に荒木玄蕃生駒主計等深く之を怪み今此變事に臨んで子息を供せられ殊更

早打にて出府せらる條甚だ心得ぬと難じければ左京のいふやう倅義は常々病身ゆゑ兼て江戸近在堀の内の祖師へ願懸して參詣する積りの處當年までの心願なれば此度拙者が出府を幸ひに同道して參詣せんと存するなりといへば玄蕃等重ねていふやう其儀も時にこそよれ今箇様の凶變の際に限りて召連らるゝには及ぶまじといへば左京一味の青木彈右衛門岩田靜馬等側らより種々取なして終に小太郎を召連れ早打の駕籠二挺並べて江戸表へ下りける此時隠居播磨守には仄に左京が倅小太郎を召連れたる事を聞き大いに疑感せられ折柄家老酒匂清兵衛隠居の御前へ進み出で此度の凶變につき左京早打にて出府せしとは云ながら浩る火急の大事に望んで幼少なる倅を召連れ出府せし段其意を得ず且又道中にて如何の差支有るまじきものにも之なく然る時は江戸表にて一同心配さるゝべし旁々以て私も早々出府いたし猶同役とも談合の上道之助様を急に御養子となし奥方へも御安堵なされる様御計ひ申すべしと言上しければ播磨守にも尤も同じ給ひ急ぎ出府致すべしと命じけるに酒匂清兵衛は取ものも取あへず早速早打にて路を變へ夜を日に繼て江戸表へ着し直ちに重役の者へ面會なし此度の凶變に國元御隠居様始め一家中當惑の趣き申し述夫に付御養子の事は御舍弟道之助様を以て御順養子に致すべき旨御隠居様より仰せ出されし趣きを伸べ奥方を始め猶分家同姓へも逐一通じ追々願ひの調へにも取掛らんとする處に仙石左京も此程漸く江戸表へ着し重役人へ面會し段々

様子を聞くに先に酒匂清兵衛出府して粗御養子の義も取極りし由なれば左京は兼ての巧計相違したるを遺憾に思へども斯してあるべきにあらざれば猶又重役へ申し入るやう某し國元御隠居様の仰せを以て御養子の義取計ふべしとて則ち出府致せしなり是に依て某しが所存には他家より養子の相談は彼是思ふ様にならず又上への聞へも心配なり毎に當時の困窮にては早速に相談も調ふまじ彼是以て御隠居様の仰せにも他家より養子の例もなし拙者が申すも如何なれど某しが家に御先祖圓覺院秀久殿より分れ二代様の時又重縁なる筋もありて其時御遺言の事もあり恐れながら公儀にて申さば御三卿方も同様なる家柄なれば悴小太郎を以て御家督と致して然るべしと存す幸ひ此度召連れたれば今一應の評議を凝し給へ御舍弟道之助様は未だ御幼稚(當年四歳)にて産子同前なり一家中の所存も如何有べきや殊に拙者事は大殿様並びに御當代様思召を以て城代を仰付られ格別の御取扱になりたれば家督の願ひ差出すに何の仔細も有まじと辯に任せて陳ければいよ／＼今一應の評議となり御分家同姓までも打寄て評議の處仙石能登守殿一同に申さるゝ様家督すべき者なき時は兎も角も致すべきが舍弟道之助事は幼年ながら血脈なれば是を家督の願ひせんと既に國元播磨守殿酒匂清兵衛を以て仰出されたり假令幼年なりとも諸家に例ある事なれば當家に限りて幼少なればとて家督仰付られぬといふ仔細ありやといふに左京の申しけるは然る上は悴小太郎を道之助殿といひなして是を家督

とし上向は道之助にて御願ひあらば兩全の事ならんといふに御一家の方々何れも不承知にて歳も釣合ぬのみか上を欺く事後日露顯に及びなば御咎め如何あらんとて兎角左京が計事には陥入らぬは是非なくも終に道之助殿家督の願書差出す事に決定りぬれば左京は折角巧みたる事の鵞の嘴と齧語ひ手持無沙汰で退きしぞ心地よけれ其頃國元にては播磨守大ひに心配致され江戸表の容子如何ならんと再三再四書状を出すも雖も梨の礫の返事なれば案じ煩ひ給ひ此度は飛脚を以て三田の大乗寺へ遣し屋敷の容子風聞等を糺し夫より使僧を以て奥方へ書状を差出す其文面にも順養子の願ひ然るべしとの事ゆゑ是迄左京が申す條とは大ひに相違したりければ奥方始め諸士の名々左京が計ひを憎み左京が謀反の萌し願れたり頻りに噂をぞなしたりけり扱此書状の往復返事のなきは理りなり江戸表にては左京之を秘し國元にては岩田靜馬左京の旨を得て隠居の元へ出すとなく成就迄は双方にて此の如く謀ひ置べしと兼ての巧みぞ恐ろし、斯て左京は目算の違ひしより此上は逆も幼主をなき者にせんと思ひ道之助殿の勝手方料理方まで各々多分の金銀を與へて皆な我手の者に懐け置き或日密に食物の中へ粉薬やうの物を入れたるを輕き臺所方の吉田橋右衛門不圖之を見付たれば竊かに某しに告るやう彼膳部は少し怪き容子もあれば御上へ差出す事は御無用と堅く留めたる計りにて更に左京が所爲なる事を聞らず右の膳部をば奥へは勧めずして残らず取り捨て其後は容易に食物を參

らせず風味の上に毒味をなし念に念を入れて萬事に心を用ひ少しも油断せざりし程に左京は再三計策の毒餅に屬し行はれざるを以て暫く動靜と見合せ居たり時に道之助殿順養子の願ひも調ひ美濃守病死の御届も相濟たれば三田の大隆寺へ葬送の式を行ひ追善供養も家格の通り相濟ければ左京前に大事を看破られたるを訝り思ひ急に彼橋右衛門を取立て國勝手申し付け己れも一先國元へ歸り又折を見て計策を用ひんと彼橋右衛門を同道して江戸邸を出發せしが如何したりけん東海道島田驛に泊りし頃橋右衛門は旅宿に於て急病を發し翌日死したりとは是も又左京が例の毒藥なりと後にぞ思ひしられける、扱も左京は主家の領知を横奪し上見ぬ驚の思ひして日に増驕奢に長じ威勢ます／＼盛にして靡き安き人心左京に陥ふ者多く俱に富貴を得んとする程に果して左京に隨心の者は役向も次第に推擧られ立身するものいと多く邪道に引込れけるこそ要てけれ時に文政九年正月十九日は左京が誕辰の祝ひとて同家中の客を招き酒宴を催さんと呼集めければ奸佞邪惡の曲物ども左京に隨從の面々は皆早朝より相集り肩衣をつけて坐席も狹しと居並びぬ其日左京は上坐に着き客は同藩中なれども家來同様の扱ひにてさも横柄に人々を蔑如し一通り禮酒の祝ひも濟て皆喜びを申せしかば左京は席を立て與へ入り直ちに此方へと案内に連れて各々居間に通り見るに床には日蓮上人正筆の十界勸請の大曼陀羅の掛物を置き前には銀の香爐の二尺計りなるを据へ爰に又左京が豫ての好みにて金地に

牡丹の極彩色の唐紙又屏風其他調度の類ひも品柄よく襖に付し引手或は釘隠しに至る迄皆金無垢にて實に目を驚かしたり此時左京は衣服を改め三枚重の座蒲團の上に座し前には瑪瑙の香爐に伽羅を薫らせ其側に妻のちさへ下髪に襦の儀式を調へ妾腰元ども何れも美々しく飾て悠々と酌を取せ琴三絃にてさんざめき山海の珍味銘酒佳肴取調へて款待ける酒も稍半酣に至りし頃左京の申すやう某し事は天明七年の生れにして當年四十歳に相なると雖も是ぞと申す御奉公も致さぬと運に叶ひ度々の御加増も頂戴し已に大切の武器類悉々某に御預け相成るのみならず御先代様の時御家の重寶青柳丸の御刀を賜りたるを其節は妬心の人も有んと主君遠き志慮りにて折を見合せ其方より向々へ咄し置くべしとの難有き仰をうけ拜領して置きたるが是れ見られよとて仙石家代々の重寶三尺三寸正宗の名刀なり中々家來に下さるべき者ならぬと兼て左京が寶藏より取出し我物にして大坂の大和屋九右衛門と云ふ道具屋を呼寄せ此刀と外に直政の脇差共に金銀を散散り物好を盡し斯く大小を拵へるに四百五十兩の入費掛りしとさて左京は此大小を取出し皆是主君の厚き惠なり此刀の事を生駒荒木杯の盃薄々影にて我儘に主人の寶物を取持たず杯風評いたし已に大殿に申上たりしが近く御糺し有るべしと申者ありと雖も我より明日にも大殿へ申し上べくと存するなり已に拜領の節は儲なる證據人即ち此席に連る早川保助應取己白の兩人は其座に居合はせしかに存じあるなりといへば未座に

控へたる保助已白の兩人進み出で其事は某し等證據にて假令先殿様御隠れ遊ばされたりとも刀拜領の證人なりと申しければ一座の諸士内心は兎も角も皆尤もと云ひあへり夫より酒を勧め盃盡も數巡にして各々ことなく退出したりけり、實に光陰は梭の如く早文政十二年となり仙石左京の嫡子小太郎は十五歳になりければ初冠の事なりとて江戸表より軍學指南柴岡眠虎齋といふを招き山本耕兵衛と兩人を以て具足着初めの規式を行ひける其式は普通の大名家も及ばぬ程の堂々たる有様なりし、總べて斯の如く騎者に耽り甚だしき異風なる具足着初をなさしむるも素より左京は胸中に小太郎を仙石家の主人とせばやと兼て内心に叛逆を包蔵より浩る舉動をなすに播磨守には却つて見物なして剩さへ物を賜ふ杯左京が權威を怖れて咎めもせず差置きける、然れば左京は驕奢日々に増長し其遊興に至る迄君侯を擬し或は鷹野に出る等言語に絶へざる有様なり、斯く左京は追々驕奢に驀り此上は倅小太郎に眞き嫁を取て遣さんと思へども元來謀計ある事ゆゑ何卒權門家へ縁組を求めたしと種々心を碎く折柄兼て取入れ居たる江戸の松平主税へ懇みたるに幸ひ同家の本家權門家の息女にて主税の姪に當りたるを養女として之を左京方へ遣し小太郎の妻に縁組せんと相談順に整ひければ左京の悦び大方ならず早速數多の贈物は申に及ばず道中の入費其外支度金まで充分に送り双方の願ひも相濟みたれば順て江戸表を發し東海道を上りて出石に着す其行裝は中々大名の婚禮にも劣らぬ形容

にて如何なる姫君がお國元へ入せらるゝにやと皆々訝しあへりとぞ斯て左京に娼婦諸士は悉とく城の大手迄出迎へて婚禮の式も事なく整ひたりける、茲に又隠居播磨守は左京の奸計に陥り其いふがまゝに採用ひければ得たりと喜ひ容色女とさへ云へば金にあかして是を抱へ老年の播磨守に放蕩を勧め萬事追從輕薄を以て仕へしかば隠居は窮屈なる奥住居も今は大きに樂になり不行跡のとのみにして日を送り何事も順着せずして左京等の奸臣に任せ置きければ悪人共は日々に跋扈し此程は少しく勝手向の悪しけると偽り在町へ用金を申し付け悉皆己等が圓ひ置く同士に分つて榮耀に日を過し且己れ等が私曲を掩はん爲に數多の紙幣を拵へ當座凌ぎに上べを繕ひ儉約杯を申出し主人の手許は衣食とも殊の外疎略に致すと雖も猶行はれぬとて平常心の合はぬ生駒主計一人に勝手方を申付け帳面も兎角に分らぬ機紛亂し己が私欲を以て偷みたる金銀を主計に塗付け是を越度にして我非を隠さんとするの巧みなり其後又軍用金を取出し或ひは具足其他名代の武器類も左京の手より賣拂ひ願奢の爲に浪費たりされば江戸に居らるゝ播磨守の奥方道真院の手元殊の外難義致され書翰を以て度々申し送ると雖も左京の奸計にて江戸重役の内密かに申し合せたる者あれば程よく取なして他へ漏さず夫故勝手方は益々窮し生駒主計一人にては逆も手廻り兼るを以て歎願せしに左京は無昧の言を以て同人を迷惑させ其上勝手斯の如く成り行きては中々調へ兼るを我意に叶はざる者ばかりを撰み

荒木玄蕃酒匂清兵衛原市右衛門の三人を増し都合四人をして勝手方を持たせけり、されば四人の者は左京が取り散らし引き亂したる跡の始末にのみ晝夜心を痛め居たりしが此節隠居播磨守の放蕩にて又候過分の浪費多くして勝手方殊の外困窮に及ぶといふは第一大名の隠居たるものに有まじき不行跡なれば何卒御心付れて取直さるゝ様にと各々眉を蹙め額を合せて評議しけるが或日一封の諒書に左京静馬等の驕奢常家を森はんどの奸計數ヶ條を認め四人連印に是を隠居の手元へ差出したり播磨守は是を覽て直ちに左京を呼び此諒書を見せければ書中自分並びに静馬等の悪事を悉く書記しければ左京は始終を見たり大に怒り憎き奴等と心に思へど顔へ出さずしてコハ解しからぬ申し條なり察するに斯く我々を御寵愛在らせらるゝを妬んで己れ等が不埒を隠し君に讒言をなす者なれば此度御取扱ひ然るべしと申し上げ是より種々評議を盡し御隠居様御差圖なりとて右四人の者を呼出し今般思召これあり四人の者盤居仰付られ家督は幼年の條どもへ下され候と申渡しける、抑も此荒木玄蕃は仙石家第一の舊家にて先祖荒木圃書は小田原役に功あり公儀にも格別の思召ある家柄にて代々重役相勤め本高千五百石なりしが代々功勞あるを以て加増し當時は家老職にて千八百石なり生駒主計は本高千石にて是も代々家老の家なれど今の主計は未だ用人役なり酒匂清兵衛は本高八百石にて家老なり原市右衛門は本高六百石にて用人役なり右の四人は舊家といひ殊に名譽の家來にて其家の

規模ともいふべし然るに主君明かならざるゆゑ斯る悪臣の非道によりてあたら武士を無下に陥入る事誰か是を痛悼ざらんや、左京は斯く四人へ盤居申し付しが爰に又河野瀬兵衛といふ者あり此人曾て彼四人の者と相談せしと疑ひ終に天保三年六月右瀬兵衛を呼出し追放申し付け家内憂らず引拂ふべき旨申し渡しければ瀬兵衛は大ひに驚くと雖も身の寄所なきまゝ涙々として居たりしが如何にもして左京を附規ひ一刀に討ち捨て御家の仇を滅し國民上下の患を除かんと思へども左京に隨從の者多くして近寄り難きを以て又思慮するに今我れ左京を討て禍ひの根を断つと雖も其一味徒黨の佞人等御家に充滿してあればなほ餘毒の害をなす多かるべし如く是より江戸表の御分家仙石彌三郎殿に勤め居る神谷轉は元來忠義の者なれば萬事彼と談合なし如何にもして御家の佞人等を蒞盡し國を安穩になさんものをと思ひければ如何せん一牀病身の者なれば心に任せざるゆゑ先妻子を離別して親元へ歸し其身只獨り懸念の人の世話になりて養生して居たりしが兎角に病重りて心ならずも其年も暮れ翌年春の頃漸く病も愈りければ急に江戸表へ下り木挽町なる仙石彌三郎の屋敷へ行きて神谷轉を訪ぬ久し振りにて對面し身の上のことより左京が大逆無道主君を殺し舊老を斥け主家を横領せんと企て家中大半邪道に組すれば近き内に大變を引出さん事を一々詳らかに語りけるに轉は始終を聞了り暫く思案して云ける様某しも此事に就ては種々苦心を致すと雖も某しは當家へ借受になりて

用役を勤める身分ゆゑ萬事思ふに任せず時を待て居たれども今貴所の言るゝ趣きにては一刻も早く  
 其事を取引ひ申したし我も篤と工夫致すべきまゝ貴所も能々勘考あるべし就ては我等宅へ逗留され  
 ても苦からずと思へども御咄しの趣きにては其許事追放仰付られたる身の上なれば當家は御一門の  
 事ゆへ邸内へ留め置ては宜しからず又立入る貴所も相濟まじ一轉御府内の徘徊も表向きはち擧ひの  
 地なり併し夫は格別の義又浪人の身にて旅宿に居らるゝは無何事も難儀なるべし去とて當地に懇意  
 の人もあるまじければ我等の師たる劍術柔術の師範を致す澁川伴五郎といふ者西の久保城山に住居  
 す此人へ書状を遣すべし間當分此處に潜伏致すべしと手紙を認め渡したれば瀬兵衛は大きに悦び別  
 れを告げ是より彼所へ行きたりしが兎角病の起りて惱み居たりける故此後は轉の許へも尋ねざれど  
 轉は主用などにて使者を勤む故を時々瀬兵衛を訪ねて種々と工夫を凝し瀬兵衛は一封の願書に左京  
 の罪惡を残りなく認め密々に一門なる仙石能登守屋敷の表門の柱に確と張附て夜も明け門番等の見  
 付て取入るゝまで見届け又同文面にて仙石長之助屋敷へも同様に計らひける是は其身追放せられた  
 れば憚りて斯く計ひしなるべし兩所にては此願書を披き見て打驚き諸々此事實ならば聞しにまさる  
 大變事此儘には拾置難しとて急に兩所立合にて神谷轉を呼寄て其方は元來道之助家來にて數年出精  
 相勤め殊に出石表へも折々往復して助靜がらも存じ居ることなれば見聞に及びたるとあるべし包み

藏さず申されよとて瀬兵衛が言上の箇條書を見せられければ轉は大に悦び國許の始末残りなく物語  
 りければ兩所は直に道之助殿屋敷へ行き播磨守の奥方に密々の面會にて委細の事ども相談あるに兼  
 々國許より播磨守殿妾腹の姫君よりも此事江戸の母上へ申送りける文にも一々符合してければいよ  
 く密事なりとて江戸表沙汰の事左京が奸計大惡の事ども細々と認められ奥付の重役淺見四郎兵衛  
 本間佐仲の兩人を以て密書の内意を申し合め出石表へ密使に遣はされければ兩人夜を日に繼いで出石  
 へ着し表向きは武運長久御所禰の爲め御領内筑田明神への代參なりと申し觸し内密に彼能登守殿長  
 之助殿連名の書状と並びに奥がたよりの密書等を差出し密使の趣き具さに申し述べければ播磨守は此  
 書状を讀取り披き見て兩人に答へけるやう一々承知せりされど皆風聞までの事にて國元の實否を存  
 せざるより斯く察じらるゝ事尤も理りなり左京始め靜馬など何れも精忠を盡せる者にて聊私曲の  
 計ひなし此旨歸府の節篤と申せよ其他江戸表へは何者の申送りたる事かは知れども正宗の名刀、直  
 政の脇指の事は故の美濃守が在國中左京に遣はしたるものなり又軍用金并ひに具足等の事も皆風説  
 までのとなり長之助能登などにも此方事決して心配致すべからずと申すべしと仰られければ兩人は  
 互ひに顔を見合せて只茫然と呆れ居たりしが詮術なくも引取りぬ其後播磨守は急ぎ左京靜馬の兩人  
 を召出され此度江戸表より麻見四郎兵衛本間佐仲の兩人當城鎮守筑田明神へ代參と申し偽はり實は

密事ありて使者に参りたり其口上は箇様く其密書は云々と彼の書面を兩人へ見せられとも何者が其方共を妬み嫉んで斯く讒言を申し觸すとにや元來精忠なる汝等聊かも私の振舞なし察するに悪者どもものたくみなるべし以後の爲にもならば妄説を申し出したる奴を屹度探索して所押へよとありければ左京は脛に疵あるゆゑ早奸計の露はれしかと始終を聞て居たりしが吻と吐息つき仰せの趣き委細承知仕り候先づ御返書御認めの間暫時使者を御留置下されたく其内早速吟味仕るべしとて是より山村貞青木彈右衛門の兩人へ急に出府申し付け密書の出所を穿鑿せしめしに浪人河野瀨兵衛より能殿守殿並びに長之助殿へ願書差出したる事の事を開出し兩人は大ひに悦び早速出立し出石へ歸り斯と告げれば左京等の悪人瀨兵衛を捕へんと數百人を出して手を廻し姿を替へて江戸表に徘徊ならず然るに河野瀨兵衛は一舂病身なるが猶近頃心配の筋ありて病も重りける故他人の世話になるも心よからずとて故郷の方へ歸り其身の姉姪なる但州生野銀山山役人渡邊角大夫方に潜伏れ居たりけり、偕も江戸詰なる麻見四郎兵衛本間佐仲は一門並びに大奥道真院殿が左京の奸計の事ども數ヶ條を認めたる書翰を持って出石表へ趣き首尾よく隠居播磨守へ申上たる處左京が計ひにて返書の義は御氣に向はせ玉ふ時ならでは遊ばされずとて久敷取置れ其内江戸表の舉動も分りしとて一通の返書を認められければ急に歸府致したり然るに左京靜馬等猶評議の上江戸詰なる岩村傳右衛門へ書狀を遣はし

右兩人義殿様思召これある趣きを以て四郎兵衛は役義並に知行取上げ隠居申し付け捨扶持三人扶持下され佐仲は滅地の上役義取放ちとなり爰に又河野瀨兵衛は生野銀山附角大夫の許に療養して居たるをいつか探索し宇野甚助山本耕兵衛の兩人外に人數十六人を隨へ瀨兵衛を擗り取んと生野銀山へ急ぎけり斯て生野へ着きて角大夫が居宅を窺ふに更に他人の居跡もなきゆゑ耕兵衛は古金買となり甚助は小間物賣と身を變じ密かに代官西村貞太郎陣屋の内へ入込み手代衆の長屋へ出入して凡そ廿日餘りも様子を窺ふに陣屋の内に瀨兵衛の居る跡もなければ是より陣屋許の旅籠屋へ泊り瀨兵衛の所在を探索せしに代官の別荘に居るよし分りければ早速數人飛入り病の床に臥したる瀨兵衛を捕へしに代官より故障を云はれて連れ歸ること叶はざりけるを左京等諸方へ人を廻はし權門家へ夥多の賄賂を遣ひ終に瀨兵衛は出石仙石家へ引渡さるゝ事となりしを憂たてけれ、夫より瀨兵衛は一先入牢申し付られたり、去る程に左京等の奸徒密かに集會し此度瀨兵衛を無事に引取りしは我々の大望成就の吉兆なり然にても憎き瀨兵衛が首打落すは安けれど餘りに憎き奴なれば此上無實の罪を負せ拷問なして我等の大望の妨げをなし謀計を發的んとせし遺恨を晴し以後見懲めの爲め渠が手の指を折り口を引き裂き舌を抜て腹を慰せんと評議一決し翌日足輕共に申し付け長き病氣に弱り果てたる瀨兵衛をば牢内より白洲に引出させ椽側の上座に仙石左京傍らに岩田靜馬座を占め聲張上て今般大



殿様の命に依て汝を召捕たるなり如何に瀬兵衛其方には種々尋問の筋ありと雖も其大要を尋ぬる故包まず白状すべし先第一御用具の武器の内御紋の象眼したる黒皮威の鐙は御先祖の秀久公豊太閤より拜領の鐙にて御太切の重器なるを先達て外品並びに軍用金と一同に紛失したるは其方の所爲にて賣代なしたるに相違なし具に白状して罪に伏せと思ひもよらぬ無實の間に瀬兵衛は呆れてものをいはず暫し答へもせざりしが頓て首を掻け右の品々は棄て紛失せし事一審中に存せぬ者もなく元來拙者が預り居たる役にもあらざるに何を證據に斯く疑ひあるやと云せも果す上へ對して證據とは不屈千萬己れが胸に問て見よ既に先頃より身分不相應なる大金を所持する由を告る者あり此上包むとも遁るべきや早く白状致せといへば瀬兵衛は呵々と打笑ひ其盜賊は拙者も疾より存じ居る當時出頭にて其所に居る左京こそ盜賊の本人なり其頃勝手方を勤る故金子を自由になすと雖も其身奮り強ければ種々工夫を回らし終に彼の武器を悉く盗み出し何れの商人へか賣渡したる其始末よく存じたる者あれども日頃の權威に恐れ口を閉て言はざれば人は知ずと思ふにや罪もなき我輩を吟味杯とは片腹いたし軍用金も左京己れ一人にて盗み出し浪費に遣ひ捨たるは静馬も同腹なり夫等の吟味杯は其方にて致すべし此由を大殿様へ申されよと自若として返答したりければ左京はクハツト焦立て憎くき瀬兵衛が雑言かな己が罪を人に負せんとて妄言を吐く察するに亂心したる者ならんさなくは何

者どか心を合せ悪計を以て我等を陥れんとする者なりイデ〜其本證を願しくれんといふ詞の下より雜人共左右より立ち顯はれ兩手を捕へ引伏て息も絶よと打つ程にいとゞ病苦に惱まれし河野瀬兵衛は綿を水に浮べる如く更に正躰あらざるを角木敷せ其上へ瘦腰なる瀬兵衛を座らせて膝の上に角石の重を積重ね又其上に自分も上り方に任せて踏みたれば忽ちミリ〜と足の骨の折る程に血が流れ見る目もいぶせき非道の拷問に瀬兵衛は面色土の如く暫し耐へ忍んで居たりしが頓て息絶を問倒せしかば急ぎ藥を與へて介抱し人心付たるとき又もや割竹を以て火にあぶらせ方に任せて散々に打つ程に瀬兵衛は聲を張りあげて大悪無道の左京静馬己れ生變り死變り遺恨を酬はで置べきか不忠不義の者ども覺へて居れと聲しはがれて誓り其儘息の絶たりければいそぎ氣付を與へ其日は牢内へ入置き翌日又も引出し今度は梁より細を下げ足を縛りて逆に釣上げ下にて火を焚く、煽々たる火は目口鼻どもに入て苦みに堪へずと雖も更に一言も云はざりしかば左京は焚火の燃さしを以て瀬兵衛の顔に差付けサア白状致せ明白に申せといへど更に返答せず唯苦んで居たりしかば左京は呵々と打笑ひ如何にも言譯なき儘に一言の詞も出さぬは道理なり然れども殿様の御運強く箇様の悪人一人に成敗あつてち家は全く榮へ玉はん目出度事なりといへば瀬兵衛はクワツト目を開きマン左京己れ當家を横領し我意に暮るのみか先殿様を毒殺したる曲物主家を奪はんとする心は棄てより知る處な

り某し病惱さへなくば今頃は汝等の首を打取り亡君の仇敵を亡して修羅の御恨みを晴し申さんものを惜々是非もなき事どもなりされ共我一念此地に止り近き内に己れ等が首を獄門盛に并べずば置くまじぞと怒る眼に血を濺ぎ齒を切ばりて、晋り左京を白眼つければ流石の左京も身震ひし物凄く思ひしが大勝不敵の曲物なれば空耳はしらせて先達て辰年六月中追放申し付けられたれば御府内杯へは立入るまじき筈なるに夫をも憚らず江戸へ入込み剩さへ御分家なる御兩所へ上書しち家を騒がせんとするは不届至極なり既に某等に汚名を負せんとて暗に先殿様迄も誘ふ大悪人なりとて石袂を以て手の指を折り或ひは金棒を以て口を開かせ己れ某等の讒言をば此口にて致したるかなど度々非道の拷問に瀨兵衛は僅か虫の息程通ふ計りに弱りたれば最早呵責も是迄なり此上は早く仕置の沙汰に及ばんと評議を凝す處に青木陣右衛門申す機否々是は某が申すも如何の事ながら一家中彼を見真似して左方然るべしといふに山本耕兵衛申す機否々是は某が申すも如何の事ながら一家中彼を見真似して左京殿に背ときは一大事の漏る事あるべし如く矢張殿重の刑罰然るべしといへば左京も大きに悦び某も左こそ思ひけれ彼主計芝番清兵衛市右衛門等の四人を一同に成敗の義は心任せなれども是非を論ずるに至れば却つて大望の妨げなり依て先例通り老中へ伺の上取計らひ然るべしと評議一決し瀨兵衛は其まゝ入牢させて置けり、夫より岩田静馬并びに大塚甚太夫の兩人出府と走り急ぎ江戸表へ出

立し別に書面を認め是を江戸屋敷の者へ披露し直ちに手を経て老中松平周防守へ多くの賄賂を贈り書中の意味を申し合め宜敷御取手ひ下されたしと只管願みしかば終に瀨兵衛は死罪、荒木外三名は制臺の上永く座敷牢申し付け置くべしと沙汰ありしかば兩人は即日歸國したりける、却説隠居播磨守は左京の勸めによつて我儘の舉動のみ多く花見遊山に金銀を費し餘多の美女を抱へて晝夜淫酒に耽り或時は庭中の池に鯉を飼て餘多の美女を丸裸にして池中の鯉魚を捉へしむる杯言語に絶したる遊興をなして月日を過し身持筋弱になりけるに茲に隠すより顯ると仙石左京の謀計誰いふとなく播磨守の耳に入り又彼瀨兵衛が拷問に逢ひし時美濃守を毒殺したる事まで彼がいひたるを耳にはさみたれば安からぬ大事なりと始めて心付れ借々考へ見るに左京の計らひ表は忠義に似たれども皆是れ亡國の筋なりと爰に始めて本性に歸り左京静馬杯を疎む心の出でしかば左京も白徒なればいづとなく隠居の素振を見てとり所詮計略の知れし上は是非に及ばずと例の藥を取出し密かに側用人大塚甚太夫へ渡しける、播磨守は痛しひかな一夜の中に病起り終に息絶へければ一家中の騒動大方ならず早速江戸表へ此由を報せ形の如く葬りぬ、されども右の始末なれば左京も少し薄氣味悪く思ひ此上は邪魔になる奴原は片端から處置せざれば身の禍ひ忽ちに迫るべしとて急ぎ瀨兵衛を始め荒木芝番等四人の者に刑罰を加へんと思ひたるが隠居の忌中なれば刑罰のと如何あらんと遠慮し瀨兵衛

の死罪は延し外四人の者は死罪にあらざれば見合せに及ばずとて天保六年正月十六日に荒木玄蕃生駒主計酒匂清兵衛原市郎右衛門の四名へ剃髪の上園場へ入れ謹慎まかり在るべき旨言渡したり、斯く其後故播磨守百ヶ日の佛事も相済みたれば五月廿五日に至り河野瀬兵衛を引出し罪の次第を申し渡し御老中松平周防守殿の御下知なりと讀み聞せ終に斬首に行ひける「神も佛もなき闇の世の中」とは是等の事をいふなるべし當時瀬兵衛の忠義を知る者は是を聞て悲歎の涙に袖を濡し左京の奸悪を薄々語り合て憎まぬ者もなかりけり此時河野瀬兵衛は申し渡しも濟ければ病痾の疲れと拷問の痛手に漸く息の音の通ふばかりなるに無念の涙を振り大悪無道の左京靜馬等に申し聞けよ拙者が首は切れても魂魄は此世に止まりて其方共が公儀の御所置になるまでは去らぬぞといふて眼を怒らし死に就しは實に潔よくぞ覺へたり、此時河野瀬兵衛の辭世は「極樂も地獄も御世打捨て雲井に於て君や守らん」斯く詠せしといふ、是より前左京はつらく思慮を廻らし江戸表に神谷轉が居れば何事も面倒なれば彼奴をも一服にてなき者にせんと計り轉の兄神谷三七五を急ぎ國勝手申し付け并に轉は先頃より同姓彌三郎殿方へ借入にて用役を勤め居ければ是をも直ちに暇を取らせ七五三と一同に在所詰を申し渡すべしと彌三郎殿方へ其段申し聞け早速國許へ參るべしとなり夫に付轉の戀意なる者諒めるやう其許は知りつらんが出石表の舉動容易ならざれば決して心を許すべからずといふに轉は

兼て期したる事なりと早速彌三郎殿へ暇を願て身上を取片付け西の久保上屋敷へ引取んとするに又此由を江戸詰なる左京一味の者聞付て若や中途にて逐電せんも計り難しスハ逃しては一大事なりとて一味の名々手配なして途中に窺ひ居たるに案に違はず屋敷の方へは來らずして赤坂邊へ行んとする容体なれば夫といふより早く大勢の組子飛び重つて搦め取んとしたりしかばコハ狼藉といはせも果す御主人よりの命なり尋常に細に掛れと聲々に罵りければ轉は四方に眼を配りて阿々と打笑ひ我は先年彌三郎方へ借入となり今日まで堅固に勤めたり身に一點の科なくして何ぞ阿容くぞ召捕はる事あらんや察する所汝等は左京の奸計に組する惡逆の荷擔人なり瀬兵衛は運拙くして出石に於て捕へられたれど我は左京の如き邪佞の手に入る者にあらざらば試みに我手術を見よと有合ふ手ごころの棒追取て當るを幸ひ振廻し徹塵になれどなき倒せば其手練に敵し難く皆散々に逃失たれば轉は仕濟したりと喜びつゝ塵打拂ひて立去りけるが斯て又身の寄所もあらざれば芝愛宕下の身代不動の別當殿照院の行者とは親しき交際なりしかば此度の身上を打明し爰に暫く身を寄せて世間の様子を聞き居たり是は天保六年二月のとなりし之より仙石家にては轉の行衛を尋ね求むれども更に知れざれば一同評議の上同三月十七日町奉行筒井伊賀守へ轉の人相書を以て御召捕下されたとしと賄路を贈りて頼みける斯て神谷轉は虎口を遁れて芝敷照院に潜み居たるが仙石家にては草を分て尋ねれども手掛りの

なきゆゑ伊賀守へ召捕り引渡の義を依頼せしかば早速手配を定めて探察嚴密なる程に迎も教照院に隠れ忍ぶ事叶はずとて兼て懸念なる西の久保城山町に住む劍道の師範澁川伴五郎方へ密に行て云々の由を語り暫く此家に忍び居ると雖も此方は素より疑ひの掛るべき方なれば好黨等は種々妾を替て探察する様子なれば又此家にも居難く頗る困難せしかば伴五郎も氣の毒に思ひ自分の門弟にて麻布市兵衛町に住む幕下の士黒川佐四郎といふは元由緒ある家門といひ殊に義氣を重んずる人なれば此人を頼まんと轉の身上を咄しければ佐四郎は大ひに感激し早速密固の士卒二十餘人並びに用人を添て伴五郎方より引取り我與座敷に潜し置たり扱又仙石家にては種々探察に手を盡すと雖も轉の踪跡更に知ざる故澁川方に居に相違なしとて瀧山半次郎と云ふ者を撰み密に澁川方の舉動を窺ひ見るに中々嚴重なれば其虚實の知ざるより此由國元なる左京方へ云ひ遣はしければ左京は又々捕物高手の堀江與四郎と云へる方へ多くの金銀を以て只管頼み若し神谷轉を捕縛の上は一千兩の謝金を送らんとて密々申し送りければ與四郎早速領承なしつゝ手の者を集めて種々評議を凝し漸く一計を案じ則ち堀江與四郎は自分浪人者と偽り轉の所在探察のため密に澁川伴五郎方へ入門の事を云ひ入れたるしに早速承諾なしたれば其日より劍術柔術など演習して居たりしが柔術の捕方は中々初心の者ならぬば伴五郎不圖疑ひ付さなくとも心を附る最中なれば此奴こそ仙石家の間者ならんと思ひ何氣なき

体にて或時與四郎の歸る跡より人を付て見するに小石川傳通院の方へ歸るより猶更跡を付て見れば果して己が宅へ入るゆゑ近所にて姓名身分等を尋ねるに八州廻りの捕手の由明かに知れたれば扱こそ先生の疑ひしも道理なりとて此由伴五郎に告げければさこそと思ひ名々能く心得居られよと云ひ含め置たり其後與四郎は例の如く演習に來り兎角門弟等に酒肴を振舞杯して虚實を探り當家の先生は武藝は申に及ばず義氣俠客を専らとなす由承りしが夫に付御門弟の内一人先達より圍ひ置れ此程は他家へ御預けなされたる人ありと承はり陰ながら感伏致したり賊に男は斯あり度事なりといふに一人の門弟答へていふ機夫は先達て青山の禪寺某へ頼みて隠し置かれし由仄に聞及びたりと吻きければ扱は左様に候か其寺内如何様なる處に隠し置れしやと問へば本堂の後の方なり若し密用ある時は夜中外にて手を打てば内より戸を明て出れども白晝は決して音信を致さぬとの事なりと何氣なく物語るに與四郎は内心大に悦び直ちに仙石家に推參し密かに門弟の云ひし事を通知し心利たる者五人を借受け猶子分の者を從へ夜中彼の寺へ行き本堂の傍らなる寮の脇に至り密に手を打ちしに内より咳拂ひして人の出來る跡なりしかば與四郎先に進みて轉殿かと問ふに如何にもと答へければスハヤ得たりと聲高らかに御上意なりと呼はれば後に控へし組子の者どもマラ／＼と立掛るを轉は持たる棒打振て散々に強倒す此物音に堂内よりスハ盜賊よ狼藉よと手に／＼提燈片手に持ち襷かけた

る男七八人跳り出で片端より投げ倒し與四郎はじめ組子の者等を高手小手に縛めたり與四郎は大ひを驚愕しコハ又何たる事ぞと呆れはて居たるに組子の者が轉の顔を能く見れば豈計らんや似ても似つかぬ人違ひなれば各々顔を見合せコハそも如何にとアツクにとられ只茫然として居たりける頃て皆々堂裏の方へ引連ゆき其方どもは必定盜賊なるべし夜中に此處へ入り來るを御用役山田轉殿に見付られたるを御上意なるぞと申して狼藉に及ぶこと容易ならざる自徒なり有跡に白狀せよと實め問れ與四郎は詮方なく實は云々の次第なりと仔細を語ればコハ解しからぬ事かな中々當山にて人を圍居置く杯の事一切なしよく左様の義なれば此儘にならず社寺奉行へ差出す間奉行所にて申し開くべし守護入りの地といひ夜中踏込み狼藉に及ぶ條不届なりと大ひに憤ほりければ與四郎始め青くなつて詫入ると雖も更に聞き入れず先其方が身分の事を明白に申さば事により聞濟まるやう取成して遣はさんといふに與四郎は是非なく有跡に申述べければ取締として御用も相勤むる者が左様の儀は有まじき筈なれども心得違とあれば密々赦し遣はさんが其方は住居の地主組子等は仙石家の家來なれば仙石家より詫書を入るべし然らば免し遣はさんとして早速詫書等を差入れ引取らせける是れ曾澁川伴五郎が計略にて斯く欺きしなりといふ、茲に又月番町奉行筒井伊賀守は仙石家の依頼に依て種々手を盡せしかば彼の黒川家に潜み居ることの分りしと雖も公儀の御旗本なれば狼りに入

る事を得ず然るに仙石家にて此事を聞出し數多の人を以て黒川の邸へ入り込んと近邊を徘徊せり此事黒川家に知れしかば黒川佐四郎は斯る様子なれば若や上の御沙汰に相成ては六ヶしと一ツの工夫を考がへ足輕等に命じ最寄の辻番杯にて問はず語りに咄させけるは我々が勤る邸に何やら此程浪人者を圍ひ置かれたるが御頭様より御内意にて邸には置れぬ事になりしどの物語を忽ち彼探索の者共聞付け扱こそ今は手に入る時節到來せりとて密々悦びいよく夜番を嚴重にし取逃がさぬ様にと各々舞めきたり爰に其夜黒川佐四郎は直向ふの寺院より借りたりし長持不用になりしとて寺へ持せ返へさせける探索等は是に眼をつけ彼の長持こそ怪し必ず轉ならんと各々喧嘩に事寄せ彼の長持を改めんと騒ぎ立れば懲固の者どもは人々を打散して寺の門内に擔入るにぞン逃すなど大勢取巻きて追蒐けたり是れ即ち黒川佐四郎の計略にて捕手の者共に彼の長持の中へ轉を隠すと推量させ長持を取圍みて雜踏するを幸ひに裏門より轉を逃し人を附て小金なる一月寺へ送りける此黒川氏は轉の身分終に町奉行所の沙汰ともなりし上は久しく圍み置けば其身も立たず又頭取よりの沙汰の撥子によつては召捕へて引渡さねばならずと思慮を運らし普化宗一月寺の我戀意なるもの役僧を勤め居れば書狀を添て遣すべければ暫く彼處に潜み居べしと兼て評議のありしより斯く計りたるなり、神谷轉は鐐の口を免れ黒川佐四郎の紹介を以て其夜密に一月寺に至り入門の義を頼みたりしに役僧

愛憎對面して入門の義を承諾し得道の規式を整ひ普化一宗の心得方を申し聞け且公儀より下し置かれたる條目をも讀み聞かせ法名を友齋と號けたり斯て町奉行所にては其由を仄に聞き及び彼の普化宗へ入門なしては召捕方甚だ難しとて評議を凝しけるが何れにも手を廻し渠が田舎杯へ出たるを見届け旅にて召捕るべし又法衣を着せず私用杯にて他出の折召捕る事然るべしとて探索を付け一月寺番所の最寄を伺はせけるが友齋は入門の後一度も他出する事なき故更に様子の知ざるにより探偵等はあぐみかへりて居たりける、借も友齋は元來心利たる者なれば萬事役所向の事柄を手傳けるに僧役ども大ひに喜び衆議の上役僧見習申し付け置たり然るに翌年三月勤功に因つて上總國三黒村松見寺の看主申し付けられし故いよく出精して宗用勤め居たりける同年四月京都明信寺へ急に書狀を差出すべき宗用の事あつて殊に飛脚屋へ直ちに申し合める事もあれば愛憎の代僧の内出張致すべきの處生憎何れも故障の事あれば止を得ず友齋右の書狀を持參なし瀬戸物町の飛脚屋へ行きける然るに先例あつて役僧掛合杯に行ときは居士衣を着し天蓋を用ひざる事なるが順て用向も相濟みけるゆゑ歸路横山町通を來かゝる折しも乗て町奉行より付け置きたる探索の通知により早速同心二人手勢八九人を従へ此近邊に徘徊して待居たる事なればソソといふ間に四方よりペラ／＼と走り出で御上意／＼と呼ばはり遂に友齋の轉を召捕り町奉行所へ連れ歸り一先づ入牢申し付けたり、一月寺の

住職元龍は之を聞きて大ひに驚き若し仙石家へ引渡されれば彼が精思も空しく悪人どもに殺害さるゝるは必定なり急き町奉行筒井伊賀守方へ出で伺ひ申すべしとて愛憎を差出し種々問答に及べども埒あかざるにより更に歎願書を認め何卒仙石家へ御引渡し之なく様何れにも御奉行所に於て御吟味仰付られ度旨願ひ出でけれども願書を差戻し友齋儀は仙石家より召捕りの義申し越れたるものには是非同家へ渡さずては相成ず當奉行所に於て吟味すべき者にあらざることなれば愛憎は大に力を落し詮方なく手を空しくして立歸りけるが如何にも不便の事に思ひ兎や角と評議の上仙石家にて轉の咎の次第罪の輕重を問合せ其上にて又分別もあらんと密々索り見るに別段是と云ふ咎もなく察する所河野瀨兵衛と同様の嫌疑に依て若し大事の洩るともあらんと是を憎みて其根を斷んとするにあれば何卒よき手術を運し彼を救はんとする折柄上州新田理光寺と申す末寺の看主良仙なる者出府してありけるが此人仙石家の留守居河野丹次と懇意の者なれば一先此良仙を以て仙石家へ歎願したれども矢張願書を差戻されけるゆゑ此上は止を得ず支配のとなれば寺社奉行所へ歎願せんと衆議一決し早速書面を以て差出せり其後一月寺番所にては圖らず友齋の居間の戸柵を見たるに所持の文庫の中に書き物ありて其傍らに小書にて拙者萬一身分に變事之ある節は此中の書物御覽下さるべく候御役僧中と書付たりさればとて急に開査して是を讀むに出石の様子左京の逆説等委細に認めあれば

早速評議し更に願書を認め友齋の委細書を添て又侯寺社奉行へ差出しけり右委細書には左京の罪惡を十七ヶ條に分ち事明瞭に認めありしなり斯て寺社奉行所に於ては出石表へ人を遣はし實否を探索せしめしに左京等の罪惡判明なりしかば早速町奉行所より友齋を請取り追々相糺さるゝ處左京が奸計残りなく言上するに容易ならざる一大事なれば奉行衆議の上委細に進達せられければ水野越前守大ひに驚きて仰せ渡されけるは井上河内守脇坂中務大輔兩名にて擔當し入念に吟味致すべき由達せらるる之に依て脇坂殿早速仙石家の留守居を呼出され井上河内守役宅に於て仙石左京始め外十六名當奉行所へ出頭せしむべき旨仰せ渡さるゝ爰に又出石表にては仙石左京を始め一味の者等は先頃神谷轉事友齋の召捕れし後御引渡なきこそ易からぬと再々集議しけるが素より權門家へ取入り賄賂を以て頼み置きし事なれば左のみ案じる事もあるまじ且又筒井家へも厚く頼み置きし事なれば若し友齋儀御吟味に相成とも彼が申し立る事は決して御採用には相成まじさまで懸念するにも及ばずとて各々心を免し酒宴を催しける折柄江戸表より飛脚到來し寺社奉行より御達にて左京を始め徒黨十七人の者を呼出しの趣きなれば一座の面々各々顔を見合せ只茫然たる計なり此時左京の曰く假令我々呼出され如何様御吟味あればとて第一周防守様と申す後楯のあれば寺社奉行の權威たりとも周防守様へ對し惡敷は御吟味あるまじ早々出府して御吟味を受け夫々申し開き事濟なば大望成就も心強しと

氣を引立てれば一味の者は是に少し心を易んじ各々旅裝ひをなすと雖も胸につかへる今般の一事如何なる御尋のあるやらん彼事なら箇様々此事なら云々と概略申し合せ猶も旅中の泊々にては能々打合せ道中取急ぎほどなく江戸表へ到着し先づ其段奉行所へ届けければ早速奉行所へ呼出さる此時脇坂中務大輔殿は白洲の向上段の正面に座を占め敷居の外には吟味物調役等居ならび左右の椽側には大檢使小檢使白洲の側には同心數十人控へ其後には足輕六七人並び居たり時に左京は下椽の中程に平伏す脇坂殿屹度左京を白眼其方は何歳になるや左京答へて四十九歳に相成候、して家族は何人なるや、妻に倅二人御座候、又召使は幾人ありや、家來は用達并びに侍士下男下女まで合せて十五人御座候と答ふ脇坂殿重ねての御尋ねに其内妻は幾人あるや答へ一人御座候、其外には是なきやと問ふ其外には召仕の妾と申しては御座なく候と答ふ又問ひ給ふに其方物領小太郎と七ヶ年以前元服を致したるべし其時の規式は立烏帽子に大紋を着させ華美を盡したるは如何の心得なるやと詰り給へば左京答て其義は更に御座なく中々以て左様の事は仕らず、否其方知らずと陳じても當役は種々の事ども密らかに探索を遂たり追等は追ての事外に大切の吟味筋あれば追つて呼び出すべしとて一同松平伊豫守殿家來へ預けられしが日ならず吟味の上一同揚屋入り仰せ付けられたり、斯て天保六年九月六日以來屢々吟味なすと雖も左京は事を左右に托し實を吐かず仍て猶又出石表より引合の者殘

らず呼出し追々糺明ありしかば十分事實相分りしも左京は更に白状せず只無根の説なりと陳ずるに  
より脇坂殿は種々言をかへて糺問すれども左京は更に屈せず陳じて白状致さねば是より他の者一々  
吟味に及びければ夫々罪に伏したれど唯一人左京のみ實を吐かざれば其後留役評定所組頭中野又兵  
衛同留役寺社方付川路彌吉の兩名列座にて左京に向ひ尋ねる様扱種々御奉行より御吟味あるに一句  
も實を吐かず然し何程其方が隠さんとしても鷹狩のと武器類紛失のと軍用金のと又美濃守病死の次第  
も疑念の廉多く且播磨守病死の事も矢張同前なり其外種々の悪計主計玄蕃等の四人の者仕置の形容  
より河野瀬兵衛を非道の拷問并ひに死罪に行ひし事等悉く知り居れり殊に其方の倅始め皆々白状  
に及びたるに一人如何様に覆ひ隠すと雖も決して強情は張せぬゆる罪に伏したる上にて御慈悲の御  
沙汰を願ふべし御上にも格別の御仁恵も在せらるゝ道理なりと理を盡して諭し其日は一同下られけ  
り、爰に老中松平周防守は仙石家の一條に關したる事發覺ければ風邪寒熱に托して御役御免の願書  
を差出さる即日願の通り開届となりけり、扱又脇坂中務太輔殿は此度左京直吟味ありて荒木玄蕃等  
の四人一旦咎め申付たる上再應仕置に及び又瀬兵衛の事等は引合もありて明白なれば茲に包み隠さ  
れまじ又鷹を用ひて樂みとしたるは如何なるぞ、又美濃守播磨守へ放埒を進めたる如何、主家の重  
寶なる青柳丸直政作の腋差とを美濃守より申し請たりとて一家中始め播磨守まで詐り我儘に自分の

品として拵へたるは如何に倅小太郎の元服の式具足若初の式又婚姻の花美なる人目を驚かせし事都  
て奢侈なる舉作ありしは如何と一々理を盡しての糺問に流石の左京も終に言葉屈し低頭平身し只恐  
れ入りて罪に伏しける、是より十一月二十二日改めて一同評定所へ召出され吟味に及ばれける然る  
に三奉行の内關係ありて欠席したるは町奉行筒井伊賀守御勘定奉行曾我豊後守の兩名にて其餘は殘  
らず立會ひて追々吟味あるに左京は己が奸計の始末具に言上して恐れ入りけるにぞ其餘奸惡の面々  
も逐一罪に伏しければ此日一同引下りける扱十二月九日再び關係の者殘らず評定所へ召出され役人  
には寺社奉行脇坂中務大輔を始め大目附神尾豊後守、御勘定奉行内藤隼人正、御目附村瀬平四郎、  
立會ひ一同呼出しの上御仕置左の通り仰せ渡さる

獄門	家老	仙石	左京	年四十九	遠島	左京次男仙石	正次郎	年五
死罪	用人	宇野	甚助	四十五	同	靜馬倅 岩田	寅次郎	十四
同	年寄	岩田	靜馬	四十五	同	甚助倅 宇野	庄之助	二十五
重追放	同	杉原	官兵衛	四十九	中追放	勘定奉行岩田	丹太夫	五十一
同	同	青木	彈右衛門	六十	輕追放	物頭 惠崎又左衛門		五十五
中追放	同	大森	登	七十九	同	郡奉行 徳永半左衛門		四十五



遠 嶋 左京侍 仙石 小太郎 二十一  
 中道放 無 役 早川 保助 五十三  
 中道放 勘定奉行山本 耕兵衛 三十八  
 中道放 醫 者 鷹取 巳白 六十四

右之通り罪人御仕置仰せ渡され候又仙石家へ關係の方々取調評議の末、仙石道之助殿は減地の上閉門、松平周防守並に松平主税は隠居謹慎、曾我豊後守は御役御免、筒井伊賀守は御目通り差控へ、の旨夫れく仰せ渡されける、茲に又阿部能登守中川修理太夫の兩名を以て仙石家政向の儀心付候様仰渡さる是によつて仙石家にては仰せ渡されの趣き一家中一同承伏し且又出石表へも早打を以て報知せ直様閉門の取計ひをなしにける爰に又友鶴は構なき旨にて一月寺へ引渡され一月寺宗法最も武門心得方行届候間以來とも出精相勵み御用宗用相辨ずべき旨別段仰せ渡されける之に依て一月寺にては宗法も控も相立候に付右御禮として翌日寺社奉行所へ書面を差出せり、然るに脇坂殿愛鷹を召て申さるゝ様先達てより轉事友鶴申し立候趣きの一件此度夫々落着仰せ渡され右の趣轉は如何心得あるやとの尋ねに愛鷹答へけるは友鶴儀先般より申し立候一件今般御裁許にて主家も減知し都て騒動致させ候段身に取れ恐れ入り之に依て自殺仕るべき覺悟の處私より申し聞候は右一件御裁許仰せ渡され候義を違背仕り候に相當り猶また私に自殺致候ては公儀を恐れざるに當り候旨申聞け自殺の義は差留申し候と答へければ友鶴左様に心得候段尤も神妙なり其方も公儀を重んじ右自殺を差止

候義行届きたり然る上は別段尋ねる儀之なしとて引取せける是れ全く友鶴の申立候義にて夫々御裁許に相成し事故若し友鶴の誇り居にやどの懸念より尋ねしなり、斯て仙石家一件に付ては掛り役人の盡力少なからねば十二月十八日脇坂中務大輔を始め一同へ御褒賞を賜りたり此に出石表にては落着の趣き早打を以て通知ありしかば彼地重役を始め一家中の者共早々寄集へ仰せ渡されの趣き承たまはり唯當惑のみにて恐れ入りたる形容なりされども右左京等の誅罰を悦び假令主君の高は減ずれども城地其儘差置れしは此上もなき御仁政なりと喜悅の眉を開きしが夫に引かへ奸徒の一家の者は御仕置の趣承 承はり大いに膽を消し夢に夢見し心地して驚き周章胸もせまりて涙も出ず悲歎に暮て居たりしとぞ其後阿部能登守中川修理太夫の差圖を以て先に無冤に陥されし者はあらば取調の上取計ふべしとて荒木玄蕃を始め生駒主計酒匂清兵衛等師役申付けられ相應の石商宛行はれける、又故河野瀬兵衛も非道の拷問に逢ひ終に死罪に行はれしが藩中に縁者もあれど其時は左京の權威に怖れ幽に葬り置きたれど此度の落着について縁者は勿論其外志素める者數多評議しける折柄主人よりも沙汰ありて瀬兵衛の靈魂を慰め忠臣の光輝を顯し本葬に取行ふべしとて假埋せしを掘出し本葬の式も相濟たれば瀬兵衛の跡をも取たてられ末長く忠臣の礎へを殘されけるとなり

荒木又右衛門……………任俠……………武夫は鹿待つ事のあればこそ  
渡邊數馬……………義勇……………旅きなげきも堪へ忍ぶらめ

千早振神代のむかし素盞鳥尊金氣はげしき徳を以て蠅聲なす邪徒を十握の劔もて切りしたがへられし例さへあれば之を武勇の神と仰ぎ奉り其勢にあやかりて勇み立つ武士の多きが中に最も義勇のほまれ高き荒木又右衛門保和が伊賀の上野に於て渡邊數馬をたすけて其仇敵河合又五郎の黨類を討ちとめし事蹟は既に世間に隠れなく馬牽く奴犬撲つ童に至るまで能く知る所なり然れども在來の演劇或は講談にものする所は云ふを待たず稗史の類に載す所のものも謬妄虚構の事多くして其確實なる事に至りては之を知るもの最と稀なり茲に又右衛門九代目の苗裔とて鳥取縣に荒木保胤と呼べる人あり此荒木家に又右衛門が手から記せし書卷あり尙是迄同家に傳はりし口碑などあるを根據とし傍ら種々の徵證をとりて今其事實の概略を記さんに抑も備前岡山の藩士に服部平左衛門といへる者ありしが其長男を彌五郎と呼び其次男を又左衛門と云へり此又左衛門こそ劔道無雙の名を得て荒木流の元祖と仰がるゝ人なれ何故其本姓たる服部を稱へずして別に荒木の姓を用ひしやと尋ねるに

又右衛門は次男にして服部家の相續人にあらざりければ藩侯に暇を乞ひ其身は劔道修行のため諸國を偏歴し終に伊賀國阿拜郡荒木村に住居せし緣故を以て自ら荒木とは稱せしなり又右衛門の劔道は柳生流より出で、柳生流に優れり實に水は水より出で、水よりも寒きが如し左れば聲なきに呼ぶ處の響れ遂に隣國なる大和の松平下總守より招聘を受け其儘同藩に抱へらるゝこととなりけり抑も荒木又右衛門が渡邊數馬の助太刀をなすに至りし原因を云はんには備前岡山の藩主松平忠雄君の臣に渡邊數馬と云へる者あり其長男榮と叫ぶるは父の名を繼ぎて同じく數馬と稱せり其弟に源太夫といへる者ありける、頃は寛永七年七月廿一日岡山の町々に舞踏の催しあり家中はじり町人は各々其業を休みて見物に出でたりしが大手一面は人の山を築き立錐の餘地だになき程の混雜を極たりける、斯くて渡邊數馬の一家も病中なる源太夫唯一人を殘して皆々見物に出て不在なりしが之を見込んで此日同藩中の河合又五郎なる者源太夫の病氣見舞なりとて訪ひ來れり此又五郎は性質其からぬ者にて常々源太夫に劔道の勝敗上より怨恨を含み居たりし者なるが源太夫は何心なく呼び入て面會したりと見ゆるも何分此日は大手の舞踏盛なれば家々の老弱男女は之を見んとて出揃ひ留主に残りし者は不具か或は病人にすぎず斯る時を見濟して入り來る又五郎の心底こそ疾みても餘りあるなれ何事を語りしや知る者絶へて無かりしも又五郎は源太夫を切り殺して逃げ去りしと云ふを以て考ふ

るも其豫め用意のありしこと知るべし、斯くて渡邊の長屋に住める岩佐某なる者何やら物騒がしきを聞き怪みながら駐つけたりしに凶漢は既に何處へか逃げ去り只だ病氣の爲め打臥せし源太夫のみ手疵數ヶ所負たるまゝ大地に倒れ呼吸も將に絶へなん有様なれば矢庭に介抱して仔細をたづぬるに虫の如き細き聲揚げて云々なりと語りしまゝ閉目せり這は捨置き難き大事なりとて取りあへず使を八方に走せたりける、斯くて渡邊數馬は此急報に接し驚きながら家に飯り直ちに又五郎の父河合半左衛門方へ押寄せたれども堅く門を鎖して一步も入ること叶はざりけるにぞ如何はせんと案じ居る處へ家老荒尾志摩番頭加藤主膳の兩人駆けつけ來り半左衛門は吾等にて請取申すべきに付き各々方は先づ宿へ引取らるべしとの事にて其まゝ歸り來りしが是より程なく半左衛門をば菅權之助と云ふ者へ預けとなりしも種々の内縁情實ありて何とも埒明ず終には半左衛門を内々江戸へ下しけるに在江戸の松平忠雄殿の家臣之を聞き早速同人を取押へて留置きけり、扱又五郎は源太夫を殺せし後同じく江戸へ逃げ行き四番町なる旗本安部四郎五郎の屋敷へ赴きたり、渡邊數馬は之を聞くや直ちに又五郎の跡を追ふて同じく江戸へ上り松平忠雄殿の邸に至り又五郎の所在を窺ひ居たりける、抑も右阿部四郎五郎の妻は又五郎の姉なれば又五郎は先づ阿部方へ趣き勝手口より密かに入り女中を以て姉に面會を乞ひけるに姉には實弟の事なれば早速坐敷へ通して面會しけるに面色常に變りてわれ

ば如何なる事かと尋問しに又五郎は武門の意氣地止を得ずして渡邊源太夫を殺害して國元を立出でたるが是より身を潜めんと存ずる故に暇乞に參上せりといふに姉は大に仰天して夫へ其の旨告げるに折しも今宵は仲間の旗本近藤登之助青山内膳安藤治右衛門池田官兵衛水野十郎左衛門等の數名と酒宴最中なりしかば主人四郎五郎は黙頭き又五郎を坐敷へ呼び入れ其方渡邊を殺害せしと聞きしが斯様の事は武門の家には有勝の事なれども併し是より何地を目的に行くべしやと尋ねられしに又五郎はさん候參るべきの連は更になければ何卒御内縁の續きを以て御世話下されたし自分は最早今生の暇乞にて候と涙を流して云ひければ四郎五郎は暫時勘考ユン又五郎能く聞くべし便より行くべき的あれば随分饒別も遣はさんが的もなき地へ汝一人を遣はす時は此四郎五郎は弱きを見捨て見放したりと世間で云はれんも口惜し先づ此處に居て休息すべしと云はれて又五郎は安心し次の坐敷へ控へける扱四郎五郎には客來の旗本衆に向つて申す機愚妻の實弟河合又五郎事渡邊源太夫を殺害して當地へ逃げ來り今生の暇乞を申したり依て某武門の意地として四千五百石を棒に振つても彼を隠匿ん所存なり各自方の御意見如何にやと問ひしに一坐の面々口をそろへてそは結構の御事なり及ばず乍ら我々も應分の助力致さんとして河合又五郎を坐敷へ通し新たに酒宴を設けつゝお手柄くど賞賛せしは何れも大膽不敵の者共なり、抑も當時は關ヶ原大阪戰陣後より間もなき事なれば流石旗本

衆の威勢頗る強く番町組、深川組、本所組、麻布組、など稱して夫々組を立て如何なる事ありとも死は諸共にすべしと誓ひて萬一御咎めにても蒙る等の事あれば之を一行に引受けて苦樂を共にすべしと申し合せしかば老中方にも此組々を壓することも出来がたく且つ旗本衆の内に六ヶ條の法を立て先づ第一は弱き者は我身を捨てしも之れを助け強き者は何處迄も之れを挫くべき事」とか「無禮をする者は縱令大名たりとも遠慮なく手當り次第に切て捨つべし併し其罪を謝して詫る者は一命を助くべき事など」いへる規約を設くるが如き威勢の時なれば阿部四郎五郎方へ集まりし人々には種々評定の末河合又五郎を潜伏させ置くも内々にては勇なきに似て武士の耻づる所なりとて是より又五郎に黒縮緬の羽織を着せ馬乗袴を穿せ名馬に乗りて江戸中を乗り廻はさせ故らに岡山藩主松平家へ報せんと前後左右には阿部四郎五郎近藤登之助池田官兵衛水野十郎左衛門青山内膳の數名を初め旗本衆數十人上下合せて三百餘人四方を警衛して徐々として出で行き芝上野淺草は申すに及ばず繁華の場所を渡らす事なく其の上大名小路の松平忠雄殿の門前を是れ見よがしに連れ歩行ししゆへ同家の家來どもは疾くも之を見付け主人に此旨申上にける、忠雄殿之を聞給ひ其は無禮千萬不届至極なりと甚く怒り玉ふて早速阿部四郎五郎へ使者として本庄市郎左衛門を遣はし家來渡邊源太夫を殺害せし河合又五郎を引渡しあるべき旨申し入れしに安部家にては折角の使者なれども又五郎をお引渡申し

侯儀は相成難し其故は比譬へにも申す如く野鳥懐に入時は獵人さへも之を殺さずと元や河合又五郎は武士の意地にて武道にうとき白痴漢を殺害に及びし段天晴の勇士なり其勇士たる身が折入て頼むとあるに何とて其許等に渡すべきやとの返答にて其外様々の悪口罵詈雑言を放ちて取合はざるにぞ松平忠雄殿には然ても憎き致方と思ひ居られし折柄其返答を聞き一方ならず憤怒られしに其時家老乾上總は少しく席を進み出で餘りと云へば憎き所爲にて當家を踏付けにせし舉動は言語に絶たる次第なり幸ひ河合又五郎の父半左衛門を生捕り置けば斯様くにし玉へと一つの策を申上しに成程此儀然るべしと一統に打悦び再度使者を立てられしは矢張本庄市郎左衛門なり然るに番町の阿部家にては旗本大勢集りて今頃には松平宮内少輔には定めて使者の口上を聞き立腹なして居るならん今に再び來らんと噂最中本庄市郎左衛門の來りしにぞ早速呼入れ近藤登之助立出で對面し以前の如く嘲弄の雜言を吐きちらすも本庄は靜かに手をつかへ恐れながら大罪人なる河合又五郎を此方へ御渡しなきに於ては宮内少輔方に老父を召捕置き候間又五郎の代りとして老父を罪科に處せんと存じ又候某を以て使者に立られしが併し又五郎さへ御引渡し下され候はば老父は助命致すべし父子の内何れを助けんと思召候や只々各自方の御返辭次第に仕つらんと云れて近藤登之助は大に驚き扱々老父は其許の屋敷に居るか遣は如何せん頃には返辭の出されば居合す其他の旗本衆もいとと挨拶に困却し何

れ評議を爲したる上此方より御返答申さん一先づ今日は御飯邸あれと云ふに本庄は心中に喜び然は御意に随ひ申すべしとて其儘阿部家を立田で早速屋敷へ立飯り其旨忠雄殿へ申上しに忠雄殿にはさもあらんと乾上總が智謀を感じ今に又五郎を連れ飯らんと喜びあるこそ道理なれ、扱も阿部の屋敷には大勢の旗本衆集りて彼の老父を仕置させては縦令又五郎を隠匿し遂ぐるも我々どもの男が立たず、と云て又五郎を返へさんには此上もなき耻辱なりと評議區々にてさすが男を磨く旗本衆も詮術なく太息を吐て居たりしが此時近藤登之助申けるは此場に至り老父を殺させては残念至極の至りなり併しながら老父を助けんとて又五郎を返す時は日常磨きし男が立たず何れの途にも又五郎は返しがたし某たど一家を潰すとも武士の一言今更に變ずる事なりがたし今と成つて又五郎を返へさんには夫れ見た事かと少輔始め一統の者に笑はれん何卒謀計をめぐらして老父までをも此方へ取上る工風はなきかと又々評議に及びける其の時一人池田官兵衛に打向ひ貴殿は宮内少輔殿の御一門なれば今より彼屋敷へ御出でなされ重役の者に面會し父子交換の事を申入れ斯様く謀らはるべし左すれば田舎武士のみなれば此の謀に陥りて必定引替と相成るべし其處で老父を無理に引捕へ父子共に命を助くべし是ぞ旗本の花にして勇氣の程と智略の妙とを諸大名に示さん此時なりとの事に皆々手を打て打敷び此の謀計妙なりとて池田官兵衛は早速宮内少輔殿の屋敷へ行き乾上總に面會しけ

るに今日拙者の参りたるは餘の儀にあらず河合又五郎を阿部家へ隠匿ひ同列の者集りて何やら物騒かしき故我等も朋友の事なれば捨ても置かれず島渡立寄りしに彼の又五郎老父の事について甚だ當惑の様に見受けしが其の後一坐の人々我等に此扱ひを委任せんと云はれ一門の事なれば否とも云兼ぬ唯今參上致したり然るに彼罪人又五郎早速お屋敷に連れ戻さんには必ず父子とも仕置されんこと一同の者深く心配せり然ある時は一旦隠匿ひし又五郎の事なれば旗本の男相立たず是に依りて又五郎と引換に老父を阿部家へお渡しあるべし左すれば御當家にて罪人又五郎を受取るゝ事故國法も相立と申す者ありまた旗本とても老父を受取りて一命を救へば男も立つと云ふものなり此儀御同意あれば拙者も大に満足なりと云はれて上總は打喜び早速其旨忠雄殿へ申上けるに官兵衛の取扱ひ神妙なりとて即ち父子の取替を許されければ上總は其旨官兵衛に告げ又五郎さへお連れ戻し相成候へば唯今にても老父は御引渡し申さんと云ふに官兵衛は小首を傾け暫時勘考へ居たりしが是れ上總殿爰に一つの頼みあり其故は當御屋敷へ又五郎を連れ來りし上にて老父を受取り候ては世間へ對し旗本の負と云はれんも口惜し三州以來の旗本腕を磨きし我々なれば此等の處をさつし呉れよ老父を駕籠に打乗て阿部の屋敷へお連れれば早速又五郎と交換すべし最も其日は某も阿部家へ参りてお待ち申さん此儀御承知候へと他事なく云はれて乾上總は再び主人へ伺ひ出しに忠雄殿にも聞届けられ

然ば明日五ツ時にかならず父子の取替をど堅く約して官兵衛は徐々阿部家へ立返りける、扱ても備前家にてはその翌朝又五郎の老父を駕籠に打乗せ阿部の屋敷へ護送して請取渡しに及ぶ様夫々用意をなせり然れども此役は大切なり万一旗本の其中に不法を働く輩もあらんと老父に附添者共には武勇に勝れし者を撰らみ附添せんとの評議にて笹川團右衛門吉次といへる剛者を老父の附添とし其下役の落合小兵衛と云ふ者を召連れ武士分十騎にて足輕は百五十餘人何れも血氣の者共なり扱て老父の乗物へは青綱をかけ前後左右を堅く警め守りつゝ四番町なる阿部四郎五郎の屋敷へ赴き表門より報知けるに待構へたる事なれば早速取次の者出迎へ主人へ斯くと申告せらる、阿部四郎五郎には今日こそ又五郎の老父を奪ひとり思の儘に忠雄殿に立腹させんと用意あり今に大勢の田舎武士請取渡しに來るべしと上を下へと騒立ける是れを笹川團右衛門を欺かんとの用意なりける、扱て阿部方には池田官兵衛近藤登之助竹内玄丹等密談して近藤池田を門外へ出し笹川團右衛門へ云ひけるやう阿部四郎五郎には河合又五郎父子の生別に臨み對面もさせざること近頃本意なく存する間何卒父子と對面させ度就ては貴殿のお疑ひもあらんと察し某等兩人人質となりて對面の濟み候まで貴殿の御人數のうちにあるべし是にて御承知下されしと他事なき頼みに笹川も止む事を得ず承知して老父を引渡し池田近藤の兩人を百五十餘人にて守護し居けるが何時迄待てども又五郎を渡さなければ笹川

は不審に思ひ近藤池田に打向ひ父子の對面餘りに遅し手間とつては如何なりと云も終らざるに官兵衛は某も左様に存するなり豈夫や阿部氏にして義兄弟の某を見殺しに致すまじと目と目を見合せ居たりしをさしもの笹川も謀計とは心付ず兩人を人質に受取る上は大丈夫なりと四方に眼を配り今か〜と相待ちしに暫時有つて門を開き竹内玄丹出來りて池田近藤の御兩人様ト御意得度事ありと云ふに兩人は何事にやと立上るを笹川は些ども油断せず眼を配りて居たりしが彼の玄丹は兩人と何やら私語しと見えける内近藤池田は顔色變へ這は心得ぬ玄丹なり左すれば吾々兩人を見殺しにする所存ならんと立腹せしを玄丹は大に笑ひ聲張上げ貴殿方御兩人人質と成りしを何とて此玄丹が存する様なし元來主人と御協識の上人質になられし其許達此玄丹の所爲と思ふは近頃奇怪の御辭なりと云ふを打聞き近藤池田は扱て〜其方は我々兩人を謀りて斯く人質となし又五郎親子を助けん所存か憎さる憎しと腰なる一刀抜手も見せず打て掛るに此方も然るものなり心得たりと受つ流しつなしけるが這は不法なる御兩人斯くなる上は是非に及ばず此入道が引導せんと發矢と切りこむに笹川落合は吃驚し先づ御兩所御待ちあれと間に立入り引止むるを耳にも入れず兩人は此玄丹めと云ひながら抜刀を振立て漸次〜に門の方へと押寄せ行くに門内には時分はよしと颯と開門なしけるに此方はそれと見て取て三人等しく門へ入にける其の疾き事電光の如くなれば笹川落合は呆れ果て大事

の人質近藤池田それ逃すなど追馳しが早く玄關へ立入て笹川落合よく聞けよ我々数人集りて河合の親子を助すけん人質にまでなつたるは此計略をなさんかためなり口惜しくば是へ來るべし片端から撫切にせんと振刀を打振りて大勢其處へ顯れ出しは竹内玄丹武藤小源太小石川傳藏村上五兵衛旗本衆には天野三郎兵衛加賀爪甲斐守坂部三十郎松平紋三郎近藤登之助池田官兵衛青山内膳鳥居權九郎高木九八郎等數十人なり其中央に河合の親子を置き並べ四方を警固て居たりける此時池田官兵衛進み出で大音揚げて呼ばはる様此通り河合の親子只今對面最中なり然れども餘りの惘然さに相渡すことは見合せたり依りて其方の主人宮内少輔殿自身に受取りに來るべしさすれば男づく鎧先に渡さん汝如きの蠅虫に河合の親子を渡しては旗本の汚名なり夫共欲しくは是へ來れ幸ひ汝等を血祭りにして宮内少輔の三十万餘石を踏潰し呉れん何と旗本には齒は立つまじ疾く立版りて主人へ此旨篤と申聞けよと云はれて笹川團右衛門は憤怒の眼血を注ぎ鬚髪さはくと立上り扱も口惜しや所詮此儘飯らるべき兎ても角ても惜からぬ生命切て一切死せんと已に門内へ飛び込まんとするを落合小兵衛憐て引止め早まられぬ笹川氏能く勘考し給ふべし相手は名に負ふ天下の旗本憤怒の餘り切り込まんには恐れ多くも公儀より如何なる御咎あらんも知れず一先づ此場を立版り言上せし上評議して然る上の分別こそと利害を説いて諒めしにぞ笹川團右衛門は然るにても目前河合の親子を見

て此のまゝ立版る事の無念さよと齒をかみ足踏なしけるを門内より大勢立出でよい氣味笹川は立腹したりアラ笑止やと一度に咄と笑ひける笹川は尚ほ益々怒りしを落合小兵衛に止められ心ならずもすむくと上屋敷へ立版り主人宮内少輔殿へ申上げるは今日斯様くの計略に陥り又五郎の老父を奪はれしこと實以て申聞なき次第なれば切腹仕らんと存候ひしが公儀よりの御咎めを恐れ残念ながら立版りて候某憶したるには決して御座なく全くお家の大切なるを思ふが故にて候と云ふより疾く脇差抜腹十文字に掻切りつゝ夫より刀を逆手に取直し咽喉の番を突貫き物の見事に死したりける、忠雄殿には此跡を見られて嗚呼忠なるかな笹川、義なるかな團右衛門無や無念に思ふならんと不覺の涙に咽ばれしが然にても池田官兵衛に欺かれし事死しても是は忘れがたし此上は鎗先にて又五郎を取り返へさん疾く馬を引出せと怒らせ給ふを老臣乾上總進み出で君には一旦の御怒に任せ其身を忘れ給ふは如何なる故ぞ公儀へ對し奉り御膝元にて御合戦あらんとは恐れ入たる御事なりと利害を説いて諒言すれども忠雄殿の憤怒止みがたく愈々出馬の用意あつて諸士へ指揮を傳へられしにぞ今は乾上總も陸方なく如何せんと當惑の打柄國家老荒尾但馬用向にて參府し居ければ乾上總は早々但馬へ右の次第を内談に及びけるに荒尾但馬は大に驚き御家の興敗此時なりと夫より兩人種々に諛言をなしけるにぞ忠雄殿にも採用ありて終に公儀へ欺騙書を差出すことに決せり其願書の文

面には「此度拙者家來河合又五郎なる者渡邊源太夫なる者を殺害し出奔仕り候處内縁に付ての故  
 か阿部四郎五郎天野十郎右衛門安藤治右衛門近藤登之助池田官兵衛等集を隠匿置候て相渡し申さ  
 ず夫のみならず謀計を以て渠が老父までも奪ひとり其爲め使者笹川團右衛門切腹に及び候段此忠雄  
 を震如致せし仕方無念骨髄に徹し候何卒右姓名の旗本并びに河合父子共に下し置れ候様願ひ奉り候  
 云々、寛永八年九月廿五日、備前少將忠雄、御月番御老中」斯くの如き書面にて伊豆守は是を見ら  
 れ大に驚き早速大老酒井讃岐守へ差上披露に及びければ讃岐守には此趣を三代將軍家光公へ言上  
 に及ばれける將軍には賊に天下の一珍事を引起せしと驚かせ給ひ早速伊豆守を召して上意あるには  
 此度の騒動は偏に河合又五郎なる者が同藩士渡邊源太夫を殺害して立退き候より事起ると雖も斯の  
 如き珍事の願書は是れ國亂の基礎なり然りながら其根本は瑣細の事なれども旗本一同にて罪人河合  
 又五郎を隠匿おきしにより忠雄の立腹するも又餘儀なき次第なり何に致せ其方共の才智を以て双方  
 共に取鎮め申すべしとの仰なりければ伊豆守は夫より阿部を始め一同の者を呼び出して論しけるに  
 は其許等が此度河合なる者を隠しをくことの一條よりお膝元にて大名と旗本と二分れになり既に騒  
 動にも及ばんとする條以ての外なる致方なり依て宮内少輔より願ひの趣旨もあれば阿部四郎五郎天  
 野十郎左衛門近藤登之助池田官兵衛安藤治右衛門の五人は事によりては宮内少輔方へ引渡されねば

ならず是れ則ち天下の亂を治めんが爲なり併しなから此五人の者共を引渡さんも惘然に存する間右  
 五人の者共宮内少輔方へ罷越し詔を言入れなば事總便に治まり申すべし何れにも御一門の忠雄殿な  
 れば先方の憤怒を宥め申すべしと仰渡されしも一向聞き入れず我々旗本衆には三州以來神君を輔佐  
 し奉り數度の戦場へも出陣して戦功最も多き者共にて既に東照神君にも我が旗本は手足の如しと  
 まで御意ありし事もあり斯る股肱耳目の旗本を如何なる者と御心得あるや此度の一件は唯五人の者  
 に限るにあらざ旗本八万騎一同の申合せなり且又斯程に國持大名を恐れ玉ふほどならば五人に限ら  
 ず八万騎の旗本を悉皆御引渡し下さるべし我々旗本に武士道を捨て、も詫よ謝罪よとは實に笑止干  
 万なり夫共是非に引渡さんとの事なれば一同に御請を致し宮内少輔方へ旗本悉皆罷越すべし然らば  
 今晚より大勢の旗本衆密合致し夫々相談も致し候間一人たりとも御城の當番にも出勤致し申さず此  
 儀只今より申上おき候なりとて勿々其座をば立去りけるにぞ流石の伊豆守にも大息を吐き這は由々  
 敷大變かなど江戸中の屋敷へ人を出し其の動靜を探らせしに旗本衆一同は東西南北に馬を乗出し鏝  
 よ兜よ弓鐵砲と晝夜の別なく上を下へと騒ぎ立ち御城へ出勤する旗本衆としては一人もなく毎日く  
 此處彼處へ三百人乃至五百人宛集りしは唯だ合戦の用意にて此時市街の人々は松平宮内少輔殿のお  
 屋敷より大軍を以て旗本を責付んとて押來る杯と風聞大方ならざれば町家の者は商賣もせず戸を閉



ちて只逃支度をのみ用意せり又旗本衆は大名を相手に生命限り戦ふて國主の人々へ旗本の武威を示  
 さんと夫々用意整ひて今にも戦ひを挑まん趣き尙又他の大名方にも門々を警備して登城する諸侯方  
 一人もなく各々縁故に因て味方をなさんと軍馬の用意頻りなりと伊豆守へ注進ありければ松平伊豆  
 守には一々打聞き賊に徳川家の天下三代にして斯の如く變亂の起りしこそ國家の爲め大事なれと獨  
 り肺肝を碎かれける斯る處へ又目附の者一人駈來りて備前家には公儀へ願ひ出すと雖も今以て何等  
 の御沙汰なければ唯今より阿部家の屋敷へ押寄せ彼等を血祭に切捨て夫より荷擔の旗本衆を撫切り  
 に切盡へしとの風説あり又これへ隨從する大名方には本家なる池田新太郎光政殿及び國主外様の面  
 々備前家へ相集り忠雄殿を助けんと取沙汰頻りなりと注進しければ伊豆守には愈々驚かれ如何せ  
 んと思慮を惱て途方にくれける折しも折り忠雄殿は俄に泡濤を病ひて日に増危く見けるにぞ忠雄殿  
 も逆も快復の程覺束なしと思はれけん嫡子勝五郎殿を枕邊へ近く招かれて涙を垂れ細々遺言ありて  
 後乾上總を召し我跡式は公儀へ願ひ勝五郎に繼すべし其他万事は荒尾但馬と相談して取計申べしと  
 殘る方なく遺言あり尙又忠雄殿は又五郎の跡を逐ふて來りし渡邊數馬を召し其方は嘸や殘念に思ふ  
 ならん故に余も其の體憤を晴し遣らんと思へ共天運爰に盡きて早絶命に程近し然ば汝は弟源太夫の  
 仇敵又五郎を見事討て其墓前に手向くべし然らんに予に對する忠と源太夫に對する友愛と兩つな

がら全たかるべし手存命にてあるならば汝に易々討たせんものを其の甲斐もなく相果ることを返へす  
 くも口惜しけれ何卒首尾よく本望を遂得なば千萬の僧侶の讀經よりも嬉しかるべし必すく仕損  
 ずる事なかれと最苦しげなる息氣にて遺言ありしが數馬はアツト頭を低れ難有涙に咽びつゝお請に  
 及びける斯くて忠雄殿は果なくも行年三十七歳を一期として逝去に及ばれける、是より備前家の重  
 臣荒尾但馬乾上總等は主君の志ざしを繼んとて各々騒ぎ立ちて旗本衆を討んと用意なるにぞ伊豆  
 守は其等の者を召し出して諭されけるには此度其方等の舉動は全く主人の遺志とは申しながら能く  
 く勘考しても見るべし其の根本を尋ねれば些細の事なり些細の事より天下の珍事を引起さんとす  
 るは大いなる心得違ひなり抑も宮内少輔殿は勿体なくも東照神君の御孫にて天下泰平をこそ願ふべ  
 きに一時の憤怒に其の家を亡ぼさんとするは是れ迷ひと云ふものなり假令河合又五郎の不届者を隠  
 匿ふものありとも天下の御威勢を以て隠匿し置かざる様屹度申し付けんは何の難きことかあらん然  
 らば渡邊源太夫の仇は其兄數馬に復讐を成さしめば一は以て兄弟の義理もすみ一は以て君主に對す  
 る忠義ともなり風波も立ず平穩に治まらん左様の勘辨もなくして五人の旗本を申し受けんとは是  
 れ賊忠の臣と云ふにあらず唯だ伊豆守の異見に隨ひ渡邊數馬に河合又五郎を討する事第一の良策な  
 らん且又忠雄殿の嫡子勝五郎殿も本だ幼稚とはいへ東照神君の御曾孫たり能く臣たる者諫言を加へ

て家督相續の願ひこそ肝要ならんと流石に智恵伊豆その理を説て諭されしに但馬上總は承服して立返りしにぞ伊豆守は早速左の通り一般へ布令ありける「此度松平宮内少輔家來河合又五郎なる者些少の遺恨より横道を以て同家中渡邊源太夫を殺害に及び出奔致し候處旗本中の内に隠匿しおき候由公儀へ對し上を恐れざる致方なり由て早速追ひ拂ひ武家の手前には一刻も差置申敷若し心得違の者之在候は急度吟味致し同罪なる可き者也」斯くて阿部四郎五郎はその所置頗るよろしからずとて四千五百石の祿高なりしを半地二千二百五十石を召上られ天野十郎右衛門近藤登之助池田官兵衛安藤治右衛門の四人と共に上野寛永寺へ寺人申付られけるに流石の旗本衆にも呆れ果てしが御老中方よりの命令と云ひ公儀の御威光もあるなれば如何とすべき樹なく終に五人は上野寛永寺へ寺入りして謹慎の身となりける、之れに變りて旗本屈指の人々は太勢相集りて相談しけるは此度公儀より布令を出されし上は河合又五郎を隠匿しおく事なりがたし左りとして何れも意氣地の事なれば又五郎を突出して見殺しなしかたし何様にも工風して江戸近傍に隠匿し置き初の一念を遂げ度思へども今差當て隠家を探すに最も困却なり先づ夫迄は三州片濱へ隠しおかんとして爰に相談一決せり此片濱と云ふ土地は松平喜兵衛の領地にて三州吉田より南へ入り田原の城下の往來筋にて土地相應に繁昌せり此片濱へ隠さんものと夜中密かに又五郎を彼地へ出立させけるが渡邊數馬に見付られん事を恐

れて江戸を立出づるうちは笠を深く冠り虚無僧の姿に打扮て松平喜兵衛の家來と俱に品川驛へ出で是より早駕籠を雇ひつゝ夜を日に繼ぎて急ぎけるさらば又五郎を片濱領へ送り遣はせしことは外に誰一人知るもの絶へてなかりしかば旗本衆は大に安堵し是より河合又五郎を氣遣なき地へ隠匿んと猶も相談に及びけり茲に又五郎の老父半左衛門は阿部四郎五郎の妻の實父なれば是は阿部家へ差置まけるが後松平忠英君之を請取りて領地阿波の國へ赴むかるゝ途中半左衛門は病にて死しけるとなん、扱も此度の騒動に因つて備前岡山よりは重役の人々追々江戸表へ馳登りしが最早平定せし後なれば此上は御家督の事こそ肝要なれとて家中一同評議して嫡子勝五郎殿未だ幼年なれども忠雄公正統の公達ゆへ御家督相續の儀を重役共より願出しに老中若年寄の面々評議の上此度の騒動は天下の珍事を引出さんとせし事故その罪からず跡式は幼少と云ひ旁々以て半地にて然るべしと決議の上此旨趣を將軍へ言上に及びけるに家光公には之を許されず今天下治まりて間もなきに些少のことありしとて半地になさんる如何なり矢張祿高は是迄通りにして國替を申付べし併し他の大名と國替にしては谷なき大名の迷惑にもならん故一門なる因州の新太郎光政と領國を入替よとの上意に老中若年寄ども其命に随ひ夫々國替を命じ松平勝五郎殿には幼少ながら家柄なればとて直に四位の少將に任せられ松平相摸守光仲と改名ありける（今日尙鳥取縣に荒木並に渡邊こと美田氏の後胤あるは

これが故なり、さても渡邊數馬は不老不死の仙薬を覚めても弟源太夫とは友愛の契久しからんとを期せしに思ひのほかなる愛別れ討も討たるも時節因縁とは云ひながら月夜に籠をぬかるゝが如き有様は武運の盡きたる所かと齒きしりして勇み立假令敵が千尺の岩屋に籠り七重の石門をかまへたりとも安穩にあくべきかと日比の一念骨に透つてぞ見をける、爰に松平殿の老臣等は數馬を召出して言ひ渡されける様河合又五郎は汝の爲めには仇敵なるのみならず是れが爲めに笹川團右衛門まで割腹なし旗本と大名との間に大なる風波をおこせしゆ、先君忠雄殿にも一方ならぬ心勞わらせられしなれば主人の敵も同様なり然れば君のため弟のため奮勵すべし因て又五郎を討て立返るまでは御暇を下し賜るなり最も公儀への御届は別段此方にて取計ふべしとの事に數馬は飛立つ計りの欣喜にて左右と出立の用意をなしけるに主君相摸守よりは復讐の控なればとて公儀へ書面を認めて差出されしに公儀には兼て聞き及びの復讐なれば早速附札を以て願の如く御届られたりしが靈地或は廊内は遠慮致すべき旨仰渡されしにより相摸守は直ちに數馬を呼び出され公儀への御届も已に済みたる上は一刻も疾く出立して本望を遂げ申べしとて不動國行の一刀を下し置れ且つ數馬の母へは養老扶持として十人扶持を下され又た旗本衆より河合又五郎へ貢の人數あるべしとて屈指の武士十二人を附人にせんと御意ありしかば此時數馬は首を下げ此一儀心魂に徹し有難く委細拜承し率り候首尾能

く數又五郎を討て立返らん事最と易く候へば御附人の儀は必ず御免下さるべし假令又五郎儀旗本貢の人數何程御座候共一身の志しを以て是非本望を遂げ申すべく候と涙と共に御禮を申上げ勿々お暇乞して岩本孫右衛門と云ふ者唯一人を召連れ愈々江戸を出立せしに皆々之を見送りて天下晴れての警討の首途を祝ひ申べしとて品川驛まで附添來り賑々數酒宴を開き其處にて別れける數馬は高緑の家に生ながら此度の出立は浪人の姿にて東海道を上り道すがら敵のありかを窺へども更に手掛なく日を経て漸く京都へ着し夫より大和國郡山の城下へ赴きける、そは義兄の荒木又右衛門が大和國松平下總守に抱へられ居り且つ又五郎の叔父なる河合甚右衛門といへるもの當時同國奈良に居るゆへ大和國として行きなば櫛子の知れもやせんとの事よりなり、斯く數馬は先づ又右衛門方へ至り事の仔細を語りしに又右衛門は數馬を勵し今貴公が弟源太夫の靈を泉下に慰めんとして勇み立つは只感ずるに餘りありといふの外なしされど又五郎は不道ながら從者の數も多かるべければ貴公一人にて本望を遂ぐることを最と覺束なく存するなり我等も及ばずながら助太刀致さんと肝膽を碎きて云ひければ數馬は大に力を得て復讐の念慮は彌増し深くぞなりける、斯くて又右衛門は明る寛永九年三月廿四日數馬を留め置き己が門弟と共に劍道の指南をなし其月の廿四日に下總守より暇をとり數馬と共に攝津國丹生の山田に至り又右衛門は妻子を預け置き若黨岡本武右衛門なる者を召連れ主從四人とも

に江戸へ下り八百餘町の隅々迄を探り折々は隣の床屋の囁きを敵の聲かと耳をすまし其外堂社の群集、獅子舞曲太鼓、花見、納涼の人多居する所をば残る限なく尋ね心ならざるもの迄をも見もし聞もしするは仇敵を見出さんためばかり、刀指したる武士、烏帽子被りし神主、黒染着たる出家、手斧つかふ職人、十露盤はじく商人に至るまで見る人々に必ず心を許さずしてつけねろうといへども又五郎が係に似たる人さへなければ今は詮方つき同年七月二十三日江戸を出立して程ヶ谷の宿まで行きつるるとき圖らずも又五郎の叔父甚左衛門に出逢ひけるを或は又五郎を知るの便りとならんかどて左あらぬ跡にて行違ひ其儘跡を逐ふて再び江戸に入り又五郎を尋ねしも影だに見えざりしかば翌八月又侯上方に向つて出立せり、行々東海道筋は残る所なく尋ねけれども更に見當らず早其年も暮れ明る寛永十年の春京に上り大坂に下り同所にて半年餘りも市街をさぐりけれども一向其手掛なれば夫より紀州勢州中仙道北陸山陽等凡そすこしく心當りのある箇所は野に臥し山に息ひ千辛萬苦の障りを忍びて限なく搜索しけれども更に其甲斐なかりけり扱ても又右衛門數馬の主従は一先づ攝津の山田に飯り居りしに翌十一年七月に至り將軍家光公上落のよしを聞き或は又五郎が大勢に紛れて上落するやも計られずとて直ちに京に昇り参内の時を期して探り見るに見當らざるゆへ再び山田へ引取る其後又五郎有馬の温泉にて入湯中のよし聞き込み直ぐさま忍び行きしも是又音沙汰なければ

空しく飯れり、夫より奈良には又五郎の叔父河合甚左衛門が妻子をまとめて暮し居りければ彼方に尋ねれば手掛も出来ぬらんと思ひ十月朔日奈良へ行きいろ／＼手を盡して注意怠らず晝夜甚左衛門の宿をつねらひ居る内十一月五日の夜又五郎は甚左衛門と一所に坐をしめ翌六日早朝江戸へ旅立つべき用意をなし居る由を聞き込み是れ賊に天運循環して多年の宿望を達すべき時節到来せしなりと打喜び即夜ふみ込み一太刀にとは思へども奈良は町人ばかりなればたゞ一首尾よく本望を達すとも狼藉もの法外なる仕方など騒ぎ立てられては見苦しきこと限りなし又道中にて討得べけれども是れまた場所あしければ是非とも伊賀の國まで差しのばして討ち果すべしと申合せ其夜は數馬又右衛門を始めとして岡本武右衛門岩本孫右衛門の四人とも甚左衛門が門邊に立明し用心最ときびしくありける、かくまで念を入れて敵の様子を窺ふたる甲斐ありて愈々明朝又五郎を始め甚左衛門又五郎の妹婿等旅立すべきことの分りければ四人の面々は渡りに舟を得し心地して六日の早朝四つ時に仇敵に先立て旅路に上りける、茲に又五郎の一行は儀式正しく列を組み各々騎馬にて真先に甚左衛門次に又五郎は馬の左右に若黨鎗持等をしたがへ次に半兵衛長鎗指替等持たしめたるものと共に前後をかためさせ二人の後に従ひ進む、供には鎗を持たる者三人半弓握りたるもの一人其の他數人にして主従凡そ二十人ばかりに見えける、又右衛門等四人の者共は後になり先になり見へ隠れに

つけ参ればハッ時とも覺しき頃敵は伊賀の國なる島ヶ原といふ所に宿れり敵の者共は此方の四人を兼てより見知りあれば敵の宿れる町中を過ぎゆくと叶はず餘儀なく町屋敷の裏道を踏みやぶり敵の宿より三丁ばかり先きへ出で、宿をかりしも何となく宿屋の有様を怪しければ此は露顯の媒ともなりぬらん幾年苦みし大願を水の泡と消へ果すべからずとて夜ふけに宿を立出で、山へ籠り暫時敵を待ちしが未だ来るべき様子の見へざりければ少しく足を進めて同國上野小田町に至り酒を飲さんとて或る酒屋の戸口をどん／＼叩くに酒屋は餘り早朝ゆへ薄氣味悪く思ひしにや誰様／＼と云はれ荒木は偽り語るやう某は當藩梶原源左衛門の家來なり早く戸を明けよと云ふに亭主も梶原の家來と聞て安心し表の戸を明ると四人は悦びて内へ這入るに亭主は驚く事大方ならず、そは大の男四人が白鉢巻にて各自大刀を横たへて物凄き形装なりければなり、四人はコリヤ亭主何も驚く事はない我々は酒が香度し早々酒を出すべしと云はれて亭主は思ふやう是は必定押込の強盗ならんと恐れ狼狽ながら其處へ酒樽を出すを皆々呑や／＼と茶碗にて四人は充分呑で何ぞ肴を出せと云ふに亭主は鹽鯛を差出せり、荒木は悦び手裏剣にて鯛の胸中へ突通し是れ數馬斯くの如く思ふ仇を手刺にせんと云へば渡邊は莞爾と笑ひ手を拍き扱て／＼心地よき事なりと彼の鯛の首を切て大地へ投出し率本望を遂げたりと微塵にこれを踏潰すを見て酒屋の亭主は呆氣に取られ此は怪からぬ人々かな鯛の首を切

本望を遂げし杯とは亂心者か何にもせよ氣味悪しき人々かなと呆き果て慄々として居たりけるを荒木は夫れ酒代を遣はすぞと小判三枚投出すに亭主は又も驚きて是は大層なり差引の勘定せんと二兩を戻し一兩を請取りたりしかば荒木は否々苦しからず未明よりして種々と厄介掛けし事なれば殘らず酒代に取らると云ふ折りしも表の方を見れば向より乗掛馬にて河合櫻井等は靜々來りける、此の日は昨日の順序と違ひ眞先に進み來たる馬は道連れの町人なり次の騎馬は櫻井半兵衛にして中央には又五郎最後には甚左衛門にて用心最も嚴肅に見へたり、四人はこれを見て天のあたへと躍り出づ、中にも數馬は我が仇敵又五郎を目掛けて進み行き馬の前に立塞がりて大音あげ如何に河合又五郎日頃の遣趣を覺へたるか忍ぶに堪へたる五年の月日、天命全く茲に今日本望遂る、覺悟せよと言葉を放ち打つて掛るを又五郎は物々しやと馬より飛び下り鎗の鞘を拂つて渡り合ひしが意にや合はざりけん中頃より鎗を抛つて刀にて結び合ひ見事に働けるも天の醉さぬ非道曲邪いかで運の強かるべき終にもろくも數馬の爲めに討留められける、又右衛門は甚左衛門を請取り岡本武右衛門岩本孫右衛門の兩人は櫻井半兵衛を引受け孰れもこゝを先途と俾睨みあふ、有繋の又右衛門は兩刀づかいの名人なれば二尺二寸の差添を精眼につけ二尺八寸の大刀を眞向にかざし腰をよぢらして進み甚左衛門の未だ馬より下らざるうちに一刀おろせば運命もろくも其の身の急所にやわたりけんダウ

と馬より墜ちければすかさず付入て二の太刀うち込むに甚左衛門は太刀すこしばかり抜きしまし、聲も立てず息氣たえぬ、櫻井半兵衛は十文字槍の達人なるも此方にては篤と様子知つたる上の出合なれば武右衛門孫右衛門の兩人は左と右に別れて太刀先き揃へて一時に切掛けゝるが武右衛門は透を見濟し身を躍らせて一太刀切りつけしに半兵衛は馬より地に墜ちけるが淺手ゆへ直ちに刎ね起きて鎗を求めけるに鎗持の側に寄るべき隙だになし此處を兩人激しく攻め込みければ今は餘儀なく太刀抜き放ち武右衛門孫右衛門を目掛け真向にかざして一上一下と數かさなる内半兵衛の若黨等左右前後より切つて掛る多勢に無勢ことに敵は十文字鎗の達人なり鎗こそ持たね同じ武藝の刀の鋒先更にたるみるまければ此方の勢ひ最も危く見へしが恰もよし又右衛門は既に甚左衛門を任せて今や將に加勢に向はんとする折なれば兩人は大きに氣を得て數々所の疵をば物ともせずして進む、其際に又右衛門は兩刀を以て多勢を切りまくり半兵衛に渡り合ひ二尺八寸の太刀を打下せしに足踏にあたりて二つに折れけり、是れより止むなく一刀を以て切り込みしに其運つよく茲に難なく半兵衛を討すへたるはこれぞ術に長けたる明證なりける、残りし者共は此勢ひに辟易し各々彼方此方へ逸失せけり、然る所へ此騒動を聞き藤堂家の士彦阪嘉兵衛なる人馳付け來り其外あまたの侍士來りて音に聞こえし敵討のことなれば孰も口を揃へて見事の働きかなと賞賛しけり又町方にては各々家根に上

りて見物をなし今數馬が本望を遂げしと聞くや見物人一同は爲たりと譽むる聲暫し止まざりけるとなり、夫より彦坂嘉兵衛は河合方の死骸及び殘黨を中の坊金傳寺へ引き入れ、渡邊方の四人は小田の福壽院といへるへ入れ夫々療養を加へられけり、岡本武右衛門岩本孫右衛門の兩人は天晴れ働きけるにぞ身に數ヶ所の疵を負ひしが武右衛門は疵所あしかりけん其日の夜半に息絶へける、此時渡邊數馬は年二十七、荒木又右衛門は三十七、武右衛門は四十三、孫右衛門は三十八にして河合又五郎は二十四、甚左衛門は四十一、半兵衛は二十四歳なりとぞ、是より其筋へは夫々届出に及び數馬又右衛門等は一先づ彦坂の家へ引取り、又五郎の殘黨は奉行加納藤左衛門方へ預けとなり其餘三四年を過ぎ寛永十五年六月に至り公儀より命ありて數馬又右衛門の兩人は藤堂家へ下し賜はり又五郎の殘黨は各々歸國を許しける、然るに江戸の彦坂平九郎なる人藤堂家に申乞ひて數馬又右衛門の兩人を松平忠雄殿の後嗣相摸守光仲殿へ送り返すこととなり同年八月兩人因幡に赴くにより藤堂家よりは從者夥多附添はせて伏見へまで送りけるにぞ因幡よりも五十餘名の迎を出だし伏見より河船にて下り海上の船は岡山侯より出され大小三十艘播州坂越に着し此處より陸路を行きけるに各所より馳走の士出迎ひ地主は草深き所をからせ道筋山々遠見を出し夜は篝火をたかせる等見るも勇ましき有様にて幾々しく鳥取の城下へ入りしは實にも目出度事なりける、是れより兩人へは各々祿千石を賜はり今に其子孫繁昌しけるといふ

近江虎徹

………銳利………金石亦透

蛟を断ち玉をも切るの利ありとて今に譽れ高き近江の刀工虎徹の謂は發憤立志の龜鑑、よく後生を  
 して奮起せしむるに足るものなるを以て聊か茲に其大略を記さん、虎徹は加州の産にして幼よりい  
 たく鎧もつ事を好みて終に具足師となり、中年其業彌々進みて加賀侯秘藏の扶持人となり名譽一般  
 に高かりけり、其頃加賀に名高き一人の鍛冶ありて、そが打つ太刀の見事なるより一藩に今貞宗と  
 稱名せられて持囃さるゝこと一方ならざりしが虎徹の譽も亦之れと劣る事なく並び馳せしが同じ鎧  
 もつ業なれども一つは甲冑一つは刀劍のことなれば古へ矛盾の譬例もありいづれ相全き事を得ざる  
 は至當のことなれば藩中最負の取沙汰何時となく二つに分れ、今貞宗が打ちし太刀はよく鐵壁をも  
 透すなり虎徹が鎧も何物かはといふものあり又一方には假例巖石を断ち切る太刀ありとも虎徹が鎧  
 ひし甲冑斗りは得も透さじ今貞宗言ふに足らずと論ずるものあり、其評判日を透して強しくなり遂  
 には相争ふて交情違ふものさへ出で來りしかば事遂に藩侯の御聞に達し、此争ひをして君子の争ひ  
 たらしめば最と興ある事にして反つて臣下番屬の道に補益あり、餘様こそあれとてやがて二人を召

され日を期して今貞宗には太刀、虎徹には甲冑を鍛ひ上げしめ家臣一統の前に於て試合せ見んどの  
 命をぞ下されける、一生二代の晴れ業なり終身の名譽は之によつて浮沈すべしと二人は各々あらん  
 限りの丹精を凝らし氣力を盡して鍛ひ上げしがやがて試合の事とはなりぬ、藩侯を始め一藩の諸士  
 は待ち設けたる事なりとて其席に列せるもの雲霞の如くなりしが正席に其甲冑を押据えて虎徹傍に  
 かしこまり、それと五六歩隔て、今貞宗は太刀を握り詰めてぞ扣へける、掛りの役人は一座の呼吸  
 を計りてソソと一聲掛けたりしが今貞宗は肅然として立上り肩衣押外して襷を掛け徐かに歩を進め  
 て甲冑の前に衝立つ稍暫く瞑目して天地の神をぞ祈念しつゝありたりしが奮然として歩を退り閃然  
 として太刀引抜きマッ高にふりかぶりあわれ此甲冑眞二つと、滿身の熱血を双手に灑ぎてあはや打  
 ち下ろさんとしたりしが此時一聲マヨ待ち玉といふものあり、打見れば虎徹なり、甲冑の据え襟  
 少し曲りてありとて起き上りつゝ鎧のあたり下手を掛けて取直し、今こそはよけれイサ參られよ  
 どいひたるにぞ再びふりかぶつてあのれ徹座と叫びつゝ丁どころは打たりけれ、滿座の諸士もスハ  
 甲冑は眞二つと延び上りて見ればうたてや電火のはしる迄打ちたりし甲冑は儼然として曲がみだに  
 せず今貞宗ひとり茫然として太刀引きもせず立ち居たり藩侯を始め諸士一同ヤ、といふて歎稱する  
 聲鳴も止まざりしが今貞宗勃然として怒り心頭より發しアツといふて椽先きへ馳せ行き雨滴落ちに

据え置きし唐銅の厚さ五寸ばかりなる大鉢を目掛けてハッシと斗り斬りつけしにみごと真中を一尺あまり斬り込んだり、再び驚く一座の面々、斬たり〜の聲山を動かす計りなりけり、やがて藩侯は兩人を召され斬り受り受たり共に其業の拔群なると前代にも未聞なりとて厚く賞美せられ同じ様に引出物夥多賜ひ此後は各々其業に勵精して忠勤を行ふべしとて其日の暇賜はりけり、當日一藩の取沙汰、今貞宗は斬りも斬りしが斯程鍛練の業物を受けたりし虎徹が鎧、天晴日本一の名工ぞやとて激賞の聲到る處に驚し、かゝるが中何ぞか思ひたりけん名譽の虎徹其夜の中に透電して何地へ逃げ行きしや影だに見えずなりたりけり、藩侯を始め一藩の諸士誰かは怪しまざるものあらんや一時は痛惜のあまり藩命の及ぶ限りは尋ね索めさせしかど手がかりをさへ得ざりしかば深き仔細もあるらめとて其儘に打捨て置かれしとなん、扱虎徹は加州領透電の後隨々として足に任せて徧歴し行々て江州長曾禰に到りしが或る野中の井水を見て其水質の極めて鍛冶に好きを知り于茲始めて身を落ちつけ業を轉じて刀工となりたり扱こそ後世に長曾禰の虎徹とは唱へられけん、是より刀工虎徹の名日々に天下に唱へられて世に隠れなくなりしかば追々加州舊知の人々とも交通することとなりしに人々は先年透電の事さへ訝かしきにかほどの名工が何とては其業を轉じて再び修練の勞をどるにやあらんと問たりしに虎徹は其時始めめて其發憤の所由を述べていふやう吾が先年の

名譽は決して眞の名譽にあらず只一時の機轉にして其場の耻辱を免れしのみ、そも吾那の最初の程は己れ今貞宗とて我が鍛ひし甲冑得斬らば斬つて見よとあもひつ其傍に控ひ居て物の屑とも爲さでありしが今貞宗が衝つ立て太刀ふりかぶり今はかうよと見へけるときフト目を擧げて其面貌を見れば兩眼恰も朱を灑ぎ口は耳元まで引裂けて其畏ろしさいふ計りなく其太刀ふりかぶりし有様いかなる天魔鬼神なりとも驚き走らぬものなき勢サは我甲冑も何かは耐らんと思ふにぞ俄かに聲かけて押し止め甲冑の据え様を曲めりとして先づ其氣勢をゆるませしが其爲めにこそ今貞宗は果敢なくも甲冑を斬り損じ思はぬ不覺を取りたりけれ左れどもまた再び無念の齒磨きをなし飛び狂つて椽へ出で雨滴鉢を打ちたりしに左しもの大鉢、尺あまりを切り下げぬ斯程の氣勢斯様の業物、もし我等が押し止むる事なく爲すがまゝに斬らせたらんには我甲冑などか耐らん眞二つになりたりしは言ふまでもなき事なりかし只一瞬時一生懸命の時に當つて一聲の氣轉に遇ふて其氣勢を退縮し再び熱血を灑ぎ込むに及ばずして思はぬ不覺をとりたりしは今貞宗いかに無念にやありたらん吾只儘に當年の耻辱を蒙るには及ばざりしかど何ぞ靦然として虛妄の譽を竊み僥倖の功に誇り無實の恩祿に浴せんや俯仰も天地に愧づるにぞ取るものも取りあはず城下を透電したりしなり又業を轉ぜしは其時吾れ復思ふやう今貞宗が鍛練も吾が鍛練も打つ鉢に優劣上下ありとも覺えずされども彼れは打身にし



て氣勢外に陽發し吾れは受身にして氣勢内に陰塞す同じ鍛ひのものならば陽發するもの陰塞するもの  
のに打勝つは理に於て免れじ虎と見て發せし矢先きの巖を透すも此理にこそあれ吾れ是迄は誤りて  
同じ鎧もつ工にして受身の業に屈しつゝ既に耻辱を取らんとせり是よりは我も氣勢を陽發して天晴  
日本一の刀工となり天魔鬼神をも打ち拂ひ國家鎮護の微力を展べんと扱てこそは名水を選んで居住  
を定め今の身の上とはなりしなれど物語りしよし、偉大の丈夫と云ふ可きなり

松前屋五郎兵衛

任俠

松の雪拂へばもこの縁哉

古來世に任俠を以て譽れ高き者多しと雖も松前屋五郎兵衛の如き清廉潔白にして終に其身を名を  
立てし者少し松前屋五郎兵衛の事は大久保武藏鎧を始め其他二三の書に委しけれども其記す所の過  
半は例の牽強と虚誕のみなれば茲に其實傳を掲げん、五郎兵衛は元と奥州津輕の藩士なりしが故  
りて浪人となり江戸淺草に來たり穀物類を賣りて家業となせり五郎兵衛は性質廉直にして常に義俠  
をこのみけるが或る時同町の旅店へ酒に酔ひたる武士二三名入來り亂暴を働きければ人々之を取押  
へんとするも力に餘りて迷惑せり此時五郎兵衛立出で右の侍士共をいろ／＼すかせども聽入れず五  
郎兵衛に打てかゝりしかば五郎兵衛今はたまりかね一同を打倒して追拂へりこれを見て町内の若者  
ら五郎兵衛の手並に感じて今より後劍術の師範と仰ぎて稽古したしといふ五郎兵衛我等は左やうの  
儀は存せず彼の時の勳はこぼれ幸ひなりと辭すれども若者等は聽入れず他町の者をは交へずたゞ  
町内の者ばかりにて稽古すべしとて迫りければ五郎兵衛止を得ずして承知せり若者等大に悦びそれ  
よりは毎夜家業を仕舞ひし後ち米屋の内に集り劍術をば學びける是れぞ五郎兵衛が後日奇禍を招く

の基にして又立身の端緒なりける、扱も此事誰いふとなく隣町へも聞えければ隣町に住せし旗下島田藤左衛門の耳にも入れり此藤左衛門といふも常に門人をあつめて劍術を指南せし者にてその門人に川崎與五右衛門内田惣右衛門といふ者あり是れも旗下の士なり或る日稽古終りし後ち兩人藤左衛門に向ひて隣町の米屋五郎兵衛が噂を聞きたまひしやといふ藤左衛門はく我も先頃より風を聞きしが其者は町人にてありながら町内の若者を集めて兵法の指南をするよし奇怪のことこそといへば與五右衛門いな右につき彼の町内にては不届きなる噂を唱へ米屋こそは反て隣町の島田殿よりは兵法遙に優て見ゆるなれといふよし最と無念の至りなりといふ藤左衛門聞くより大に怒り素町人の分際にて指南などとは片腹痛し急ぎ彼の五郎兵衛を呼び寄すべしとて頼て家來を遣はせり家來松前屋に至りて主人進ひたきよしにつき只今來らるべしといふ五郎兵衛承知して使の者を飯しけるが心の中に思ふやういかなる用向にやまた米の無心なるべし行きて櫛子を聞かんとて何心なく島田の方に至りける藤左衛門正面に座し左右には與五右衛門惣右衛門等並び居て庭口より五郎兵衛を呼入れたり藤左衛門居丈高になりて汝が米屋五郎兵衛と申すものなるか此間より櫛子を聞くに町家の若者共を集めて兵法を指南するとのよし然るに我門弟の事を汝が弟子の者ども嘲けるとやらんいふ事を聞けりさればその分にては濟みがたしいと我と勝負をせよ互ひに手の内の高下をくらへ見んといふ

五郎兵衛謹て左様なる事一切存せずと答ふれば藤左衛門大に怒りて汝僞を申して此場を逃れんと思ふや覺悟せよといふまゝに腰刀を引抜き椽より飛下り切つくるを五郎兵衛身をかわして利腕握み刀をもぎとりて二三間投つけたり與五右衛門は此跡を見るより大に怒りて小癩なる町人かなと打てかゝるを五郎兵衛之をも引握みて投げつける惣右衛門も續て切りかゝるを引かはし足をあげて蹴ければうつ伏しに倒れたりこれを見て残る門人家來等は皆々庭外へ逃散りければ五郎兵衛は詞にも似合ざる人々かなと笑ひつゝ立歸りけり跡にて三人起き上りて此分にては濟まされじいかにせんか談合せしに藤左衛門一工風ありとて小者五六人を呼び出して汝ら頭にいさゝかづゝの疵をつけて五郎兵衛毎夜一往來に出で路人に手を負はせ我々も既に斯の如く手を負ひたりと町奉行に訴出で彼を仕置に逢はせ此恨みを報せんと思ふなりといひければ小者等之を聞き迎ても相手向の勝負は叶はず公儀の手をかりて彼を仕置とは天晴の計略なりとて手にく小刀を以て頭部手足等に疵をつけ町奉行所へ詣りて右の趣を訴へける奉行大に驚ろき早速下吏を召して米屋五郎兵衛を擧め來れと命ず依て捕手の者五郎兵衛の方へいたりて上意なれば細にかゝれといふ五郎兵衛身に犯せる罪の覺なけれども上意とあるに是非なしと尋常に細にかゝりければ役人ども家内残らず引立て家財には封印をつけ町家の者に預け番を命じてぞ歸りけるかくて五郎兵衛はその日より牢舎へ押込めけりこゝに其

頃魚賣を渡世とするものに太助といふ者あり心正直にして腕には一心二我百道と入墨してありしが日頃五郎兵衛の方へ入り込みて商ひをせしに此度五郎兵衛が入牢の事を聞くなり彼の人は正直なる人なりいかで牢舎に入れらるべき罪を犯すべきや合點の行ぬ事なりと思ひ松前屋の近傍にて問合するに嶋田藤左衛門等が剣術の遺恨より事起りての仕業なりと噂さ高かりければ急ぎ大久保彦左衛門忠政の方へいたり密かに申上たきとありて参りたり御對面を乞ふと言入れたりは太助彦左衛門の屋敷へも至りて魚を賣りけるに彦左衛門太助の正直なるを愛して若し町方にて變りし事あらば我が方へ來たりて告ぐべしといひしゆえ斯くは彦左衛門のもとへ至りしなり彦左衛門太助を招き入れて何事ありて來りしとぞ問ふ太助答へて我が日頃往通ふ米屋五郎兵衛といふ者云々のとにて牢舎申附られたり願くは御賢慮を以て彼が難を救ひ給へといふ彦左衛門聞きてそは不憫のとたり如何にもして救ひとらすべし去りながら外に汝聞込みたるとはなきやといふ太助は嶋田藤左衛門の事を聞けるまゝに語りければ彦左衛門はそれにて事分りたり我れ計らふべき旨ありとて太助を歸し後ち家人を呼びて汝町奉行の方へ至り四人米屋五郎兵衛といふ者には詮議あれば暫らく仕置の儀を見合せらるべしと申入れよとて遣はしけり切町奉行所にては五郎兵衛を召し捕りし後屢々嶋田藤左衛門より速かに處置あらんとを請ひしかば此日遂に五郎兵衛を死刑に處すべき手筈を爲しける、然るに大久

保より使者來りて右の趣を演べければ彦左衛門は當世の宿老を以て重せらるる者なるゆゑ奉行某大に驚き直に彦左衛門の屋敷に至りて事の仔細を問ひけるに彦左衛門はいく和殿いかなる詮議にて五郎兵衛を刑に處せんとせらるるやと尋ぬるに奉行答へて島田藤左衛門の訴へによりて調べしなるが彼が家を探索するに町人の持つまじき書物をかくし持たるゆゑ重刑に處せんとしたるなりといふ彦左衛門其書物とは如何なるものなるやと問ふ某答へて豊臣太閤よりの褒賞の折紙なりといふ彦左衛門しからば其書物の出所をも聞かざす遽に死罪申し付くるとは不詮議なり拙者登城して事を糺さん間先づそれまでは刑罰を差扣へらるべしといひて奉行を賑しける、それより彦左衛門は直に老中酒井左衛門尉忠義の許に至りて右の趣を述べ先づ五郎兵衛を記録所へ呼出して問訊さるべしといふ左衛門尉はいく我も此事に就てはかねて不審の廉もあり問訊すべしとのとなれば其日は彦左衛門は歸りけり、かくて翌日彦左衛門評定所へ出でければ老中若年寄等列座のうへ五郎兵衛を引出させ又願人なる嶋田藤左衛門川島與五右衛門内田惣右衛門三人をも呼出せり此時彦左衛門進み出で汝が家に豊臣太閤より遣はされたる折紙を所持あるよしその出所はいかくなるやと問ふ五郎兵衛答へて彼の折紙は先年豊臣太閤伊達家を攻められんとせしとき我が父庄九郎といふ者奥州の路案内をなしたる功により其賞として津輕にて五百石を賜はりし折紙なり然るに小可江戸へ來り町人となりし仔

細は小可は庄九郎先妻の子にて母死去の後父後妻を迎へしに一人の妹を生めり成長の後従弟與三兵衛なる者の方へ嫁かしめしに父病死のをり繼母實子の愛に溺れてひそかに折紙を盗出して妹の方へ遣はせり依て其節國守へ訴へ出しに津輕越中守の奉行南部信夫の兩人繼母と妹の頼によりて小可が願意を取上ず却て小可に罪を蒙らしめんとせしゆる江戸へ來りて町人となりしが其後故ありて右の折紙再び我手に戻りたれども今は用なき反古なれば其まゝ所持しありしなりといふ彦左衛門是にて書物の事は分りたりこれより島田藤左衛門か一件を問糺すべしとて先づ藤左衛門の小者の五郎兵衛のために手負ひたりといふ者を呼出して事の顛末を問ふ小者等始めは藤左衛門の授けし計略の如く偽りを陳べけれども彦左衛門嚴しく詰問ふに遂に包みおぼせずして實は主人藤左衛門五郎兵衛のために打たしかれ無念のまゝ仕返しをせんとて我らに斯く疵をつけ町奉行所へ訴へしめしなりと白状せり因つて藤左衛門を詰問するに藤左衛門詰塞りて罪に伏せり右により直に藤左衛門與五右衛門惣右衛門の三人を揚屋へ送りまた今は構なしとて五郎兵衛の細目をゆるしけり、斯くて彦左衛門將軍家光公に謁して右の事を上啓するに家光公汝が働き天晴れなり此の上は彼の三人をばいかせんやと問はる彦左衛門拙者が所存を申さば三人の知行を召上げ其の知行を五郎兵衛に賜はりてしかるべしと存するなりといふ家光公聞きて汝が言ふ所吾意に叶なり右の通り申し付くべしとぞめ

りける、是より又大久保彦左衛門は再び家光公に向ひて島田川崎内田の三人を五郎兵衛と勝負させ討たしめ給へかくありなば五郎兵衛の本意ならんと申す家光公聞かれてそは然るべし宜きに計らへよとありければ彦左衛門直ちに此旨を諸役人に傳へて其用意をなさしむ因て勝負の場所は淺草西並木と定め矢來を結廻して最と嚴重に造り成せり此時五郎兵衛は彦左衛門に逢て此度の一儀貴殿の御恩を以て身の難を救ひたまはりしを生々世々忘るべきにあらざといふ彦左衛門曰くそは我らが仕業にあらざ是れ皆御邊が正直より出る所なりといふ五郎兵衛重ねて云ひけるは右につき一の願ひあり我ら彼の三人とは先日すでに立合ひ徒手を以て仕つけ置きたりされば此度は我が倅彌市といふ者十五歳になれるを相手に出したし又女房は陸奥の家人の娘にて長刀等の心得もあれば之れを介添として勝負をさすべしといふ彦左衛門そは甚だ覺束なし十五歳の少年に三人を相手とするは如何なりといふを五郎兵衛其義御氣遣ひなし彌市一人にても苦しからざれども勝負のとなれば母を添ゆるなりと切に請て止まされば彦左衛門しからは將軍に言上して取計らふべしとて家光公の前に出で右の趣きを言す家光公そは氣遣ひなるものなりとある彦左衛門我らも餘りに不安心なれば再三抑止むれども五郎兵衛強て願ふゆゑかく言上するなりといふしからは彼の者ども一人づゝ出して勝負さすべしとありければ彦左衛門長みて退き五郎兵衛を呼て右の旨を申渡す五郎兵衛何の一人づゝに及ぶべ

きや倅が腕に覺えあり三人一度にかゝらるべしとて其日を待ちにけりかくて其期日に至りければ家  
 光公彦左衛門を召して汝人を撰びて矢來の内へ入置きもし三人に無牒の義あらば引分くべしと命ぜ  
 らる彦左衛門畏み候ひぬとて細井勘解由横田甚五郎兩人は力量強く且事慣れたる者なればとて撰出  
 して内意を諭し御邊等の注意を以て三人の者どもを首尾よく彌市に討すべしといふ兩人御心配に及  
 ぶ一からずとて承引すかくて勝負の時刻に及びければ島田藤左衛門川崎與五右衛門内田惣右衛門三  
 人北の口より入り彌市及び母は南入口より進入る此時警固の役細井横田は二人に向ひていかん御身  
 等はかねて罪を犯したる者なるに今日彌市と勝負を命ぜらるゝは侍名利にいまだ盡きざるものなり  
 かまへて卑怯の働きあるべからずといふ彌市は父に代りて立て三人を相手とすること此身の名譽何  
 かはこれに過ぐべきとて刀を揮ひ身をかため躍り出で誰にもあれ參られよといふ藤左衛門一番に進  
 み出で刀を抜ていざまゐらんとして切てかゝる双方まばし戦ひしが彌市やつと聲をかけ藤左衛門の右  
 の腕を討落すと見えければ藤左衛門は右手へとうと倒れたり與五右衛門惣右衛門二人はこれに氣を  
 奪はれうろたへながらも刀を抜て切りかゝるを彌市走りよりて與五右衛門の左の肩より切落せば是  
 れもあなじく倒れ伏す惣右衛門氣をばげまし刀を振てあしらは彌市最早汝一人なり面倒なる奴か  
 などばづみをつけ是も腕を切落せり彌市走りよりて一々に首を打落せり此時見物の面々やんやと賞

嘆の聲普し鳴りも止まざりし此旨將軍に言上するに甚だ喜悅ありて彌市を小姓に召出されければ彌  
 市改名して松前民谷と稱し又父の五郎兵衛には島田内田川崎三人の知行合せて二千二百石を賜ひ近  
 習役を命ぜられ松前滑刀と稱し又太助は御厩用達を命ぜられ終身安樂に暮しけるといふ

三宅康盛……………強猛……………拔山

勢州龜山の城主三宅大膳亮康盛は當時無双の大力にて青竹をしごきて帯どなし叱聲して強器を破る程の豪勇なりけるが或る年領内に勦進相撲の催ふしありて近郷近在より力士の者共集まると聞き好道とて康盛は徹行見物に往きけるに力士の中より小櫻金礫の二人出で互ひに力を角しけるが金礫は身長六尺餘にして骨格飽まで逞しく小櫻は五尺四五寸の小兵にして然も軟弱なるものから此勝負は如何あるべき歟去り乍ら小櫻も相手を見て出しなれば心得なくては出べからずなぞ各々囁やき合ける内兩人礫と取組で金礫は嵩に掛りて押付るを小櫻沈んで之を避ると見る間もあらず美事土俵の外へ投出したれば見物はアツと云て譽そやし勝たりや〜と暫時鳴も止ざりしかば金礫方に控へたる其場第一の力士更科は心ろ安からず卒吾れと組合と離り出てムツと斗りに小櫻を掴み二三遍振廻して土俵の外へ投付しかば小櫻方も快よからず迭る〜八人ばかり取組しが皆な苦もなく投出され今は相手になるべき者一人もなく更科は傲然として腕を撫で誰でも来よと土俵の上に突立たれば群がる見物は此の跡を見て憎き更科の舉動かな誰か出て懲せよやと口々に云罵しるを康盛は聞て今は

耐らず吾立向はんと滑引ほごくを近侍の各々は大に驚るき貴とき御身を以て軽々しく勝負なし給ふその勿体なさよ况て更科は此道の老練の力士と承たまはりぬ千鈞の御身は斯る事に近づき給ふべからずと口々に諷むれども更に聞ず、彼が憎き舉動を見ては余は最早や耐がたし彼と雖も何ほどの事かあらんと雖も赤裸になりて土俵へ登れば領主とは知らぬ見物の面々、楮こそ一人飛出たり如何あらんと辨めく内兩人は潔いに仕きりて立上りアツと云て組合内康盛は更科の三ツを掴み前の方へ引寄ると見へしがエイの聲と諸共に目よりも高く差上げたり、見物の面々は驚き騒ぎ如何なる人か知られども古今無双の大力よと眼を注いで看てある内康盛は土俵の内を持廻り、如何に更科勝負最早見へたる歟と問ひ詰めれば剛性の更科は差れ乍ら否々勝負は残りたりと答ふるにぞ康盛は何と申す尙だ残りたりと申する歟然らば斯して給んずとて一振ふりて土俵の内へ投付れば地響き打て更科は背骨挫折血を吐て死でける、康盛は他看もせず塵打拂ひて歸館せしが更科を投付し時彼の足胸へ當りしと覺へしもの、羞たる事に非ずとして意にも止めざりける翌日よりキン〜として痛み出し苦痛日増り半年餘りにて稍やく全快に及びけり去り乍ら年々寒暑の候には再發して終に生涯の宿痾となりぬ、此れ全たく更科が投られ乍ら蹴たる一撃にして尋常の者なりせば忽ち胸裂て絶命すべきに豪勇の康盛なれば敢て感せずして歸館せしなり後ち康盛侍臣に談るやう余蹴らるゝと覺悟せば斯る

目に遭ざるものを全たく相撲の道を知らねば思はぬ不覺を取りしなり然し乍ら余の一身無事なりせば彼は泉下に於て口惜く思ふならんに斯く宿痾となりたるは切ては彼が念晴しならんと笑はれけると云ふ、康盛の舍弟に助四郎康重といふ者あり、力強しと人々噂せど嘗て力を示せしとなければ幾干なるやを知る者なかりけるが一年の夏康盛書院に在て納涼せしに端なく助四郎参り合せ四方山の咄しの序でに康盛は康重に對ひ近頃承たまはれば其許は力量ありとの由兄として始て之を聞けり今日には幸はひの出合なれば力の程を示されよと切に請れて康重は赤面し誰人が斯る事を申し觸し候らへぬ、拙者は勿々以て力量などは嘗て御坐なく大方口善悪なき者の戯むれにて候らばんと謙遜して居てければ、否と隠さるゝとも由なきわざなり知らるゝ通り此方も少しく力量あるに任せて敢て包まざれば時々力競べして家臣に示さば一つには武藝を勵ます導びきともなり又一つには近習も面白からん何は兎にあれ枕引とも仕て興せんとて頻りに勸め動かせども康重は勿々踏なはず兄上の力量は世に鳴り渡り候らへば迎も小弟等の及ぶ所に候らば平に御免をと再三再四辭しけるを、云ひ出しては聽ぬ康盛なればいつかな踏せず勝も負も兄弟の間だとして更に面目にも拘はらねば是非と迫るものから康重は今辭するに詞はもなく兄上に及ぶ道理候らはねど今は是非なし御慰みに御相手仕らんと漸く承知しける程に康盛大に悦び去らば腕押こそ興あらん卒で試みんとて椽を

臺として押合たり康盛は敷居に右の足を踏かけつゝ、エイヤット押合ふ機會に元來堅固に造り爲せる敷居なれども押に耐はずツキと中より踏破られ三間ヨリ飛散たり康重は椽の柱を足力として飽まで耐へ爲たる所敷居が折し其機會にドウと仆れて庭前へ落んとせしを踏こたへて尙ほ忍びてゐたりけるを康盛は己の力優りしと思ひけん大に歡こび手を引つゝ、儲々聞しに勝る力量かな能くこそ今まで包み隠されたり不日再び勝負を決し申すべしと其日は互ひに別れける、其後康盛内室を迎へてければ其頃の習はせとして貴賤上下の隔てなく水祝ひとて必らず婿たる人に水を注ぐ儀式あり去れば臣下の各々は縦令殿なればとて水祝ひせでは叶ふ可らず如何にせましと嘸やきけるを康盛は聽知り吾に水掛んと思ふ儕輩はまづ首の骨を用心して進むべし然らざれば不具になるぞよと更に人を寄つけぬを康重聽て苦笑しつゝ、如何に兄上なればとて祝儀の禮は廢す可らず皆々決して怖るゝ勿れ吾れよく水祝ひなさんとて康盛の許に参り小弟今日水祝ひの爲め参上せり一盃あふるまひ申さんと容姿を正して迫りければ康盛は大に笑ひつゝ、其許の祝儀とて水祝ひはいやにて候らば近寄給ふなど云せも果す康重は麻上下のまゝ、衝と寄て大力無双の康盛をハタと捕へて小脇に抱へ御免候らへと起上れば康盛そうは爲せまじと焦ちあせれども少しも動かず此は如何にと思ふ内康重は徐かに椽先へ往き廻り八尺に餘れる花崗石の手水鉢を右の手にて抱へ康盛が頭より水なみくと注ぎかけ近習の者

を顧りみて差招き其方共も御祝ひ申せと祝はせて康盛を上座に据あけ目出度と拍子とりて各々祝ひ  
 壽きしには康盛はじゆ近習等は神か鬼かと怪しむまで怖れ驚ろき居たりけり、斯て翌日近習の者は  
 康盛の御前に出で、殿には日頃の御力にも似ず何ゆゑ振放ち給はざりしやと伺がへば康盛は太息  
 をつき世上に此方より大力の者ある可らずと思ひしに昨日舍弟康重に脇被せられ放さんと試みたる  
 幾干か知らぬとも恰かも大磐石に押れたるが如く身軀更に自由ならずし思へば康重の力量は幾百  
 人力とも分ち難し然るを今日まで隠せしこと返すくも奥ゆかしと我を折てぞ語りければ近習等は  
 愈々驚ろき更に康重の許に伺候し御前の御力には一同の者恐怖致し候らふ斯まで御力御強に先達て  
 腕押の砌り互角の御勝負なりしは如何に候らふやと問たるに康重はカラ／＼と打笑ひ否とよ兄上に  
 勝とは知れたれど若し傷でもありたらんには無益なりと心得しまゝ故意と力を出さしりし水祝の節  
 なども兄上を痛めんとを恐れて最と弱らかに抱へしなりと平然として云れければ近習等は其怪力  
 の量り知れぬに返す詞もなく畏れ入りけり、是より一家中翕然として武術に志ざし小嵩ながらも  
 大嵩を凌ぐに至りけるといふ此ぞ渡邊華山が仕へし三宅家の先祖なりけり

### 石河政方

機敏

隨時制宜當意即妙

超凡明斷の譽れ高かりし京都町奉行石河土佐守の逸事は世間之を知る者甚稀なるを以て茲に聊か之  
 を記さんに石河土佐守政方は始め甚四郎と稱し幕府旗本の士にして牛込門内に住居二千七百石餘を  
 領せり代々諸大夫の役に昇り父は土佐守政朝と云ひて江戸奉行より大目附になりたり政方は幼より  
 いと聰敏にして才氣人に勝れ博く衆書を覽て最も律法の事に通せり明和三年九月十五日に小林阿波  
 守春郷の跡に補して京都東町奉行となり始めて諸大夫に任し從五位下に叙せられ土佐守と稱するに  
 至りしとなるが其在職中諸般の斷訴に奇計妙算を用ひて數年の難訴を一朝に氷解せしめたる等の  
 事實多きが中に最も人意の表に出で聞く者をして稱嘆措かざらしめたる事實二三を述べんに或時京  
 都と伏見との屋根屋仲間にて訴訟あり原告なる京都屋根屋仲間の申立は往古より京都屋根屋共儀は  
 二條御城中常式御用相勤め候故近在並に伏見大津表へも手廣く入込み職分相勤め候處近來伏見表へ  
 入り込み候へ共彼地屋根屋故障を申張り職業仕らせずこれに依りて彼地御奉行所へ願ひ奉り候處更  
 に御願着これ無く斯くては當方の迷惑に候間何卒以前の如く彼の地へ入り込み職分相出來候様仰せ



付け渡され度との事なり又被告の申立は京都屋根屋ども右様御願ひ申上候へども吾々伏見の屋根屋の者ども京都御城中常式御用多き節は手傳の爲め無料にて罷越し其代りには京都へ入り込み職業仕候處廿年來は手傳も相勤めさせず入込みも致させ申さるる様に成り來り候間已むを得ず彼地へ入込み申さしりし處京都の者は勝手に此地へ入込み候故私ども職業衰微に及び候に付餘儀なく故障申立てたる儀に候へば何卒以前の如く私共も京都へ入込み候か又は京都の者入込み申さるるか兩様何れども仰せ下され度との事なり右裁判は先般松前筑前守在職の時よりまだ濟まざる公事なりしが土佐守は法庭に於て雙方の申立を聽き速に判決して伏見の屋根屋ども彼此申立るといへども何分取用ひ難しさて決して京都へ入込渡世致すまじくもし渡世致すに於ては曲事たるべし京都の者共もかく心得て伏見の者共入込まば差留むべしされど京都より伏見へ入込むは勝手たるべしと申渡しければ伏見の屋根屋共甚だ驚き京都よりは勝手に入込ませせて伏見よりは決して入込みまじくとの仰せ渡さるゝは恐れながら餘り御最負の御裁判と奉存候かゝる上は江戸表へなりとも御願ひに罷出で申さずは成り難しと申せば土佐守は打笑ひて成程最負の沙汰と申すは尤なりいかにも土佐守は江戸表より御役仰せ付けられて京都町奉行と成りたるなれば町中の者どもは皆我子の如く思はざれば成らず然ればこそ親が子を慈む如くに京都の者を最負してかくは申渡すなれば汝等江戸表へ罷越し願ひ度は

勝手にすべし然しながらよく分別致すべし伏見奉行も必ず其方どもの最負致すべければ京都より伏見へ入込む時其方ども願ひ出でなば彼地奉行も定めて予が申渡せし如く京よりは一切入込ますべからずもし入込まば差留むべし但し京へは勝手に入込むべしと申渡すならん然る時は雙方ども何の出入なきにあらざやと諭されければ伏見の屋根屋どもは一言の返詞もなく感服して茲に數年の訴訟一言にて事済みけるとなん、又或時大和國平群郡高山村と同國同郡古河村との池水一件の訴訟あり原告なる高山村の申立は高山村に字川穴と申す池これあり候處その池水を以て田地へ灌溉任り右古河村へ年々用水入用の砌は分水仕候故池床年貢兩村より八分づゝ差出し右分水水掛り井戸筋の村方より二歩通り年貢取り來り候處當村領の池に付池の普請などは一切古河村より任らせず凡て當村に於て仕來り候然れども分水の義は向寄村方ゆへ古河村より指圖仕來り申候處此節に至りては偏に我儘のみ申居り恰も古河村領の様に仕成し早懸などの砌は一切我意の取計ひを致し池押領の姿に相見へ候に付餘儀なく御訴申上候間向後は當村仕向の通に仰せ付られ被下度との事なり、また被告は高山村より彼池押領仕る云々と御願ひ申上候へども元來彼池は當村領に紛れなきものに御座候然しなから御掬地帳には高山村に結び込み有之候へば已むを得ず兩村立合に相成り來り候へ共既に池床標杭にも古河村と儘かに相認めあれば右の池は向後當村持に仰せ付られ被下度旨申し答ふ依て池改とし

て代官手代を差遣はし檢査したるに古河村の申立の如く其村名を記したる杭木ありて全く古河村池に紛れなし然れども檢地帳には高山村とあるにより裁判何れとも決し兼ねて數年來落着なかりしに此度土佐守判決を遂げて標杭は全く新に作りしものなるべきにより池は向後高山村支配となし分水は仕來りの如く致すべしと申渡す、古河村の者ども更に心得ずして何を以て標杭は新に作りたるものと仰渡さるゝやといへば土佐守は其方村は筒井順慶が家士古田河内守といふものゝ領せし所なりされば古河内領分と認めたる杭木のありしを巧みなる者兼て池床へ入れ置き内といふ字を村の字に改めたるなるべし百年近きものは墨汁木に入ると太平御覽に載せられたれば今杭木の字を削り見るべしとて法庭に於て大工を召して削らせたるに古河内領分とありく見へければ古河村の者ども一言もなく拜伏せりさて是は初め古河村の何某と云ふもの廿年前よりこれを作り置きたるに土佐守の明察に事顯れてければ竊かに村方を脱走して遠國へ隠匿したれども土佐守は別に吟味の沙汰もなくして事濟みけるとなん、次は近江國淺井郡山本村と同郡延勝寺村との係合にて原告なる山本村の申立は當山本村領宇大崎と申す山御座候處南流は延勝寺村領にて東北流は當村領に御座候然るに近年鯉南流の麓湖水へ相集り候に付右湖中領分限り漁師へ請切致させ候處延勝寺村の者ども南流は當村領其麓は則ち當村支配に紛れなき上は漁師請切は其方より致させ難き旨申候に付何卒右法外の儀申

さるる様仰付られ下され度との事なり又被告の申立は山本村申立候儀は固より證據なく南流は則ち村方支配に御座候へば湖中とても同様に御座候先年破船有之候節も山本村へは係らず當村より諸入費差出し候間此度とても湖中は此方支配を仰せ付け下され度と申述べさて土佐守は此訴訟を聽きて双方とも申立の趣聞届けに及び難し抑々鯉鮒は田利外のものにて百姓の主業と致すべきものにあらず殊に生あるものゝ命を取ると不仁の至りなり然し外に渡世のなき所なれば是非に及ばざれども兩村は田畑潤澤の所なれば右等の生業なくとも不都合あるべからず之に依りて向後殺生停止申附く湖中もし破船等有之節は曾て延勝寺村より諸雜費差出して山本村よりは差擧ざる由なれば領分は延勝寺村と相心得右等諸雜費杯は總て延勝寺村にて支辨すべしと申渡しければ双方とも俗に云ふ此蜂取の裁判に閉口せりされども固より道理ある判決なれば如何ともする能はず依て双方申合せ何分殺生御免を禁り双方立合場と致し度との示談を調へ此旨連印を以て願出で聞濟けり是は土佐守兼て斯くあらんと計らひて右の如く申し渡ししたるなりとぞ之を聞きし人々益々其明敏に感じ合ひけり、尙又明和三年の末山城國宇治川洪水の際久世郡乙方の惠心院與正院は北川岸にあり宇治の平等院は川を隔て、南岸にあり惠心與正の兩院にては石垣をして堤へ上置きをせし故是が爲に水は平等院の方へ流れ込むにぞ此方にも同じく上置をしたる處兩院の方には理不盡にも人足を引き連れ來りて平

等院の上置を取除たるを以て終に平等院より京都町奉行へ訴へける土佐守双方を呼び出して尋問の  
 處寛文十一年に平等院より置増三尺と限りたる一札を兩院に取り置きしを持出でたれば如何とも  
 する能はず然れども平等院は宇治關白頼通草創の地にて關白道長の寺なれば役目の表を立つれば名  
 刺の不利となるを以て有弊の土佐守も當惑せしが忽ち案出するとあり曰く證文通りなれば平等院は  
 向後上置三尺に限るべしと申渡しければ兩院の方は我存分の通り勝たればとて勇み悦びたり之に引  
 更へ平等院は力を落せしに土佐守は更に平等院方に向ひ其砌り岸堤等の尺は水面より積るが天下の  
 法なれば今常水面より一尺計りならば尙二尺築増て證文通り三尺にすべし何時迄も斯の如く水面よ  
 り三尺以下ならば築増々々する時は證文通りにそむくとなく水も遡入るまじとの理解に扱はど計り  
 其妙案に皆感泣せしといふ、又其當時教王護國寺の南大門は平常鎖切にて開く事なし然るに同寺は  
 有名の大刹なれば方二町餘もあるを以て恰も現今の東京淺草廣徳寺門の如く南大門の通行出来れば  
 其便利大なれども寺僧のためには用なきものゆへ之を開くとなかりし偶々土佐守巡見のとき同寺に  
 至りて見れば常に人々の開門を望むも無理ならぬとを知りしかば忽ち南大門の際に立て寺僧に向ひ  
 予至急の所用ありて九條に赴けば疾く此門を開けよといひければ寺僧は時の奉行の命なれば畏まり  
 ぬと門を開らきけるに土佐守は門より外に出で再び寺僧に向ひ予の飯り來りて此門を入まで閉して

はならぬぞと云置て他の路より役邸に歸りけるゆへ寺僧は奉行の命に従ひ其後はいつまでも此門を  
 開け置きければ諸人大に便利を得たりけるといふ

太田千江……………氣節……………死したる日は生れたる日なり

傾城の賢なるは此柳説とは晋子其角の秀吟ながら婦女子といへども死を厭はず意を決せし其時は男子も及ばぬ所あり開は是れ娼妓喜遊の事にぞある、頃は嘉永六年まだ代は幕政の時なれば東京の名も江戸と呼び所は神田の皆川町に九尺二間の店住せる太田正庵といへる者あり其一人娘を千江と呼び年まだ十一に足らざる者なれども才智他にすぐれ讀書の道も淺からず殊に幼稚き時より克く兩親に事へ近隣にても誰知らぬ者なき孝女なりけり、父正庵は元醫師なりしが己れ三年越の長病にかゝり衣食の途も絶へけるより心ならずも一人娘の千江を新吉原なる甲子屋といへる妓樓へ賣入の約定にして僅か許りの身の代にて遣はしつゝ血の出るやうな金を得て不義理になりし借を償ひ残る金にて姑くは夫婦が露命を繋ぎしが貧の病ひに逼られて正庵のみか其妻と一世になき人となりしかば今は娘の千江を誰あつて受け返す者あらざる故終に甲子屋にて遊女並に抱へ置き此兒が十五になりし春其名を子日と呼び初めて客に出せしに容貌美しきのみならず親に孝あるものなれば主人にも亦善く仕へ册装中も睦しく我召使ふ禿にも隙ある時は讀書きなど自ら教へ導きしかば此儘あらば甲子屋

の大黒柱となるべきに其斯には何か譯ありけん横濱の岩龜樓へ住替に出る事となり同じ流れの勤ゆゑ子の日は是を厭にあらぬと外國の客に出るは奈何にも忍び難ければ逆此住替を辭せしかど、ナニ横濱へ来たからと云つて洋人さんに出すやうな事は此身がさせぬと岩龜の主人が口奇麗に固く盟つて云ひしかば夫ならばとて相談整ひ既に横濱へ至るに及びて子日は喜遊と名を更めしに他の娼妓に就れば客のもてなし恩恵にて義氣ある跡に見ゆるに岩龜の一枚看板と云はるゝ程の身となりて客の絶間もなき中に横濱居留の亞米利加人にて名をイルースと云へる者喜遊が色香に深く感て許多の金を蒔散し喜遊が客になりたしと云ふに岩龜の主人も洋人の客は取せまいと約せしかど此處が怨づくなれば是等の譯を喜遊に談してお爲ごかしに勸めしかど更に受引色氣も見へず然り迎こんな福の神が舞込んだを取逆すは奈何にも惜い事と思へば暫く病氣と云ひなし杯して客を釣付け置くほどに亞米利加人は腹を立て、わたし莫大金投しました貴公喜遊買はせる約定してありますわたくし虚言云ひません貴公虚言諾ませんと眞赤になつて掛合はれ主人は甚だ當惑せしかば客をほどよくなだめ置きて喜遊を密かに呼近づけ頼りに頭を撞ながら、此身はとんだ事をして今になつては後へも前へも往く事は出来ず實にお前にも顔の合されぬ譯だが何卒此身を助けると思ひて此相談に乗つて呉れまいか、チャマー何がそんなに氣の揉る事があるんであります、然ればさ此間もお前に咄した亞

米利加の客人だが切角とお前の事を那通り云つて居るのを洋人さんに出る事は喜遊が否だと申しま  
 すと其處が商賣の悲しさに其様な色氣のない事は云はれないから病氣と云つて日を延す中には先も  
 退屈をして他の女郎衆でも宜しいふだらうと思つたら餘程深くお前の事を思ひ込んで居ると見え  
 非とも喜遊を出すといふ條約がしてあれば此身を客にさへして呉れれば直に二百兩の金を遣る若し  
 又條約を違へる時は夫だけの罰金を取らねばならぬと今夜に逼つて手詰の談判此身も此廓で外身の  
 職業をして居て外國人に罰金を取れたと云ふては實に野蠻に拘はる譯だから爰の所を汲分て否でも  
 あらうが出て呉ぬかお前が賭んと承知すれば逆上きつて居る客人だから金は幾許でも取りしだいお  
 前の爲にもなる譯だから爰等で一番氣を轉て承知をしては呉れまいか外國人だと云つて眼の色と髪  
 の毛こそ違つて居るやうな者の同じ世界の間人なれば躬を任せたと云つて然ほど耻にもなりはずま  
 い今此土地では娼妓は勿論素人の娘女子がラシヤメンになつて立派に親兄弟をすとして居る者が幾  
 許もあり名を取らふより得の世の中今時お前のやうな野暮固い事を云ふ者がある者か、それは旦那  
 のお言ひなはる事なれども是が否さに濱へ住替への事を斷つたんであります私は如何な無理を云ふ  
 客人でも爰が勤めだと思ふからついでいしか悪ひ顔を見せて歸した事はありませんが洋人に肌を汚され  
 たと云ふては親の耻になる事でもありますから解らない女だとも腹も立ましやうけれど是はつかりは

私の言状を立て被下と云ひ放されて主人は困り果しが尙も押返して成程お前の氣性では然う思ふの  
 も無理ならぬと此身も男だ一旦然うと云ふた口はどんな事でも變らぬと義理にも云はねばならぬ處  
 を面の皮を厚くして主人が抱への女郎衆に此通り手を下げて頼むはよく／＼苦しい譯があるからの  
 事なりこれも約束事とあきらめて永い事は云はぬ只今夜一晚那客の機嫌を取つて呉れまいかと自分  
 勝手の話に腹は立てども抱への悲しさにさう我儘も云ひ募られず返辭もなさで稍暫時差俯向て居た  
 りしが喜遊は漸く顔をあげ、私が言状立てやうと爲ればお店が立行ないと聞ては夫でも構いませぬ  
 と言募る譯にもなりませぬから旦那のお顔の立やうに、夫ぢやあ今夜那客人に出て呉るのが得心か、  
 ハイ、樓主は之を聞て大に喜び早速イルースの許へ今宵こそ喜遊を必ず敵手に出すべき由を報ずれ  
 ば彼のイルースは歡びて直に其夜來り別て金銀を時散しつゝ稍久しく酒宴に時を移せども喜遊が其  
 座に出でさればイルースは頻りに焦燥て何ゆゑ出さぬと促がされ樓主は胸の聲からねば自ら喜遊の  
 部屋に至りて觀ればこゝ如何に無残や短刀にて早晚咽を差し貫き米に染みつゝ、仆れ臥たる枕邊に一  
 通の遺書あるに駭きて披き見れば  
 世に苦界に浮沈するもの幾千萬人と限りも候はず我身も勤めする習ひとて父母の許し給はぬ仇  
 人に肌ゆるすさへ口惜けれど只々御主人の御恩を顧み二ツには身の壽命せとあきらめ侍りしが其

基はかなき黄金てふ物のあるが故ならぬ此金は遊女が身を切る劔に候まゝ其刃の苦界を離れ彌陀の利劔に歸し参らせたく主人に辭して亡き双親一仕(まいらせ候へば黄金の光りをも何にかせんちそろしと思ふ慾の夢覺めよかしと誠の道を急ぎ候まゝ無念の齒がみを顯せし我死骸を今宵の客に御見せ下され斯る卑しき浮れ女さへ日本人の志は恚ぞと知しめたまはるべく候かしく

露をだに厭ふ大和の女郎花降るのめりかに袖は濡さじ

斯く外人のために其身を汚さるゝを厭ひて自殺を遂げたるは今日開化の時勢にていへば頑愚に似たれどもそも現時の如く徒らに外人を崇拜するの卑陋に比せば果して孰れか優れる。嗚呼賤しき一婦の身にして廉耻ある其真心實に賞すべく又哀れども云ふべし

濱田彌兵衛……………壯膽……………くにもあび

匹夫より起つて國威を輝かせしもの古來その例少なからず特に濱田彌兵衛の如きは其の尤も偉大なるものとす彌兵衛は肥前長崎の代官役末次平藏と云へる者の隸屬にして勇膽義烈の人なりけり主人平藏は明の鄭成功と云へる者明亡びて後我邦の平戸に來りて住める頃交りけるが其後鄭成功は台湾を討取り之に據りて清と戦ひて恢復を謀らんとし故に和蘭人をして守らせけるが其頃平藏は年毎に漳州に商船を出だしけるが航海の往復には必ず臺灣を休息の所となしぬ寛永の初め或年平藏の商船例の如く真帆十分に追風をはらみ臺灣の港口をさして走りけるに近傍の小嶋に潜伏して待かけ居たる蘭人の首領セネラルは時期はよしと部下數百名を引連れ此方の商船にひたくと乗付けぬ早く準備の細楷子を投げかけ船中に亂入して専恣に貨物を掠め散々の狼藉を極めけるが我商人は武器一箇だに持たざれば如何にも詮すべなくほうくの肺にて長崎へ逃げ歸り有りし頗末を告げけるに平藏は之を聞き齒がみをなして憤りしが甲斐なく其儘に無念の日をば送りける彌兵衛は之を聞き如何にも心外に堪へざれば或時平藏に向ひて云へるやう今度の一條此儘に爲し置かば彼等如何なる事

を爲出さん計り難し事瑣細に似たれども頗ぶる國體に係れば一度彼等の荒膽を取挫き君の爲に憤りを露し恥を雪ぎて我國威を示し呉れん左りながら此より氣候嚴冬に向へば船を出だし難く故に明年の春を俟て出發し其迄に悉皆の準備を整へなば此上なき都合なりと事もなげに言ひ放つに平藏うち點首我にありても其の考案なきにあらぬも此事至て難く彼には充分の武器も備はり戦ふべき船艦もあれば尋常の事にて功を奏せん事思ひもよらず却て毛を吹て傷をもとめなば悔てもかへらじ先づ見合せ置て時機を待つべしとの言葉に彌兵衛膝を進ましそは尤もの事なれど今臣に奇策あり爰に大船一艘に農人百人を乗込ましめ臺灣に抵り荒蕪地を開墾すと詐り上陸して彼等の隙をうかいひ不意に切て出で首領を刺し殺さば其餘は手にたつ者一人もなく降参する事必定なりと云ふに平藏稍思案にくれしが順てハタと小膝を打ちよくも申したり斯かる上は何事も汝に任せん首尾よく功を奏し積る憤怨を露らさせ與よと其より出船の準備をさく／＼怠たらず明年の春に至り悉く準備どゝのひければ彌兵衛は弟小左衛門及實子の新造と共に農人百名を引連れ自分等も農人姿に扮装して小刀一口をかくし持ち勇ましくも出船し程なく臺灣の港に着しける蘭人等は時ならぬに和船の港に繋りしを見て大に不審しが之れ必定先年の怨を報んが爲に來りしならんと察し忽ち數十艘の船を出だして取圍み返答によつては號令と諸共一度に打出して微塵に爲さんと筒口崩へて待かけしは最も危な

き次第にこそ彌兵衛は少しも睡がず立出で我等今日當地に参りしは別儀ならず豫々土人と約束せし次第もあり且つ元來當地は強く荒蕪あれば開墾の爲にわざ／＼農人を連れ來りたれば何卒允可を得て速に上陸致すべくやう願はしふ存せらるゝと云ひ出でけるに蘭人等は尙ほ猜疑て船に入り隈なく探しむとむるに皆農人と農具のみにして武器らしきものだに無れば漸やうにして安堵しけん始めて彌兵衛等數人のみ上陸を許しけるが尙ほも四方に兵を置て本船を衛りぬ順て彌兵衛等は農人姿に假裝たる下に一刀をかくし持ち陸に上り臺灣城に詣り案内にひかれてセネラルの前に出で故らに身を戦き聲を頭はし懼恐れたる状をなし何卒開墾の許可あるやう偏へに願はしふ若し御許しなき時に於ては詮なければ速かに纜を解きて歸國いたさんと云ふにセネラルは最と儼然に椅子に凭り髯を撫でながら彌兵衛等を一睨して今汝等の云ふ所音聲低くして恰がら蚊の啼が如く碌々に趣意も聞取り難し決して恐るゝに及ばざれば前み近づきて委細に物語るべしとの事に仰せ畏みぬと恐々膝を前まし開墾に付き尙ほ語り受け隙を窺ひて彌兵衛突然にセネラルに組付く此方も白もの椅子より頓墜しながら双手に總身の力をこめ彌兵衛を組敷ける弟小左衛門早やこれ迄とかくし持たる一刀キラリと引抜き背の方にて力ら限りにセネラルを撲つ、うたれて堪らずセネラル其手を放てば彌兵衛ひらりと身を翻しそが上に馬乗りに跨がり一刀を胸もとにさし付け動かば刺さんと身掃へたり折からセネ

ラルの侍者一人劔を抜て韋駄天の如く走り寄り彌兵衛を刺さんとするを子の新造左はさせじと渡り  
 あひ途に首を斬て落すに闇人等は此有様に膽を消し手に合ふもの一人もなく皆散々になつて逃出け  
 るを追捲つて數十人を斬り倒し順てゼチラルを高手小手に縛りあげて誦けるやう汝よくも昨年我商  
 船を鹵掠て散々の狼藉を加へけるよな豫々汝も耳にせし事あらんが我日本は神國にて汝等如き者に  
 恥辱を興へられよもをめくど過さんや今此の所に於て汝を血祭りになし其餘の奴原を徹塵になし  
 呉れんと破鐘の如き聲を發しちどりわがり力足どうくと踏ならしけるに有聲のゼチラルも一縮と  
 なり顔色恰がら藍の如く顔ひ戦ぎ只管に罪を謝し一命だにお助けあらば何事も仰せに背くまじと眞  
 實にあらはれ涙を流して申しけるに然らば速く損害の償金を出し本船の見張り兵を引あげさせ  
 よと云ふにそは最と易きことなれど何分にも縛目の儘にては仰せにも従がひ難ければ何卒命令を傳  
 へる間のみこれを縦せ給へと云ふを彌兵衛叱りて承引はず縛縛たる儘にて外方へ引出し自から細の  
 端を取りて命令を傳へさせしは最とも氣味よき次第にこそ間もなく償品を出す事丘の如く哨兵をも  
 引揚げけるにぞ彌兵衛ゼチラルを引つけて儼然に申渡しけるやう汝我言葉に従がひたるゆゑ約束の  
 如く一命は助くると雖ども一度日本に連歸りて我將軍の命を俟んと其儘本船に引行きけるにゼチラ  
 ルは早や生たる心地なく涙を瀧の如くながし嘆きけるやう我れ今捕れて日本に到れば我王に申すべ

き辭なく我妻子も罪を得べし幸に憐れ垂れ我に本年十二歳の實子あれば何卒之を我が身換りに連れ  
 歸り姑らくの罪を赦し給へ我れは明年を俟て日本に渡り今迄の罪を謝し申す可ければ何卒此の一事  
 をのみ御許容ありたしと餘儀なき頼に彌兵衛も其情を憐れみゼチラルを釋して順て其子を入質とし  
 億萬を奏して日本に歸りたるが是の事將軍家光公の聞に達し大に其俠勇を稱し給ひける是に於て彌  
 兵衛の億萬遂に天下に順れて其の俠名を知られぬ後ち一年餘を過ぎてゼチラルは體懐を表し入質を  
 前取に渡來せしかば漸く後を懲らし翌年に人質を還へしやしが是より彌人は大に日本の武方を怖  
 れぬ後彌兵衛は幾程もなく病んで歿せしが子の新造は肥後侯に召れ高懸を賜はりて子孫榮へたりと  
 聞ゆ

有名なる石見の國學者野之口隆正氏嘗て彌兵衛の事蹟を長歌に詠し之を扁額として該岐の琴平神社  
 に奉納せり一唱彌兵衛の性行を知るに足れば左に掲ぐ

田彌兵衛事蹟並短歌

野之口隆正

語りつき言つぎけらく、長崎にありける人の、絆弓末次の子が、おほやけの御許可たばり、船造  
 り水手乗りくませ、海中に船のりいだし、日の入るやえみしの國に、物かへに行きける時に、オ  
 ランダの夷わたしつ、歸りきて水手隔らへば、末次は牙噛いかりて、八百日行濱田にのらく、汝



をきてをばなし、汝をきて大丈夫はなし、ぞく行きて事なし畢へよ、國のためな愈りぞと、朝びらき出だしやりけり、オランダの夷よりある、高砂の島にいたりて、物易なる商人改して、伺ねちひ近づきよりて、ゼテラルをとりて掛きて、ひる刀隠しぬきもち、その胸にさしめてたけひ、敵みたる虎がほゆるぞ、智入のおびゆるまでに、聲高く残る夷ら、みさげつゝ罵りけらく、五月蠅なす立騒ぎては、この夷さし殺してん、日本の神の御國ぞ、わが友はたけかるものぞ、言騒々汝をみしに、つたなくも耻みせられて、いかでかも黙しあるべき、いかでかも只にやすきん、あだを今むくひつべしと、ま具に語りたりけり、ゼテラルは恐りかしこみ、わをな殺したまひぞ、二つなき眞女子いたさん、吾をばゆるしたびねぞ、眼の下に涙かきたり、悲しみて歎きしからに、その子とりかへりてありしを、吾が船にわたせしものを、つみなひて奪ひしものを、残りなく船につみいれ、禮代のものさへそへて、懸るに請ひけるからに、その子ちを還しやりけり、わが國のみいづ示し、濱田はも國の忠人、外國のふみよみふけり、外國をあそりかしこむ、博士らは國の罪人、しかにはあらじか、

八百日ゆく濱田たけをは國のため夷とらへて事なしをへつ

蘆田勘助

深慮

名は万年山、墓は青松寺にあり

江戸芝の愛宕下万年山青松寺に鎗持勘助の墓と云へるあり今其由来を記さん、昔關ヶ原の役果て後一日本多豊後守康重は一條の自身の鎗を携へ越前侯徳川秀康公に關へて云ひけるやう臣若年の頃より此鎗先にて敵を破り名を得し事數回にして就中元龜元年姉川の役に敵を討取り軍忠の褒賞を賜ひ同三年味方ヶ原の役に亦首級を獲天正三年五月長條の役齋藤山の先登して敵を斃すとぞ敵入各々首を取り又同九年高天神の役に敵軍を破り首級二十一を得たり又今年三月小牧の役に戦て首級を取り四月長久手合戦の先鋒にありて敵と接戦し首級十六を此鎗に結び付け携出で實檢に供ふる敵々只此鎗一條の助にありぬみ臣が鎗を用ふるは他人の所有と異り鎗を合せて一人の敵を刺すを要せず敵勢群集化仰ひ此大身の鎗を以て敵を強倒すを戰の肝要とせり素より一命を此鎗に頼む臣が身に取て最上の重器なれば暫時も側を放す事なく年来手馴れ最心よく是を携ふれば未だ一度の敵れを取りし事なき覺の鎗にて頗る秘藏の物ながら今は老年に及び持心巨力に過ぎたりと覺ゆ然れば有りて用なき物なれども棄て武庫に納めんと亦快からず然りとて現今此鎗を携へて敵に送らんとはいふは忍

れながら君の外にありと覺えず甚だ不敬の至りなりといへども不遜を顯みず君に譲り奉らんと欲し相携へて參上す仰ぎ願くは臣が不敬の罪を宥恕ありて取上させ給はば臣が大慶何事かこれに及かん宜しく採用あらんことを具陳せり秀康公喜悅斜ならず我力量いかで足下の剛力に伯仲すべきや然れども足下の武功にわやかり永く子孫に傳つて秘藏し戰場に向はば必ず携へ行べしと受納せらる康重奮躍して退出せり然れども秀康公其言に違はず事あらば携へらるべかりしを不幸短命にして世を早く去れしかば遺言に依て嫡男忠直其讓を受け元和元年大坂の役にも其鎧を携へられ五月七日奮戦して敵將真田左衛門幸村を始め其外甲乙の城兵を討取り首領を得ること四千七百九十四なり斯くの如く武功をあらはされ勳績第一なりとて同年閏六月十九日從三位に叙し參議に任ぜらる茲に至り其有功に誇り我父秀康は大御所(家康公)の長子なれば大將軍の職をも襲るべかりし身にありながら僅か一國を領せられ我父其嫡男に生れながら大功あるにもかゝはらず斯許りの官位とは何事ぞと夫れより日を遡て暴々數舉動多く明暮酒色に耽り其他種々の亂行ありといへども故秀康の事を思はれ且は忠直の傑中は秀忠公の姫君なれば上にも遠慮せられしと雖も暴戻日に増し盛なれば其惡行のみ江戸に聞へ今は詮方なしとて元和九年封國を沒收せられ教習に墮居して僧となり一伯と號せり後豊後國萩原に配流となり男仙千代丸幼弱なれば越後國高田城に移されけり後寛永六年十二月從四位下に

叙し左近衛權少將に任ぜらる此時將軍家光公諱の一字を賜はり光長と稱す彼鎧光長に傳へ光長より其子美作津山の城主松平宣富に譲りければ宣富は平日の出行に持たする持鎧とせらる其鎧穂の長さ四尺五寸柄の長さ九尺柄鞘合して總尺一丈三尺五寸鞘に熊毛をうる其重きこと尋常人の持得べき鎧ならねど其臣下に蘆田勘助義勝といへる剛者ありて之を持てり義勝が大力三人の合力に勝れり烈風の時はいかなる剛強の者も起して持つ事を得ざれども義勝は暴風をも物の屑ともせずして持ち行くにぞ見るもの怪力といはざるはなし義勝が此の役にあること延寶より元祿の末迄二十餘年なり獨り熟らざるへらく我れ壯年より此の鎧を持事多年今已に老年に及べり是まで一點の過失もなく烈風を凌ぎ暴雨を厭はず勤めたりしが我死せば誰か容易く持つものあらんや繼令持つことを得るものありても其苦心いかばかりならんや自然卒忽の過失あらば本人一己の曲事ならず君家の耻辱なり元の持主は剛強の人にて此鎧を自由に遣ひ働きもしつらめ今の君侯いかで此鎧を以て自在の活動をし給ふべけんや若し此鎧御手に餘る時は實に御不覺の基なり彼是を考ふれば今柄を伐りて短くし君侯の所用を便利にし持人の難儀を除くに如かじ然なりと一心に後害をはかり石突より上三尺許切り捨て其旨趣を一書に認め屠腹して死したり傍觀何心なく義勝が部屋に來り其跡を見て大に驚愕し其筋に具申す檢使來りて檢査するに一通の遺書あり携へ歸て藩廳に呈しければ重役披見するに持鎧尋常

に過ぎ持者の苦み後來幾干ならんや其は持者ありて持もせり給は武士第一の重器なり若し事あるに  
 臨まば君上これを護身となし給はん此重く長きを以て敵に向はせられんは最も危殆の事なれば彼  
 是を考へ只今恐れを顧みず此鎧の柄を縮めたり尤も其罪死を以て謝すと配せり重臣等も義勝が將來  
 を遠慮せしを大に心中に感ずといへども重器を自儘に伐り縮めし大罪君認如何哉と大に當惑せしか  
 どもいはで止むべき事ならねば遺誓の旨趣を具に上陳に及びけるに宣富暫く黙然として可否の沙汰  
 もなかりしが漸く重臣等にもかひ義勝卑臣の身にて一命を捨て予が不覺をいましめしは感ずるに餘  
 れり予は然る深き慮もなく只先代よりの贖物を重んずるのみにて自分の力量をも考へず平日其まゝ  
 に從具に持たせしは不覺の甚しきといふべし義勝が所爲予を諫め後役を助くるの處置忠誠の至りな  
 り宜しく懇に吊ひ遣るべしとの命に依り重臣等も大に安心し其屍を棺に納め前配の青松寺に葬り其  
 墓に石像を建て懇ろに追福しけりといふ今猶其墓存在せり

豫 告  
 古今 名譽實錄 第三卷 目次

- 小野川 喜三郎(有馬力主の實錄)
- 源 慶 正 常(片藤刀太の實錄)
- 脇坂 七兵衛(前田家臣の實錄)
- 左 甚五郎(彫刻名匠の實錄)
- 定 西 法 師(海軍入道の實錄)
- 松 田 忠 察(鏡山復讐の實錄)
- 北 條 泰 時(鎌倉執權の實錄)
- 幡隨院 長兵衛(江戸伏魔の實錄)
- 曲 垣 盛 澄(馬術達人の實錄)
- 山城屋 希助(明治藩商の實錄)
- 戸 谷 新右衛門(肥州藩民の實錄)
- 萩 田 主 馬(高山騷動の實錄)
- 支 倉 常 長(薩摩遣使の實錄)
- 馬場 三郎兵衛(大飲酒家の實錄)

毎月一回發行 一冊定價金拾五錢郵税四錢

明治廿六年九月十四日内務省許可  
 明治廿六年九月三十日印刷  
 同 年 十 月 二 日 發 行  
 每月一回發行 一冊定價金拾五錢郵税四錢

發行者 和田篤太郎

東京日本橋區通四丁目五番地  
 東京牛込區市谷加賀町一丁目  
 二十三番地

印刷者 根岸高光

東京日本橋區通四丁目

發行所 春陽堂

電話五拾壹番  
 東京牛込區市谷加賀町一丁目  
 十二番地

印刷所 秀英舎工場

電話十九番

に過ぎ持者の苦み後來幾干ならんや其は持者ありて持せめ給は武士第一の重器なり若し事あるに  
 臨まば君上これを護身となし給はん此重く長きを以て敵に向はせられんは最も危殆の事なれば彼  
 是を考へ只今恐れを顧みず此鎧の柄を締めたり尤も其罪死を以て謝すと記せり重臣等も義勝が將來  
 を遠慮せしを大に心中に感ずといへども重器を自儘に伐り縮めし大罪君聽如何哉と大に當惑せしか  
 どもいはで止むべき事ならねば遺誓の旨趣を具に上陳に及びけるに宣旨暫く默然として可否の沙汰  
 もなかりしが漸く重臣等にむかひ義勝卑臣の身にて一命を捨て予が不覺をいましめしは感ずるに餘  
 れり予は然る深き慮もなく只先代よりの贖物を重んずるのみにて自分の力量をも考へず平日其まゝ  
 に從具に持たせしは不覺の甚しきといふべし義勝が所爲予を諫め後役を助くるの處置忠誠の至りな  
 り宜しく戀に用ひ遣るべしとの命に依り重臣等も大に安心し其屍を棺に納め前記の青松寺に葬り其  
 墓に石像を建て戀ろに追福しけりといふ今猶其墓存在せり

豫 告  
 名譽實錄第三卷  
 古今 目次

- 小野川 喜三郎(有馬力士の實錄)
- 源 慶 正(片麻刀士の實錄)
- 脇坂 七兵衛(前田家臣の實錄)
- 左 甚五郎(彫刻名匠の實錄)
- 定 西 法 師(觀海入道の實錄)
- 松 田 忠 察(銀山復讐の實錄)
- 北 條 泰 時(鎌倉執權の實錄)
- 幡隨院 長兵衛(江戸俠客の實錄)
- 曲 垣 盛 澄(馬術達人の實錄)
- 山城屋 祐助(明治警察の實錄)
- 戸谷 新右衛門(和州農民の實錄)
- 萩 田 主 馬(高田驛助の實錄)
- 支 倉 常 長(羅馬親使の實錄)
- 馬場 三郎兵衛(大飲酒家の實錄)

毎月一回發行 一冊定價金拾五錢郵稅金四錢

明治廿六年九月十四日內務省許可  
 明治廿六年九月三十日印刷  
 同 年十月 二日發行

發行者 和田篤太郎  
 東京日本橋區通四丁目五番地

印刷者 根岸高光  
 東京牛込區市谷加賀町二丁目  
 二十三番地

發行所 春陽堂  
 東京日本橋區通四丁目  
 電話五拾壹番

印刷所 秀英舎工場  
 東京牛込區市谷加賀町二丁目  
 十二番地  
 電話十九番

本一採集五萬其必要に因り用例を添ふ〇二採集の語に於ては從新語等上古の通語俗語方言  
 而數全無限七曜表二漢字假名遣三難字地名彙四疑似の  
 所長殊特書本  
 漢字表(千子弋戈已巳)年號類集第五日本海陸交通全圖(比類無)

山美編  
 田齋纂

# 新節用辭典

中總七頁四  
 本ク百十  
 美一頁八  
 製ス餘錢

本書は從來の節一機軸を出したるものにて著者が日本大辭書編農工商その何れにも適  
 用集の外全く機軸の経験に基き専ら普通用として廣く農工商その何れにも適  
 るものなり此辭典を備ふれば常用に際し廉なる所もあり古語と假名遣等を嚴密に正したれば操  
 し此上もなき便利なるべく殊に其價格の低廉なる所もあり古語と假名遣等を嚴密に正したれば操  
 筆者亦之を得て無一の  
 伴出たるべしと云爾

發行所

東京日本橋區通四丁目

春

陽

堂